

はじめに

近年、少子高齢化が急速に進行する中で、過疎化や核家族化による高齢者世帯が増加しており、更に以前と比べて近所づきあいが希薄になるなど、様々な地域課題が浮き彫りとなってきました。こうした社会情勢の中、それらの諸課題を解決し、誰もが地域の中で幸せを感じ、住み良さを実感できる地域社会を実現するためには、住民、地域、行政がお互いに連携を図りながら、協働して地域福祉の推進に取り組んでいくことが重要となります。



このような中、大和町では、「大和町地域福祉計画」を策定いたしました。本計画は、「大和町総合計画」を上位計画とし、住民（自助）、地域（互助・共助）、行政（公助）がそれぞれの役割を果たしながら、地域の中で住民同士の助け合いや支え合いを進めるための仕組みをつくる指針となるものです。

本計画の策定にあたっては、町内6地区における住民懇談会や住民及び福祉関係団体へのアンケート調査、大和町地域福祉計画推進協議会による審議、地域おこし研修会の開催等を通じて、多くの住民の皆様に参加いただき、大変ありがとうございました。

本計画では、基本理念を「人と人がつながり 明るく元気なまち 大和 ～みんなで築こう地域の和～」と定めており、子ども、高齢者、障がいのある人たちをはじめ、住民一人ひとりが暖かい心を持ち、支え合い、助け合いながら、地域が一体となってまちづくりを進めることができるよう、地域での見守りや支え合う体制の充実等を目指すものです。

住民の皆様に参加していただくことにより、住み良さを実感できる地域社会を実現するための第一歩を踏み出すこととなりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にご尽力くださいました大和町地域福祉計画推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査などを通じ貴重なご意見をいただきました関係団体の方々並びに住民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

大和町長 浅野 元

はじめに

大和町社会福祉協議会は昭和 42 年の法人格取得以降、地域の皆様の深いご理解とご協力のもと地域に根ざした事業をこれまで展開して参りました。

昨今の急速な少子高齢化社会の進展や経済的格差の拡大による複雑・複合化している地域課題に対応するため、社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉推進」の中核的機関として位置づけられており、時代の変遷とともに担うべき責務がますます重要なものになっています。



この間、国においては生活困窮者自立支援法の施行、介護保険制度の見直しによる新たな総合事業の実施、社会福祉法人制度改革など、地域福祉に重点が置かれた取り組みが進められています。このような施策が進められるなか、全国社会福祉協議会の強化方針で示されている「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」を進めて行くため、行政計画である「地域福祉計画」と大和町社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を大和町と一体で策定いたしました。

大和町社会福祉協議会では、この計画をもとに今後誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに暮らしていくことができるよう、地域住民・福祉関係事業者・ボランティア等との連携を一層強化し、また福祉に限らず他分野との包括的な支援体制を構築し地域福祉活動を推進して参ります。

本計画の策定にあたり、ご意見やご提言を頂いた策定委員会委員の皆様、また地域懇談会やアンケート調査に貴重なご意見をお寄せいただいた町民の皆様に心より感謝を申し上げますとともに、今後も本計画推進へのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年3月

社会福祉法人 大和町社会福祉協議会
会長 田村 雄二

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉とは	1
2 計画策定の背景	5
3 計画の位置付け	7
4 計画の期間	10
5 計画の策定体制	11
6 地域福祉圏域の設定	12
第2章 大和町の地域福祉を取り巻く現状と課題	13
1 統計からみる現状	13
2 町民アンケート調査からみる現状	18
3 関係団体アンケート調査からみる現状	34
4 地区懇談会からみる現状	42
5 大和町の地域福祉に関わる主な課題	46
第3章 各地区の状況	48
1 吉岡地区	50
2 宮床・小野地区	52
3 吉田地区	54
4 鶴巣地区	56
5 落合地区	58
6 もみじヶ丘・杜の丘地区	60
第4章 計画の方向性	62
1 基本理念	62
2 基本目標	63
3 計画の体系	64
第5章 施策の展開	65
1 みんなで支え合う地域づくり	65
2 人と人がつながる地域づくり	74
3 安心して暮らせる地域づくり	81
4 適切な支援が受けられる地域づくり	90
第6章 計画推進体制と評価	102
1 計画内容の周知徹底	102
2 社会福祉協議会の発展強化	102
3 関係機関との連携・協働	102
4 計画の進捗管理	103

資料編.....	104
1 大和町地域福祉計画推進協議会設置要綱.....	104
2 大和町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	106
3 大和町地域福祉計画推進協議会委員名簿.....	108
4 該当事業一覧.....	110
5 策定経過.....	114

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

(1) 地域福祉の考え方について

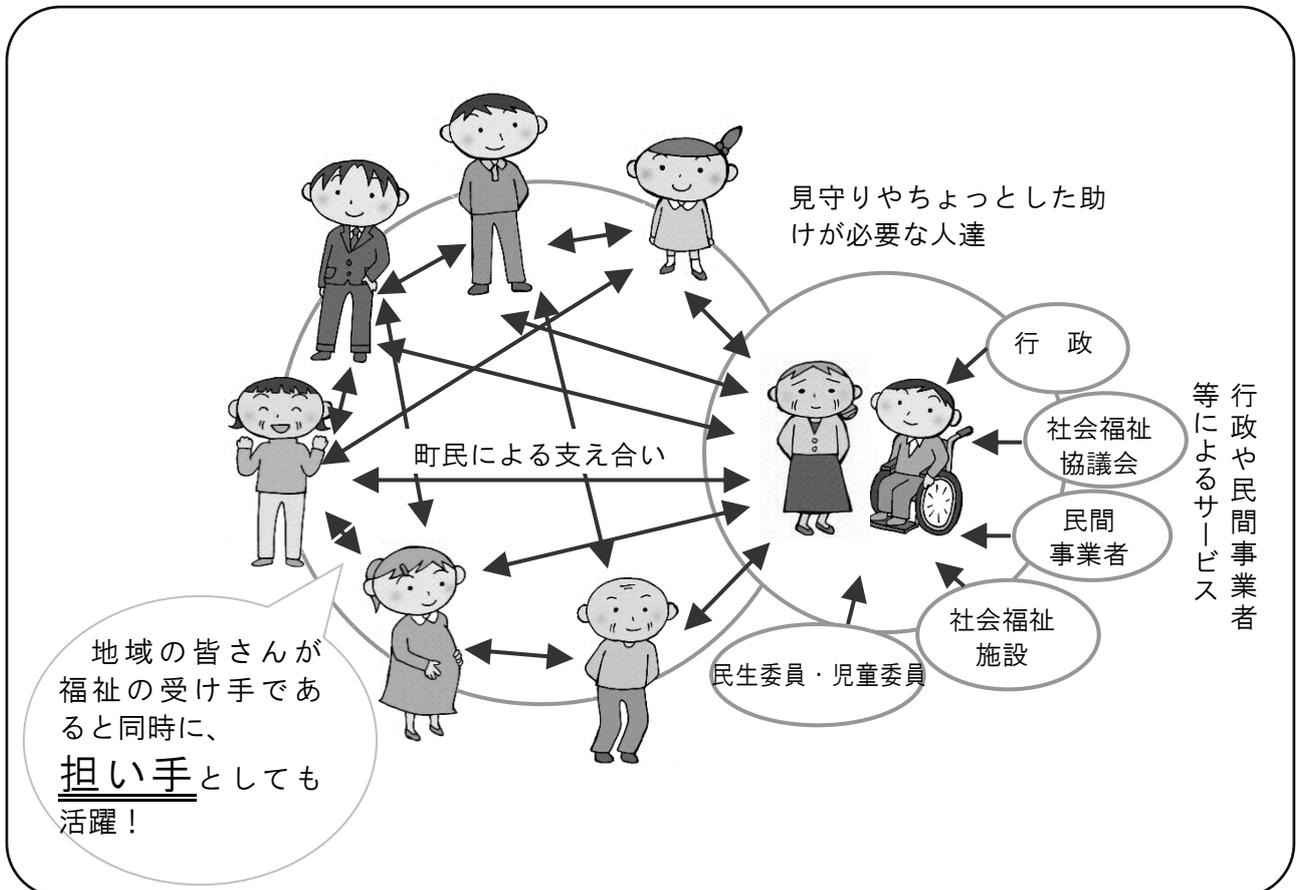
地域福祉の「福祉」という言葉の意味はどのようなものでしょうか。

「福祉」とは、高齢者福祉、障がい者福祉及び児童福祉などといった対象者ごとに分かれた「行政などによるサービスの提供」や「一部の困っている人に対する支援」だけではなく、全ての人に等しくもたらされるべき「しあわせ」のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを指します。

そして、私達の住む町では地域とのつながりの希薄化、一人暮らし高齢者の増加、生活困窮など、様々な地域課題が浮き彫りとなっています。このように多様化している課題に対して、重要となるのが「地域福祉」という考え方です。

「地域福祉」とは、全ての町民が安心して生活が送れるように町民、福祉関係者、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を果たしながら地域全体で力を合わせて課題解決に取り組むことをいいます。

■地域福祉のイメージ



(2) 地域福祉を進めるうえで重要な視点

① 「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方

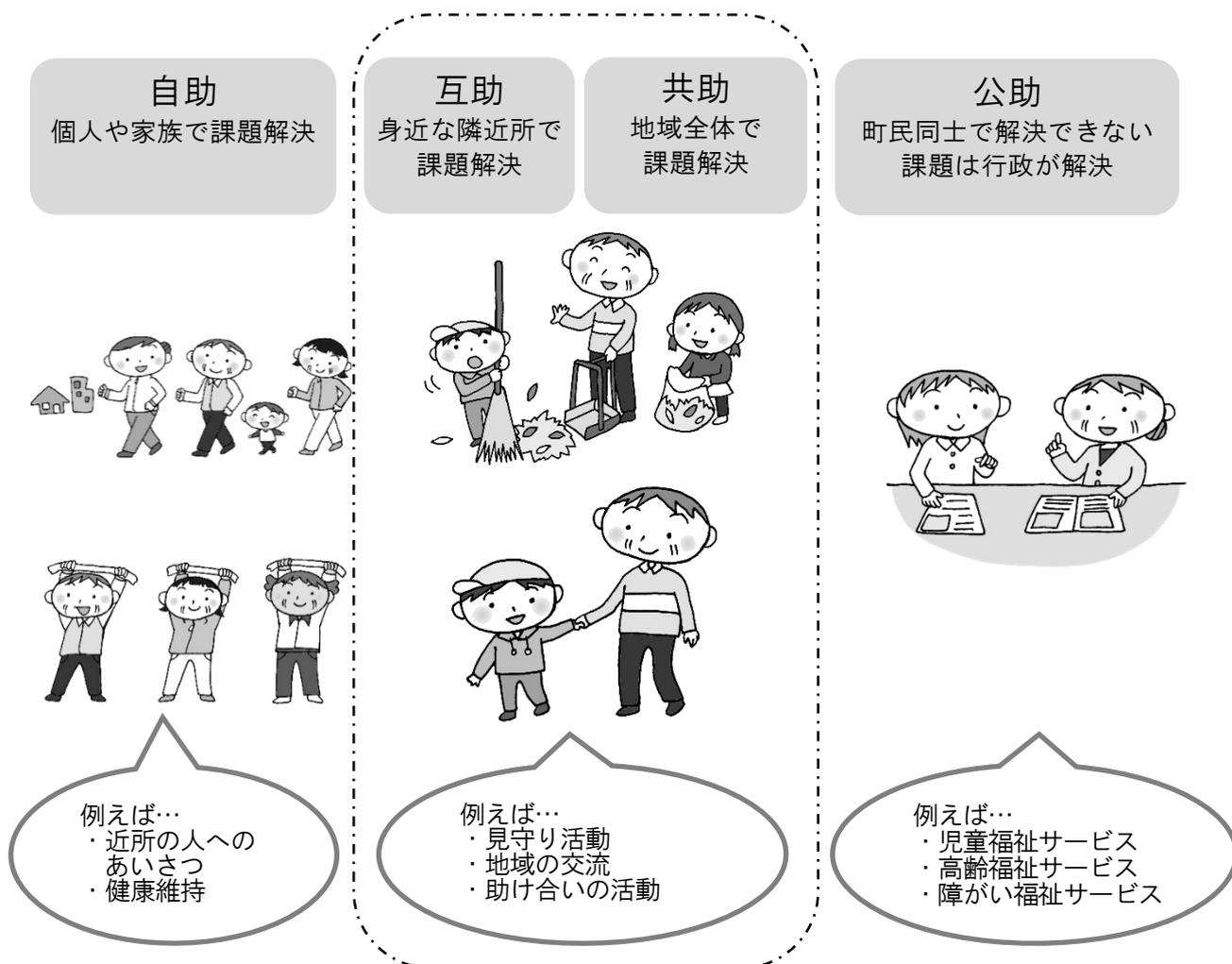
今後、地域福祉を推進するためには、町民・福祉関係者・社会福祉協議会・行政などがそれぞれの役割を果たすとともにお互いに力を合わせ、「自助」「互助」「共助」「公助」に取り組んでいくことが重要となります。

その中でも今後、団塊の世代が一挙に後期高齢者となることで、要介護認定者数や認知症高齢者数の増加が見込まれており、誰もが住み慣れた地域で暮らしていくためには行政だけでなく

地域の中での住民同士の助け合いや支え合い（互助・共助）

を進めていく必要があります。

■ 「自助」「互助・共助」「公助」のイメージ



②地域共生社会の実現

国においては、2016年7月に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部が設置されました。

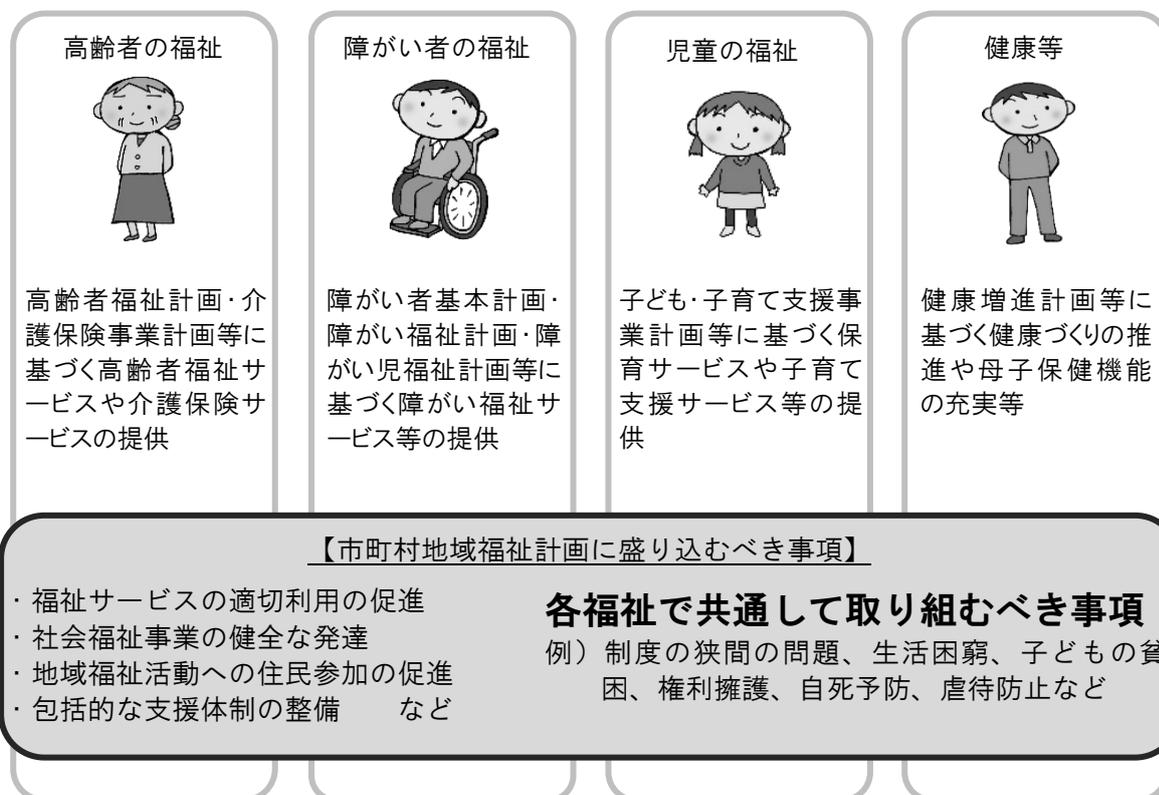
“地域共生社会”とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

その中で、従来高齢者分野に限られていた「地域包括ケア¹」の理念を普遍化し、個別福祉分野の縦割りにとらわれない包括的な支援体制を構築していくことが目指されており、福祉分野の共通事項を記載する「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の重要性が強調されています。

本計画は、高齢者や障がい者など個別の福祉計画の上位計画として位置付けられているものですが、単なる個別計画のまとめ直しではなく、それらを有機的につなげ、また個別計画だけでは網羅できない隙間を補完していく計画としての機能を持っています。

特に、地域共生社会の実現のために地域住民の参画と協働が必要となる中で、本計画は地域課題を「他人ごと」ではなく『我が事』としてとらえ、地域の中でできることからはじめてみるきっかけづくりの役割も担っているといえます。

■地域福祉の領域イメージ



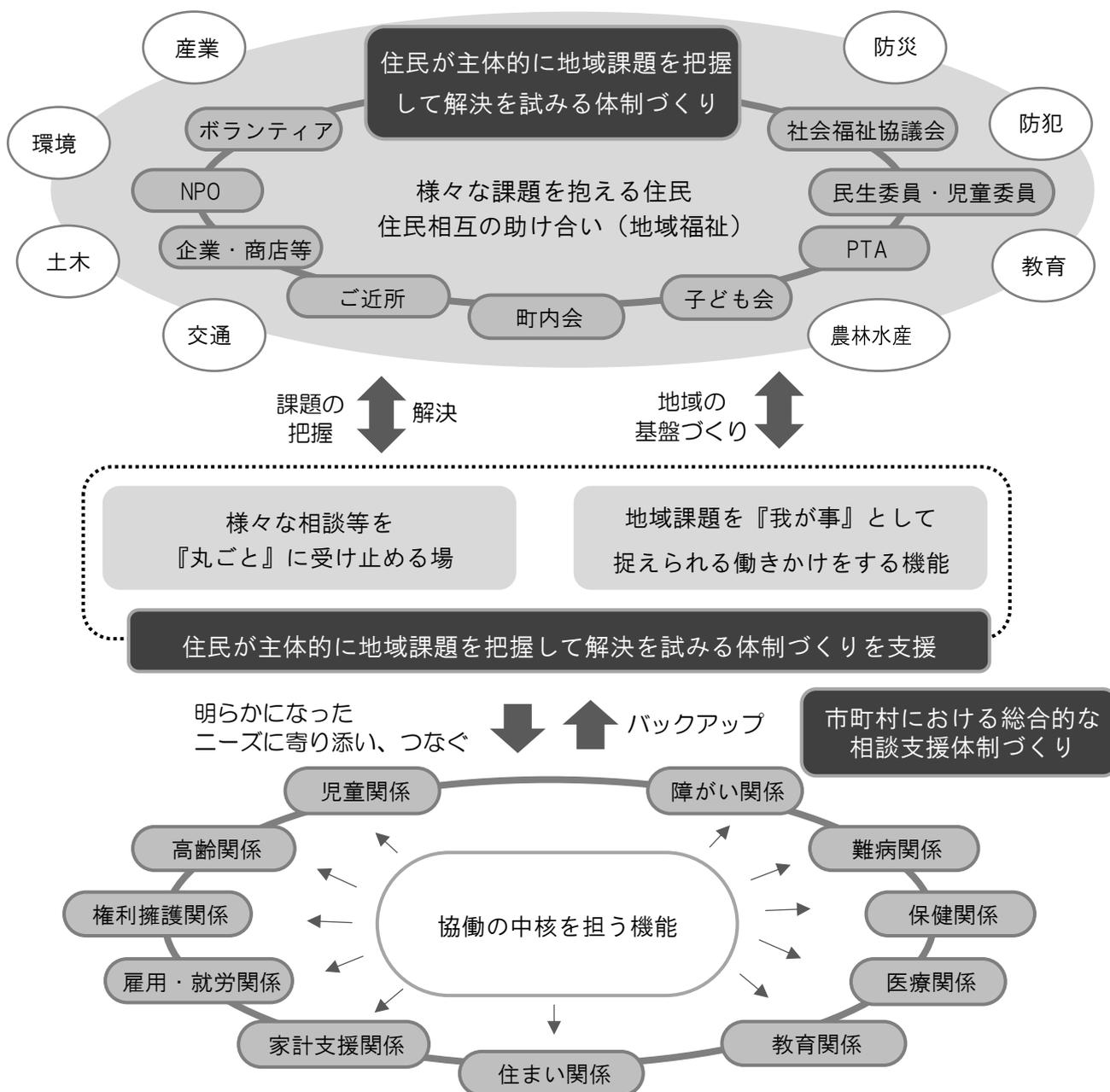
¹ 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために必要な支援体制の構築

③包括的支援体制による地域づくりの強化

本町においても、地域共生社会の実現に向けて、住民それぞれが地域課題を『我が事』としてとらえ、解決する力の強化及びそれを支援する取り組み、様々な相談などを『丸ごと』に受け入れることができる場の整備、そして、制度や分野等の枠組みを超えた総合的な相談支援体制づくりが求められています。

今後、住民相互の助け合い・支え合いに加えて、福祉に限らず、産業、防災・防犯、教育、環境、交通等の分野との連携により、困難を抱える人の活躍の場や就労の場を確保するなど、包括的な支援体制による地域課題の解決で、安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

■ 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的相談支援体制のイメージ



2 計画策定の背景

(1) 国・全国社会福祉協議会の動向

国において、2000年に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、この法律の中で「地域福祉の推進」を基本理念とした市町村地域福祉計画の策定が示されており、その後も様々な通知が示されました。

また、2016年には『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部を立ち上げ、社会的孤立や生活困窮等の問題も含め、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指した方向性が出されています。

さらに、2018年の社会福祉法の一部改正では、地域住民が自ら、地域の様々な分野にわたる生活課題を把握し、その解決に向けて各種支援機関と連携しながら活動することが、地域福祉の理念として掲げられました。

■国・社会福祉協議会の動向

年	内容
2000年	・社会福祉法の改正により、地域福祉計画の策定が努力義務と位置付けられる
2010年	○全国社会福祉協議会「福祉ビジョン2011」
2012年	・厚労省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」 ・子ども・子育て関連3法成立（「子ども・子育て支援法」、「認定子ども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」） ○全国社会福祉協議会「社協・生活支援活動強化方針」
2013年	・社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書 ・社会保障制度改革国民会議報告書 ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律施行
2014年	・厚労省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律施行
2015年	・介護保険法改正 ・生活困窮者自立支援法施行 ○全国社会福祉協議会「全社協 福祉ビジョン2011」第2次行動方針
2016年	・『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部設置 ・「障害者差別解消法」施行 ・「発達障害者支援法」改正 ・地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）設置 ・「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」公布（社会福祉法一部改正） ○全国社会福祉協議会「社会福祉法人制度の見直しに対応した社会福祉協議会と社会福祉法人・福祉施設の協働による活動の推進方策」
2017年	・地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）報告書最終とりまとめ
2018年	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について

(2) 宮城県・宮城県社会福祉協議会の動向

宮城県内では、2011年3月に発生した東日本大震災を受けて各自治体において、被災者の生活支援やコミュニティの再構築が行われており、住民同士の助け合い・支え合いによる地域での自立した生活を支援する「地域福祉」の重要性が認識されており、県では2016年3月に『すべての県民が安心していきいきと暮らせる地域社会づくり』を基本理念とする「宮城県地域福祉支援計画（第3期）」を策定しています。

また宮城県社会福祉協議会においても、社会情勢の変化や制度改革など、新たな課題に対応し、計画的・総合的に地域福祉の推進を図るため、2018年に「宮城県社会福祉協議会第二期地域福祉推進計画」を策定しています。

(3) 大和町・大和町社会福祉協議会の動向

本町では、これまで高齢・障がい・子ども・健康など各福祉分野において取り組みを進めてきました。しかし、少子高齢化や多様化している地域課題に対応していくためには、行政や社会福祉協議会だけではなく、町民・福祉関係者などとの協働、分野を横断した取り組みを進めていく必要があります。

そこで大和町及び大和町社会福祉協議会では、国が示す「地域共生社会」の理念を踏まえ、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、町としての地域福祉の理念や方向性、具体的な活動を示す「大和町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

3 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市町村の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める計画です。

町の地域福祉を推進するためには、町として地域福祉の「理念」と「仕組み」を示していくことが重要です。そのため町の各種計画も踏まえ、「地域福祉計画」において地域福祉の「理念」と「仕組み」を定めます。

(2) 地域福祉活動計画

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の中で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されており、町民やボランティア、福祉関係者・行政機関等と連携しながら地域福祉を推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指しています。

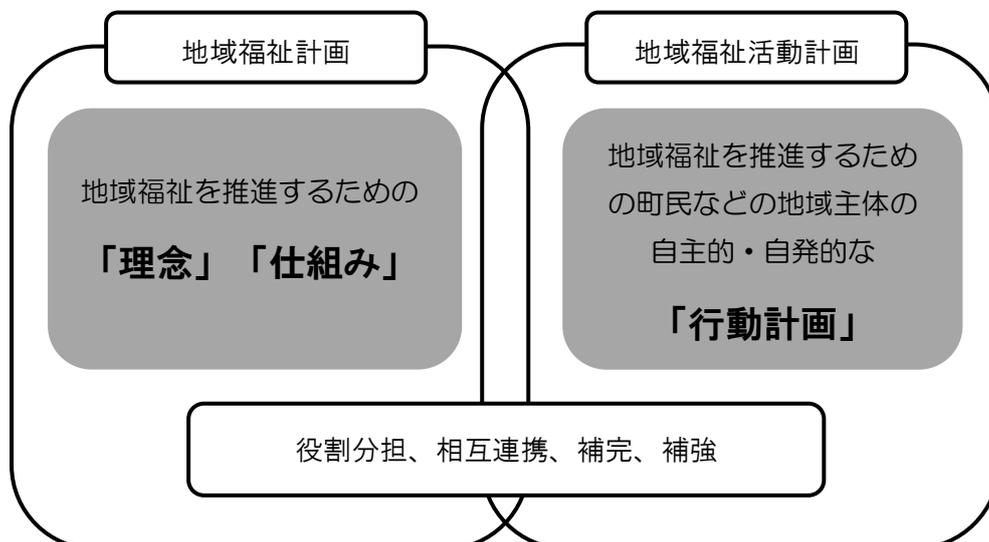
そのため「地域福祉活動計画」において、町が策定する地域福祉計画と連携協働し、町民及び福祉関係者や事業所が、地域福祉推進に関わるための具体的な活動を定めます。

(3) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の関係性

地域福祉を計画的・効率的に展開するためには、行政等による公的な福祉サービスと町民による福祉活動、民間の福祉サービス機関・団体等による活動が一体となり、包括的に支援していく仕組みづくりが必要です。

そのため、町が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、「地域福祉計画」の理念に基づき、相互に公的なサービスの提供や地域の自主的な行動について定め、役割分担や連携を図り、支援が必要な人の日常生活を支える体制づくりを行い、「地域共生社会の実現」を進めます。

■両計画の関係性



社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

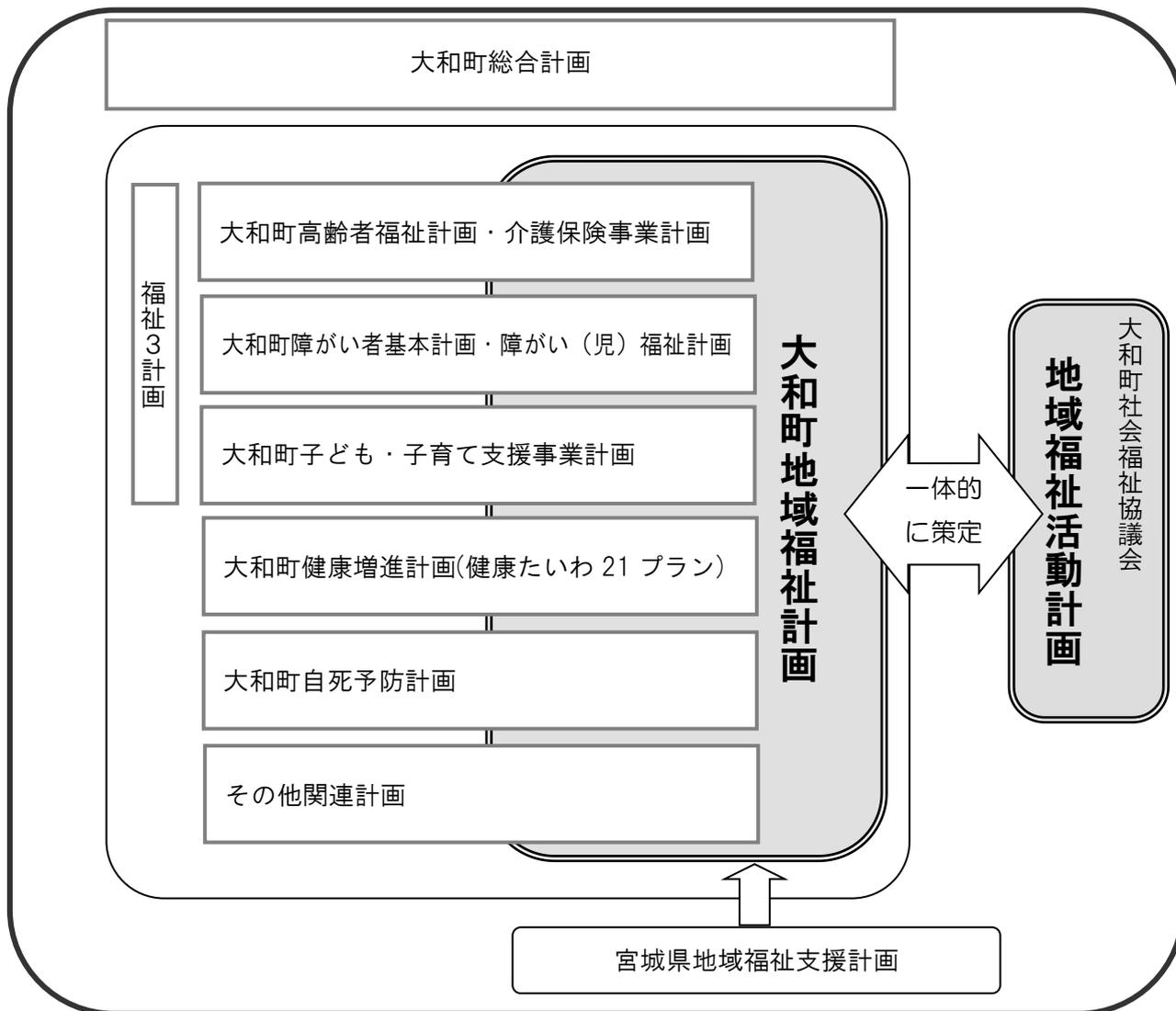
第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(4) 各種行政計画との関係性

町の最上位計画である「大和町総合計画」や各福祉計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者基本計画・障がい（児）福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画・自死予防計画）と整合・連携を図りながら、福祉の上位計画として町民主体のまちづくりや幅広い町民の参加をもとに町民の生活全般にわたる福祉向上を図ります。

■各種計画との関係性



4 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2028年度までの10年間とし、2023年度に中間評価を行います。なお、社会情勢、制度の改正、町民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
大和町総合計画	第四次									
大和町 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	本計画									
大和町 高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画	第7期									
大和町 障がい者基本計画	(第4次)									
大和町 障がい福祉計画	第5期									
大和町 障がい児福祉計画	第1期									
大和町 子ども・子育て 支援事業計画	第1期	第2期								
大和町健康増進計画 (健康たいわ21プラン)	第2次									
大和町自死予防計画	第2次									

5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、以下のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めました。

地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のための町民アンケート調査 (町内在住の20歳以上の方)	地域福祉に関する関係団体アンケート調査 (町内及び近隣市町村の福祉関係者)	地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に向けた地区懇談会	地域福祉おこし事業研修会 (講師に大橋謙策氏をお招きし、地域福祉に関する講演会を庁内職員向けと町民向けに2日間実施)	その他 ・統計資料 ・既存計画等
--	--	----------------------------	---	------------------------

地域福祉計画策定庁内委員会		
現状や課題を踏まえて、地域福祉の推進に向けた具体的な取り組み・役割分担に関し、庁内において計画素案の作成作業を行う。		
現状・課題の把握と整理	基本理念・基本目標の検討	施策・活動の方向性の検討

計画素案の提示

意見・提案等

地域福祉計画推進協議会・地域福祉活動計画策定委員会	
<ul style="list-style-type: none"> ・計画の内容の協議 ・現状や課題を踏まえ、様々な視点から地域福祉の推進に向けた基本理念や施策等を協議 	

その他庁内会議等

パブリックコメント

原案の検討・確定	
地域福祉計画策定庁内委員会 地域福祉計画推進協議会・地域福祉活動計画策定委員会、 庁内会議等による原案の審議・確定	

地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定	
--------------------	--

6 地域福祉圏域の設定

隣近所や自治組織など住民に最も身近な活動から広域での取り組みまで、取り組み内容によって活動の範囲を変えるなど、福祉の支援を必要とする人を重層的に支えることができる地域づくりを目指します。

また、地区によって人口や資源等の状況が異なるため、第4層において、3地区の包括的支援体制²圏域を設定し、高齢・障がい・子育てなど分野に限らず、包括的に支援する体制の構築に取り組んでいきます。



■各階層ごとに期待される役割

第1層	隣近所・班 ○見守りや声かけによる身近な助け合いなど
第2層	行政区：62地区 ○サロン活動、防犯・防災活動、町政情報の共有など
第3層	地区：6地区（吉岡/宮床・小野/吉田/鶴巣/落合/もみじヶ丘・杜の丘） ○各種行事による交流・社会参加活動など
第4層	包括的支援体制圏域：吉岡・吉田/宮床・小野・もみじヶ丘・杜の丘/鶴巣・落合 ○包括的な支援体制の構築（コミュニティ同士の連携体制の充実、関係団体との連絡調整、地域課題の共有、相談窓口の設置など）
第5層	大和町 ○相談体制の充実、情報提供、サービス調整、関係機関との連絡調整など、地域福祉全般のとりまとめ
第6層	黒川圏域・宮城県 ○町内だけでは解決できない課題等への対応、周辺自治体との連携など

資料：「地域における『新たな支え合い』を求めて～住民と行政の協働による新しい福祉～」参照作成

² 高齢・障がい・子育てなど分野に限らず、包括的に支援する体制

³ 旧町村及び新興住宅地の地区割りを基本とした地域活動の圏域

第2章 大和町の地域福祉を取り巻く現状と課題

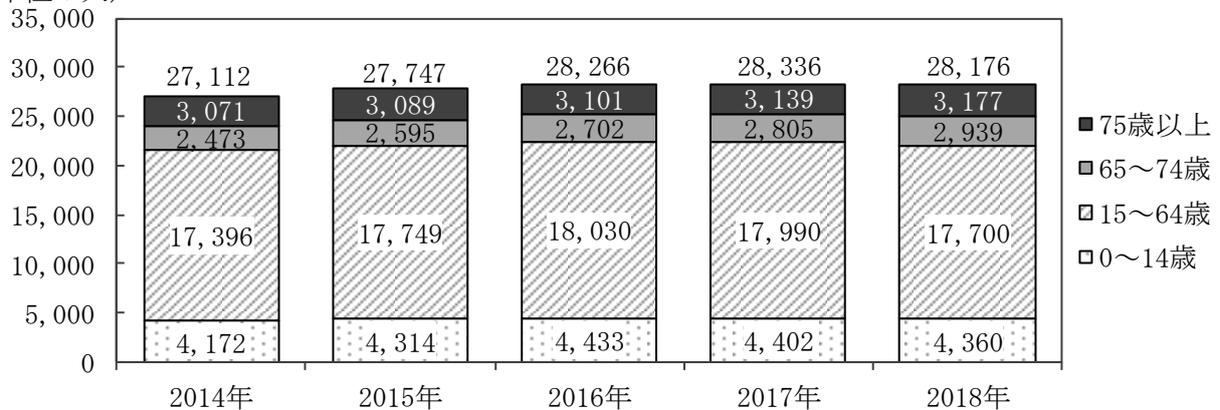
1 統計からみる現状

(1) 人口の状況

総人口の推移をみると、ほぼ横ばいとなっています。年齢4区分別にみると0～14歳、15～64歳、75歳以上は変化がなく、65～74歳については微増傾向となっており、2018年の高齢化率は21.7%となっています。

■総人口と年齢4区分別人口の推移

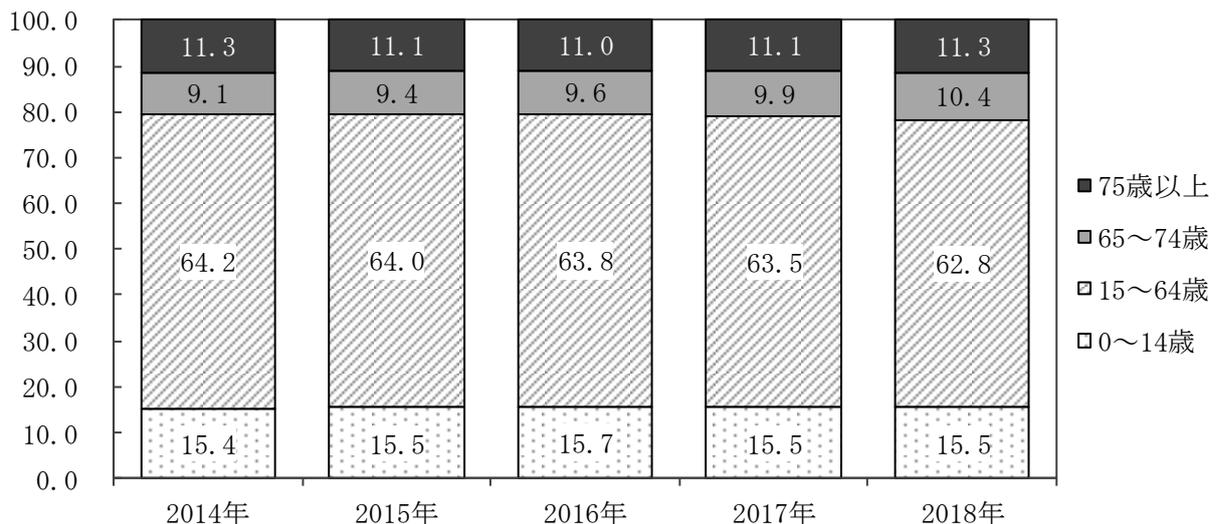
(単位：人)



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■年齢4区分別人口比の推移

(単位：%)

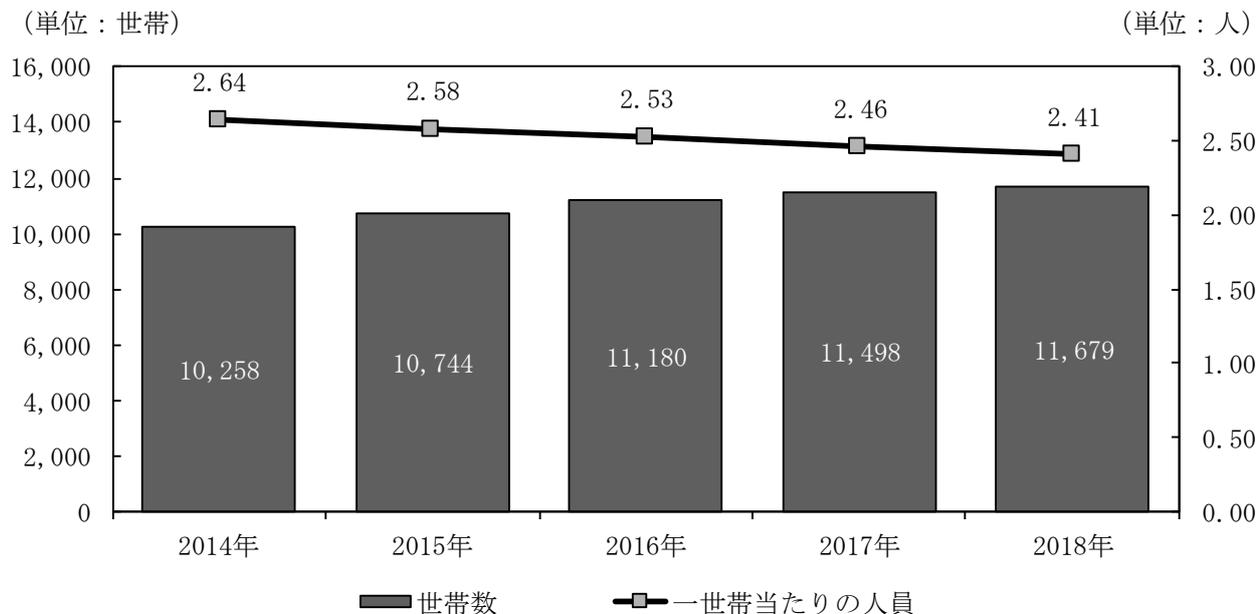


出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 世帯の状況

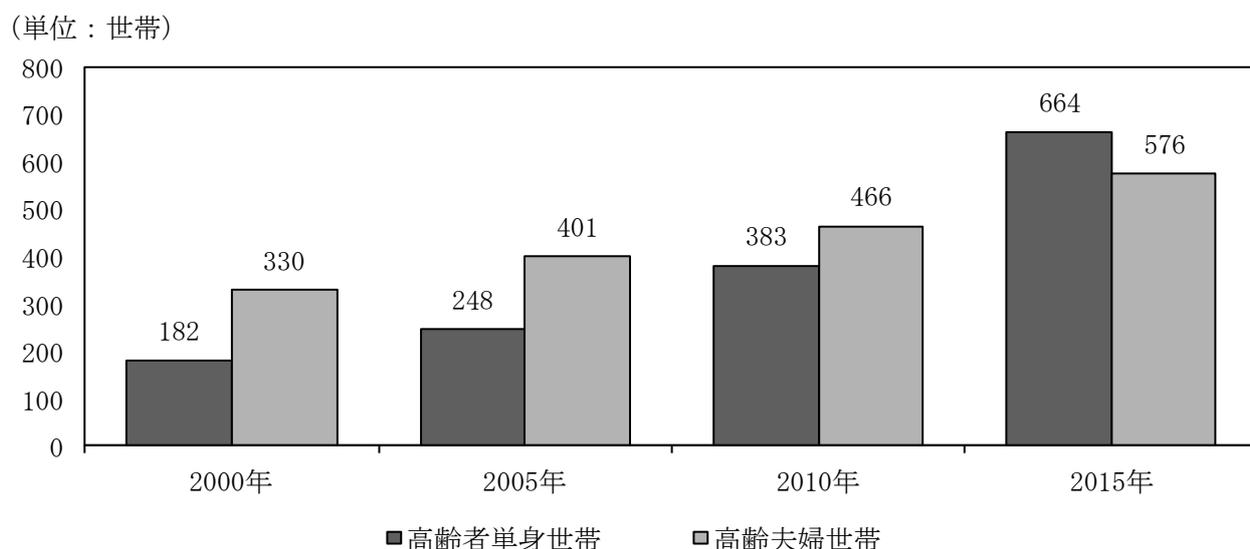
世帯数の推移をみると、増加傾向となっています。一方、一世帯当たりの人員は減少しており、世帯の少人数化がうかがえます。また、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯の推移をみると、両世帯とも増加しており、特に高齢者単身世帯は、2015年に高齢者夫婦世帯を上回っています。

■総世帯数及び一世帯当たり人員の推移



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■高齢者世帯の推移



出典：国勢調査

(3) 支援を必要とする人の状況

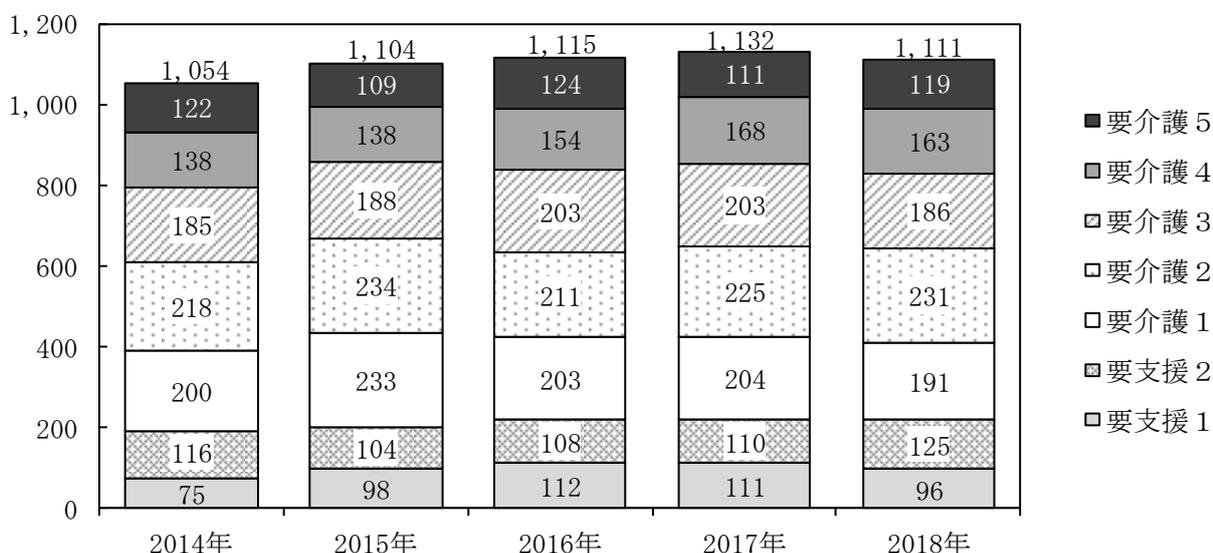
要支援・要介護認定者数の推移をみると増加しており、中でも要介護4が増加傾向となっています。また、65歳以上の要介護認定者出現率の推移をみると、ほとんどの年代においてほぼ横ばいとなっていますが、75～79歳では2016年から微増傾向となっています。

障がい者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳と療育手帳所持者数は各年で増減がみられる一方、精神障害者手帳所持者数は2015年から年々増加しています。

生活保護受給世帯及び受給者数の推移をみると、世帯数は2016年から2017年にかけて増加しており、仙台保健福祉事務所管内で最も多くなっています。また、生活保護に関する相談も増加しています。

■ 要支援・要介護認定者の推移

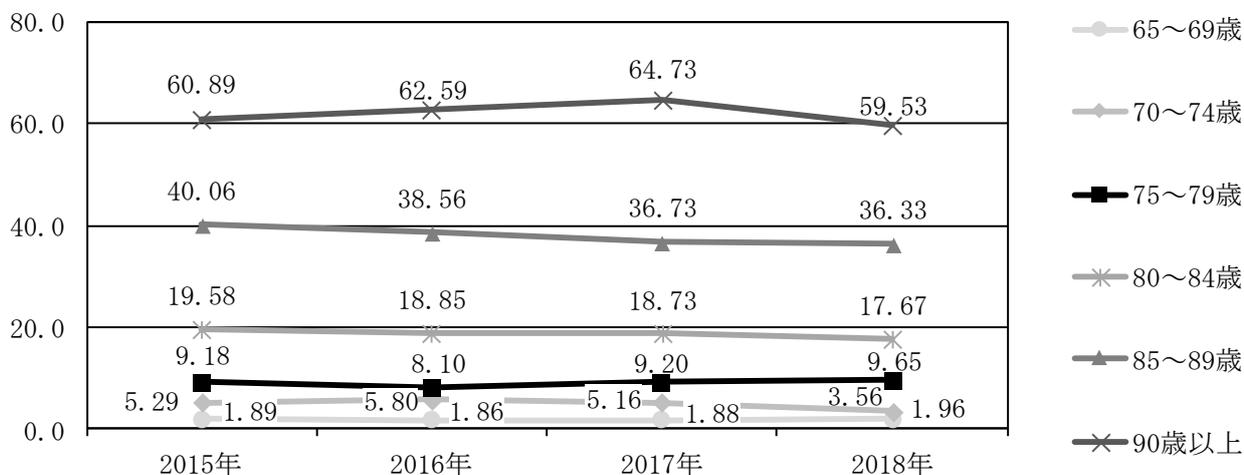
(単位：人)



出典：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）

■ 65歳以上の要介護認定者出現率⁴の推移

(単位：%)

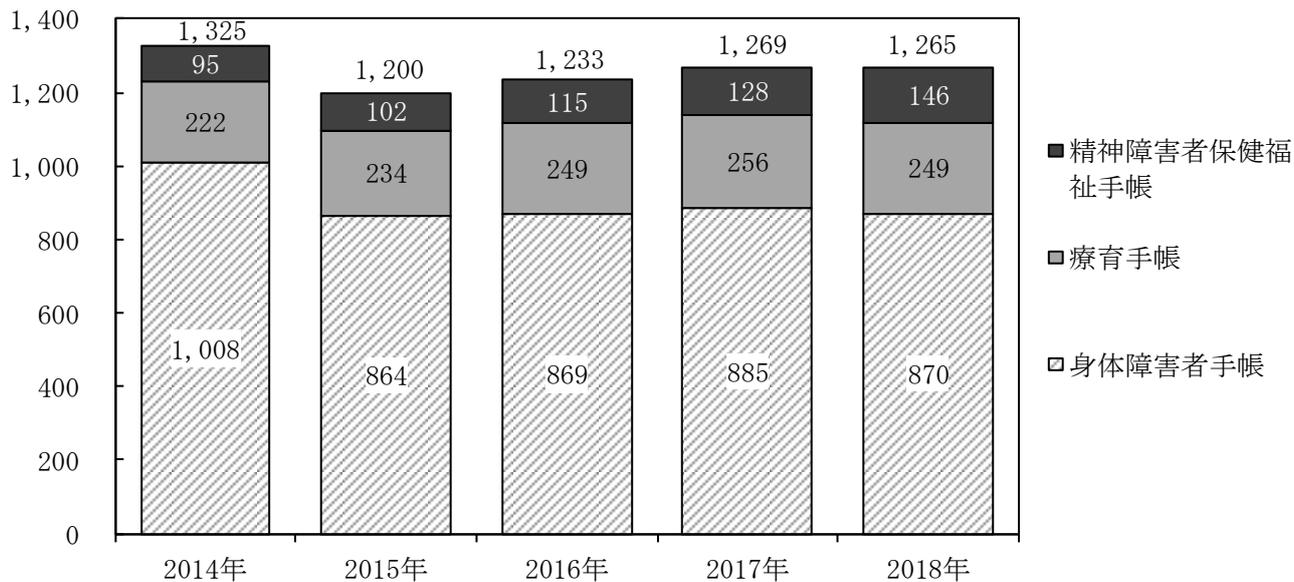


出典：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）と住民基本台帳（各年3月31日現在）より算出

⁴ 各年代の人口に占める要介護認定者の割合

■障がい者手帳所持者の推移

(単位：人)

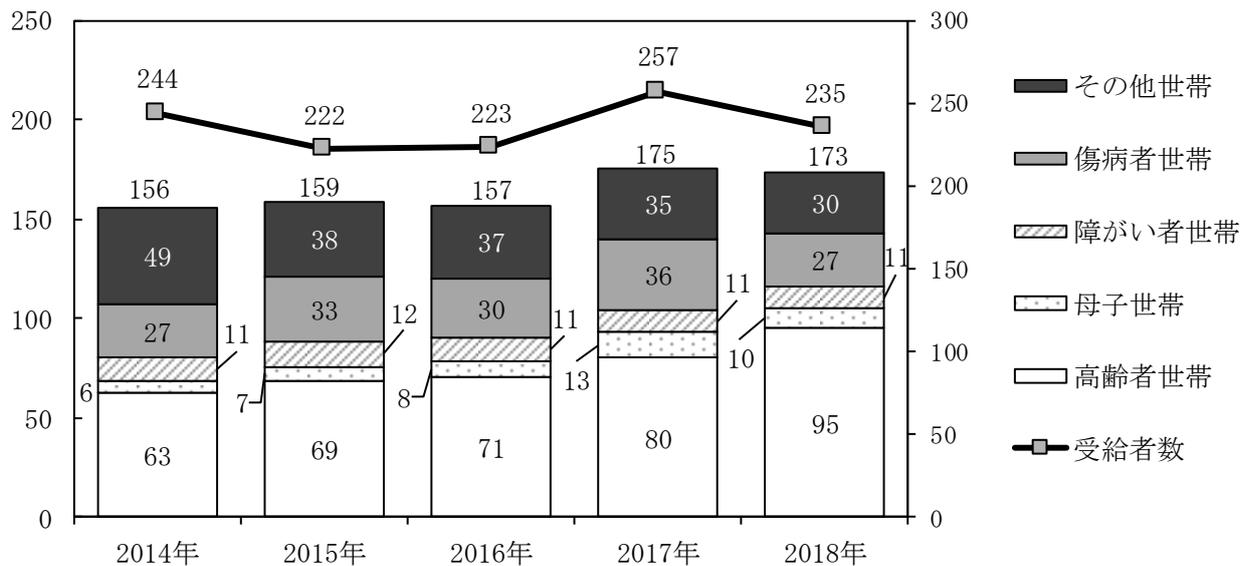


出典：保健福祉課（各年3月31日現在）

■生活保護受給世帯及び受給者の推移

(単位：世帯)

(単位：人)



出典：宮城県仙台保健福祉事務所（各年3月31日現在）

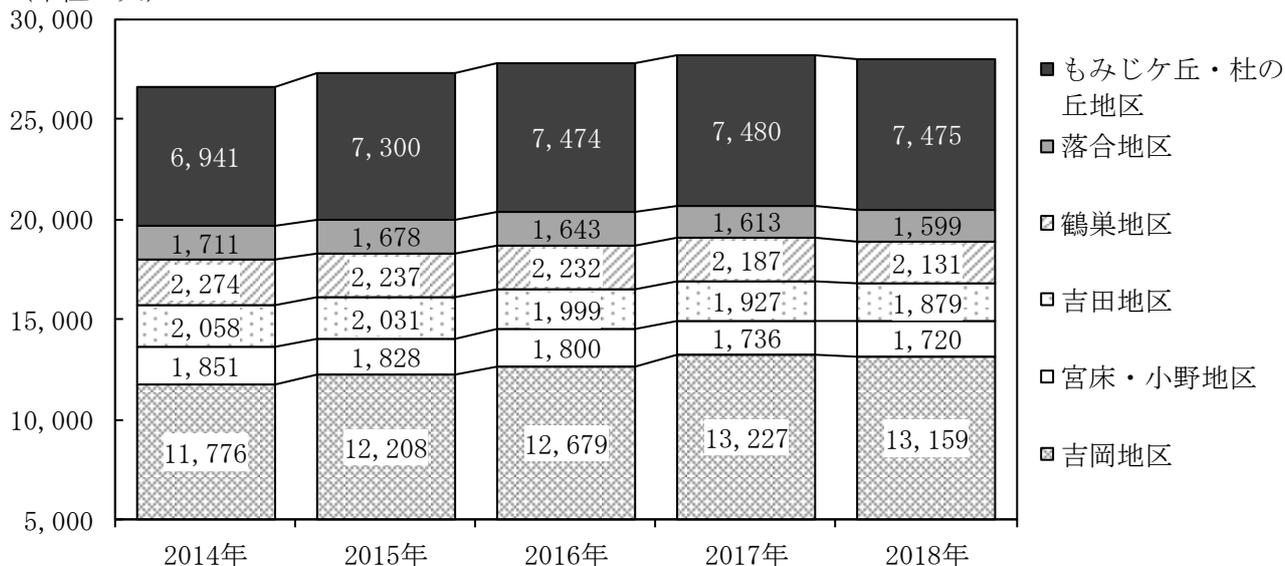
(4) 地域の状況

各地区の人口の推移をみると、吉岡地区及びもみじヶ丘・杜の丘地区では増加傾向、それ以外の地区については、減少傾向となっています。

ボランティア登録者数は2014年から2015年にかけて増加しているものの、翌年以降は減少傾向となっています。過去5年間の推移をみると、登録団体数・登録者数ともに減少傾向となっており、2018年には77団体、1,042人となっています。

■各地区の人口の推移

(単位：人)

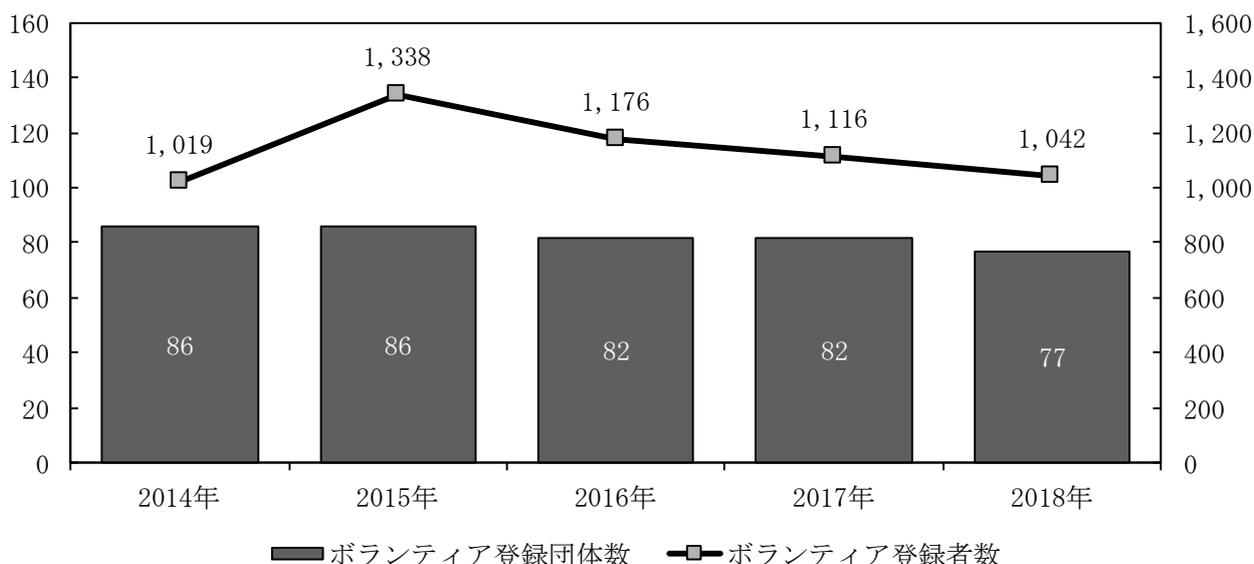


※福祉施設等の利用者を除く 出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■ボランティア登録団体数及び登録者数の推移

(単位：団体)

(単位：人)



出典：大和町社会福祉協議会（各年3月31日現在）

2 町民アンケート調査からみる現状

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、町民の皆さんの福祉に対する考え方、地域活動への参加状況などを把握するとともに、ご意見・ご要望をうかがい、計画策定に反映するためにアンケート調査を実施しました。「(2) 調査結果」については、一部抜粋しています。

調査対象者	20歳以上の町民 2,000人（地区や年齢ごとに人数を考慮し、対象者を抽出）
調査期間	2017年12月1日～2017年12月18日
調査方法	郵送配布・郵送回収
配布数	2,000件
回収数	788件
回収率	39.4%

※年齢別や地区別のクロス集計については、全体の合計に年齢や地区が「不明・無回答」の場合も含んでいるため、年齢別や地区別のそれぞれの回答者数の合計と全体の合計が異なる場合があります。

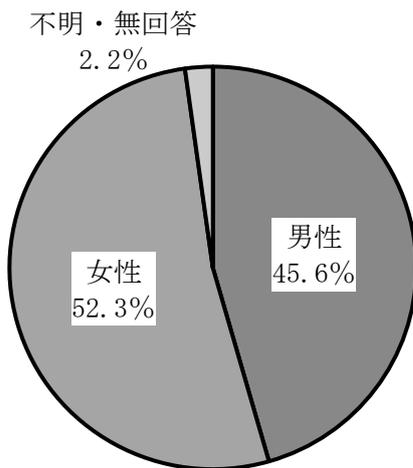
(2) 調査結果

①回答者の基本属性について

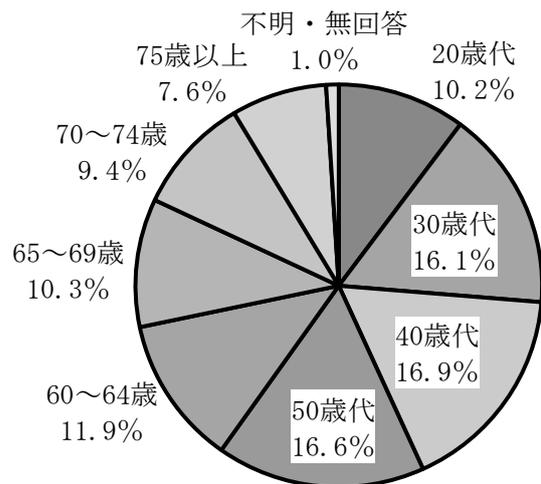
○性別は、「女性」が52.3%、「男性」が45.6%となっています。

○年齢は、「40歳代」が16.9%と最も多く、次いで「50歳代」が16.6%、「30歳代」が16.1%となっています。

■性別（単数回答）
(n=788)



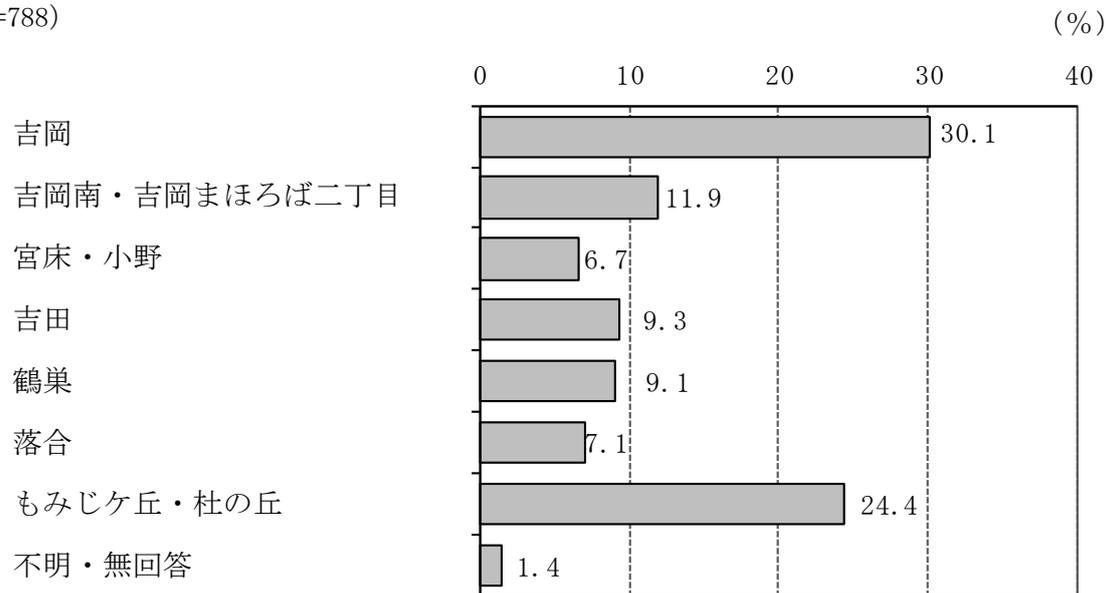
■年齢（単数回答）
(n=788)



○居住地区は、「吉岡」が 30.1%と最も多く、次いで「もみじヶ丘・杜の丘」が 24.4%、「吉岡南・吉岡まほろば二丁目」が 11.9%となっています。

■居住地区（単数回答）

（n=788）



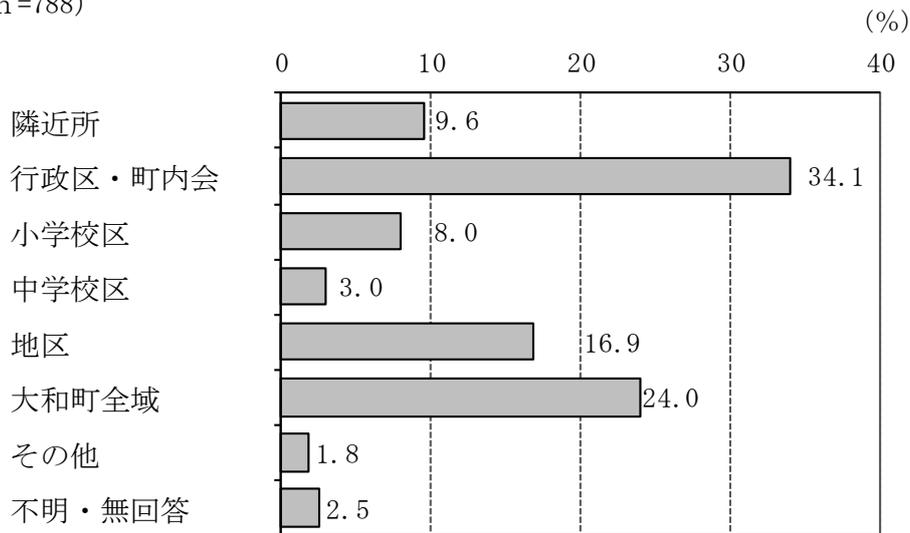
②地域の範囲や活動について

○住民が考える地域の範囲は、「行政区・町内会」が34.1%と最も多く、次いで「大和町全域」が24.0%、「地区³」が16.9%となっています。

○年齢別にみると、20歳代及び30歳代では「大和町全域」、40歳代以上では「行政区・町内会」が最も多くなっています。

■地域の範囲（単数回答）

(n=788)



単位 (%)		n (人)	隣近所	行政区・町内会	小学校区	中学校区	地区	大和町全域	その他	不明・無回答
年代別	20歳代	80	10.0	21.3	8.8	2.5	15.0	41.3	1.3	0.0
	30歳代	127	6.3	25.2	12.6	4.7	21.3	27.6	2.4	0.0
	40歳代	133	9.0	27.1	15.0	6.0	13.5	25.6	3.0	0.8
	50歳代	131	7.6	35.1	7.6	3.8	20.6	23.7	0.0	1.5
	60～64歳	94	12.8	40.4	5.3	1.1	24.5	13.8	2.1	0.0
	65～69歳	81	8.6	39.5	1.2	1.2	18.5	23.5	1.2	6.2
	70～74歳	74	12.2	54.1	2.7	1.4	8.1	14.9	2.7	4.1
	75歳以上	60	16.7	45.0	3.3	0.0	8.3	21.7	1.7	3.3

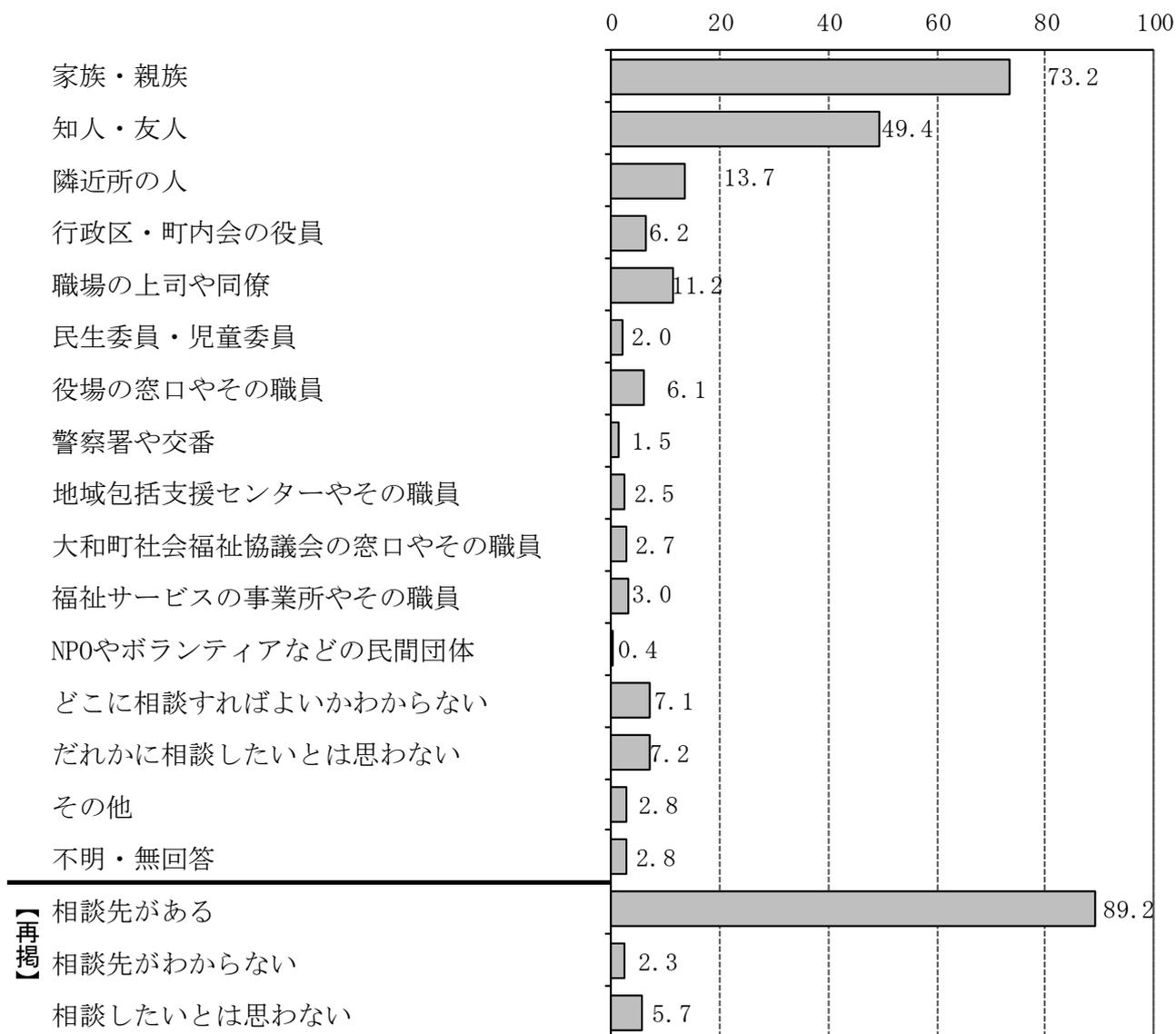
³ 旧町村及び新興住宅地の地区割りを基本とした地域活動の圏域

- 普段、地域で生活するうえで、不安や悩みの相談先は、「家族・親族」が73.2%と最も多く、次いで「知人・友人」が49.4%、「隣近所の人」が13.7%となっています。
- 相談先について、選択肢の「家族・親族」から「NPOやボランティアなどの民間団体（「その他」を含む）」のいずれかを選択した『相談先がある』が89.2%、「どこに相談すればよいかわからない」だけを選択した『相談先がわからない』が2.3%、「だれかに相談したいとは思わない」だけを選択した『相談したいとは思わない』が5.7%となっています。
- 地区別にみると、落合地区では「どこに相談すればよいかわからない」、宮床・小野地区及び吉田地区では「だれかに相談したいと思わない」が他の地区と比べて多くなっています。

■ 普段、地域で生活をするうえで、不安や悩みの相談先（複数回答）

(n=788)

(%)



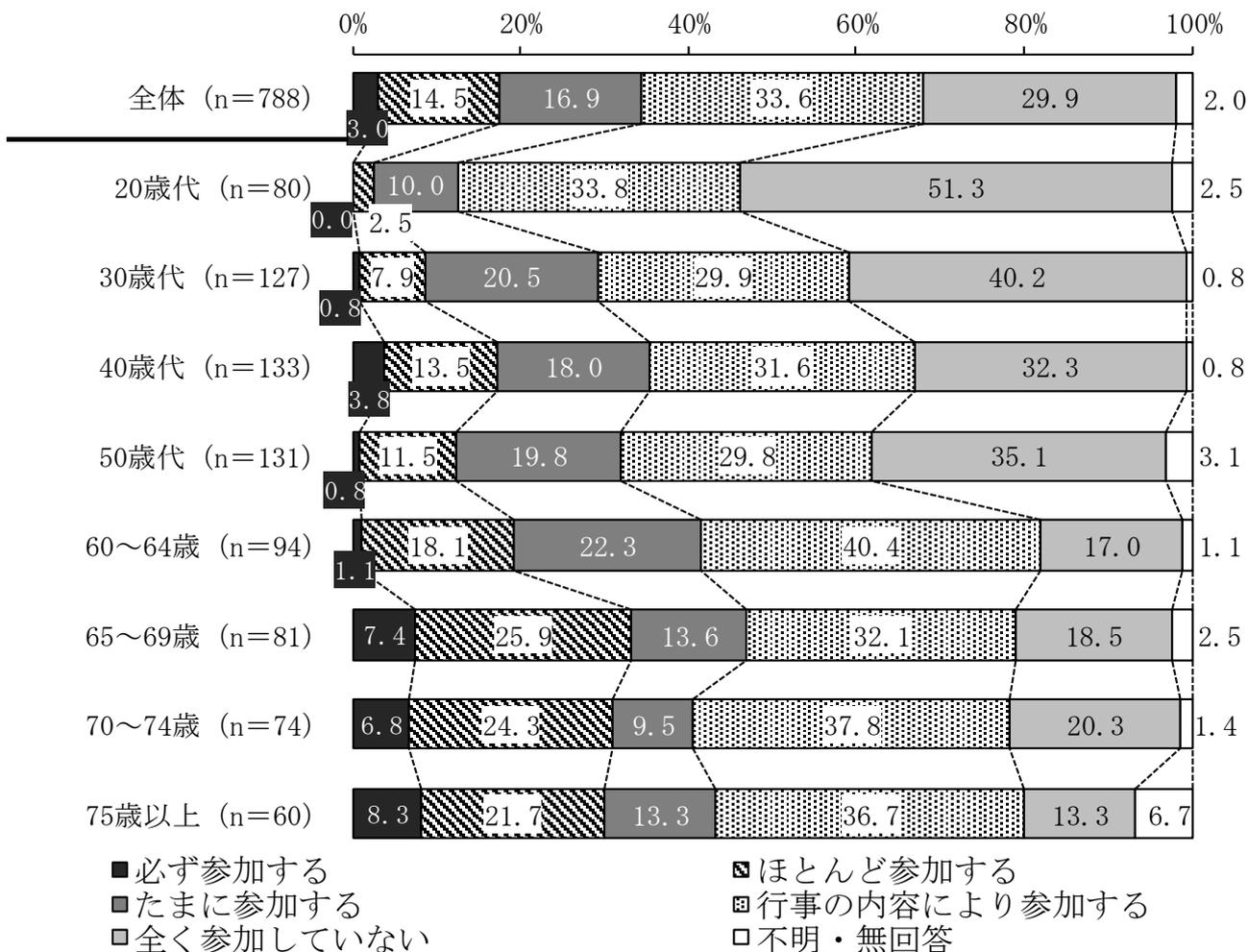
単位 (%)		n (人)	家族・親族	知人・友人	隣近所の人	行政区・町内会の役員	職場の上司や同僚	民生委員・児童委員	役場の窓口やその職員	警察署や交番
地区別	吉岡	237	72.6	45.1	9.7	5.1	11.0	1.3	4.6	0.8
	吉岡南・吉岡まほろば二丁目	94	74.5	50.0	13.8	4.3	11.7	3.2	6.4	2.1
	宮床・小野	53	66.0	37.7	15.1	9.4	5.7	1.9	7.5	1.9
	吉田	73	65.8	46.6	20.5	11.0	6.8	1.4	8.2	4.1
	鶴巣	72	76.4	43.1	16.7	4.2	11.1	1.4	4.2	1.4
	落合	56	73.2	55.4	16.1	8.9	12.5	7.1	5.4	1.8
	もみじヶ丘・杜の丘	192	77.6	59.9	14.6	5.7	14.6	1.6	6.8	1.0

単位 (%)		n (人)	地域包括支援センター やその職員	大和町社会福祉協議会 の窓口やその職員	福祉サービスの事業所 やその職員	NPOやボランティア などの民間団体	どこに相談すればよい かわからない	だれかに相談したいと は思わない	その他	不明・無回答
地区別	吉岡	237	0.8	2.5	2.5	0.0	7.6	7.6	3.8	1.7
	吉岡南・吉岡まほろば二丁目	94	0.0	2.1	2.1	0.0	6.4	5.3	2.1	5.3
	宮床・小野	53	1.9	1.9	3.8	0.0	7.5	15.1	3.8	1.9
	吉田	73	4.1	5.5	6.8	0.0	4.1	13.7	2.7	2.7
	鶴巣	72	5.6	4.2	5.6	1.4	5.6	5.6	2.8	1.4
	落合	56	7.1	3.6	1.8	0.0	8.9	3.6	1.8	5.4
	もみじヶ丘・杜の丘	192	3.1	1.0	1.6	1.0	7.3	4.7	2.1	2.6

○地域の行事活動への参加状況は、「行事の内容により参加する」が 33.6%と最も多く、次いで「全く参加していない」29.9%、「たまに参加する」が 16.9%となっています。

○年代別にみると、20 歳代で「全く参加していない」が約半数と他の年代と比べて多くなっています

■地域の行事や活動への参加状況（単数回答）

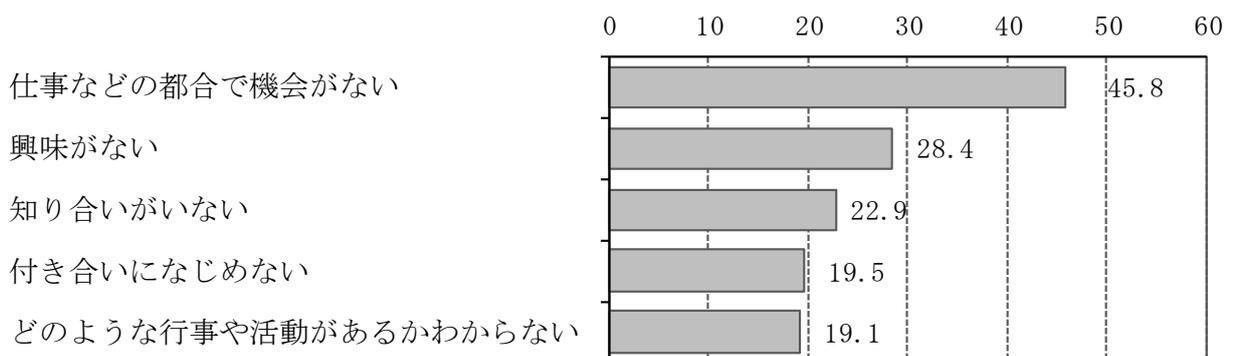


○地域の行事や活動に参加していない理由は、「仕事などの都合で機会がない」が 45.8%と最も多く、次いで「興味がない」が 28.4%、「知り合いがいない」が 22.9%となっています。

■地域の行事や活動に参加していない理由（単数回答）【上位5項目】

(n=236)

(%)

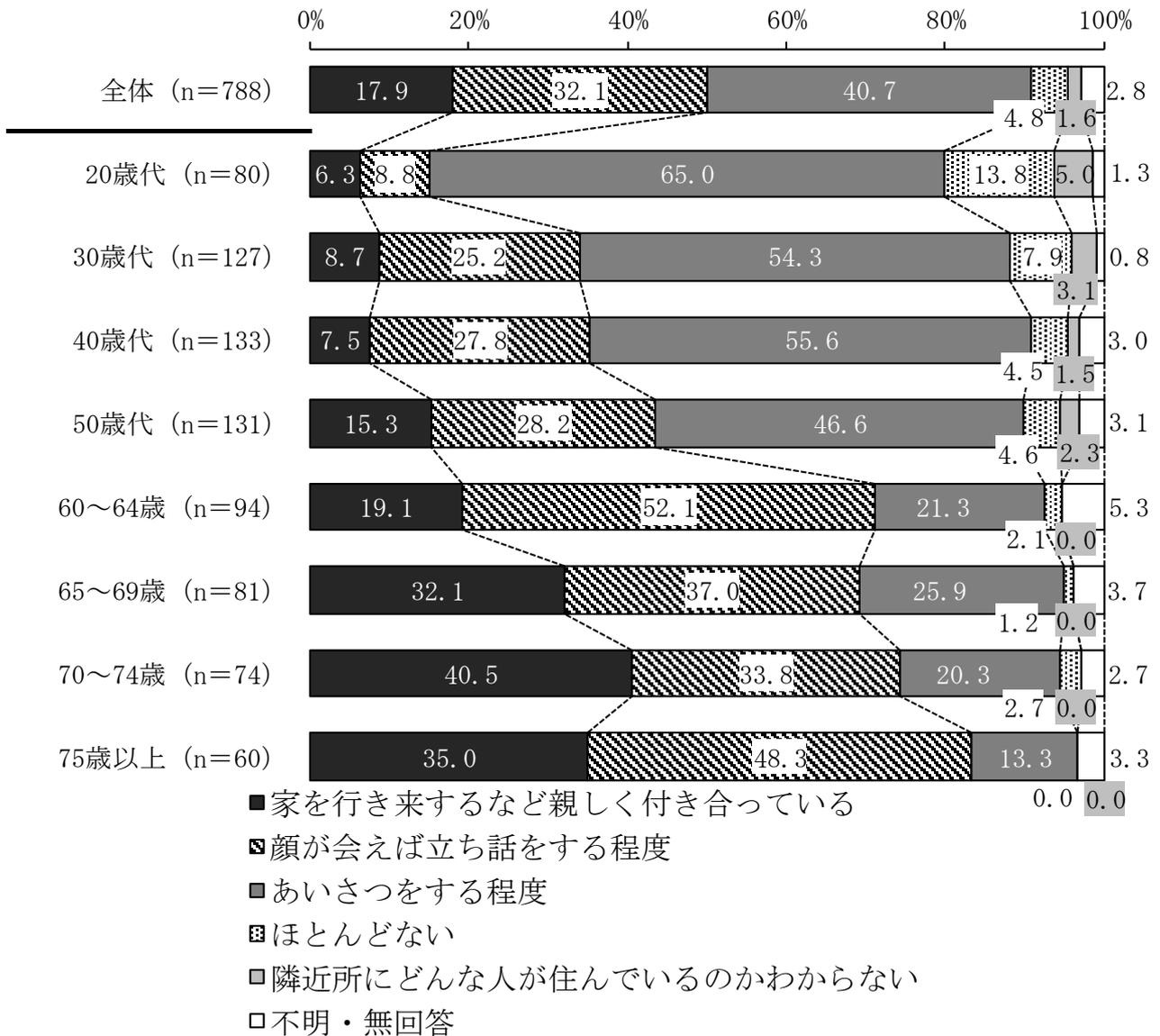


③地域との関わりについて

○普段の隣近所との付き合いの程度は、「あいさつをする程度」が 40.7%と最も多く、次いで「顔が会えば立ち話をする程度」が 32.1%、「家を行き来するほど親しく付き合っている」が 17.9%となっています。

○年代別にみると、20 歳代から 74 歳までの間で年代が上がるにつれて「家を行き来するほど親しく付き合っている」が増加しています。

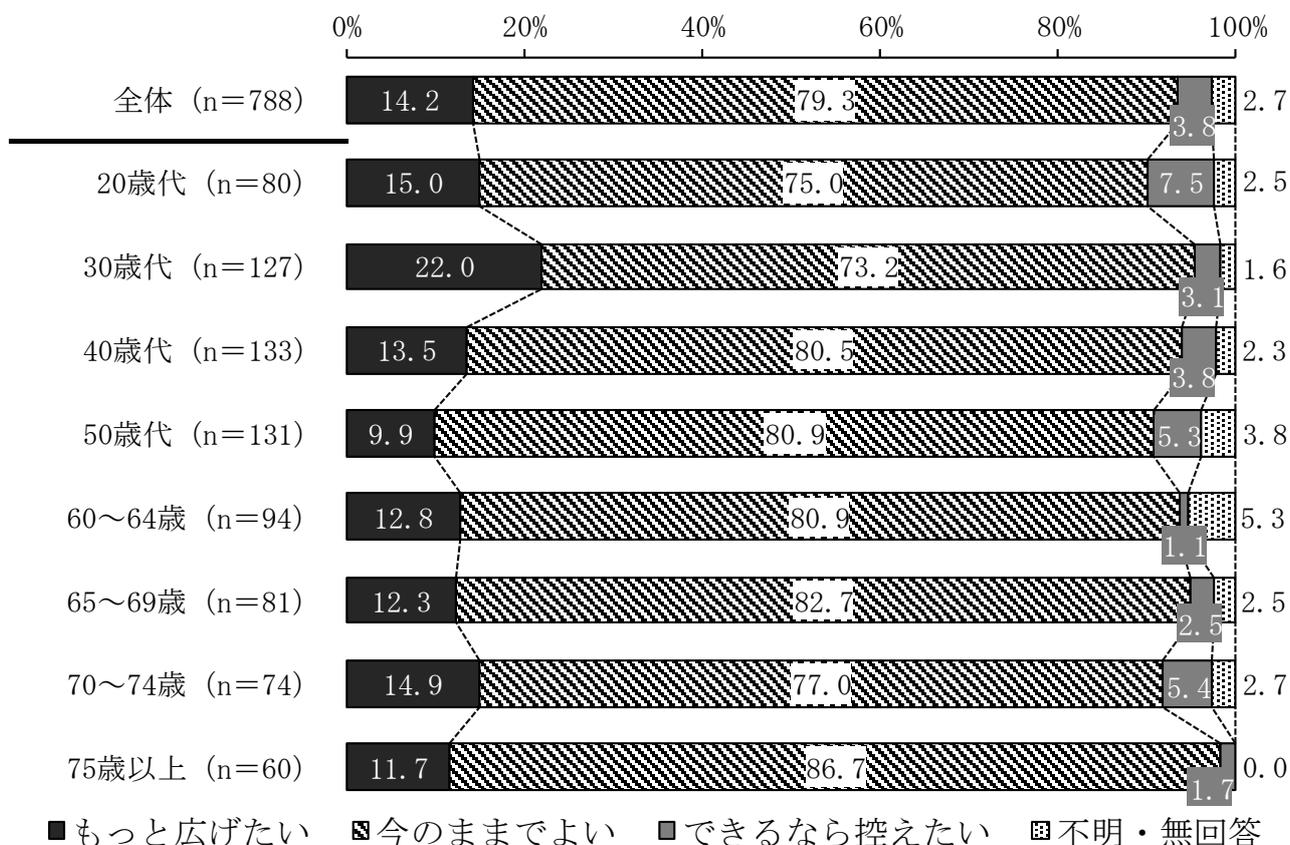
■ 普段の隣近所との付き合いの程度（単数回答）



○今後の隣近所との付き合いの程度は、「今のままでよい」が79.3%と最も多く、次いで「もっと広げたい」が14.2%、「できるなら控えたい」が3.8%となっています。

○年代別に見ると、30歳代で「もっと広げたい」が22.0%と他の年代と比べて多くなっています。

■今後の隣近所との付き合いの程度（単数回答）

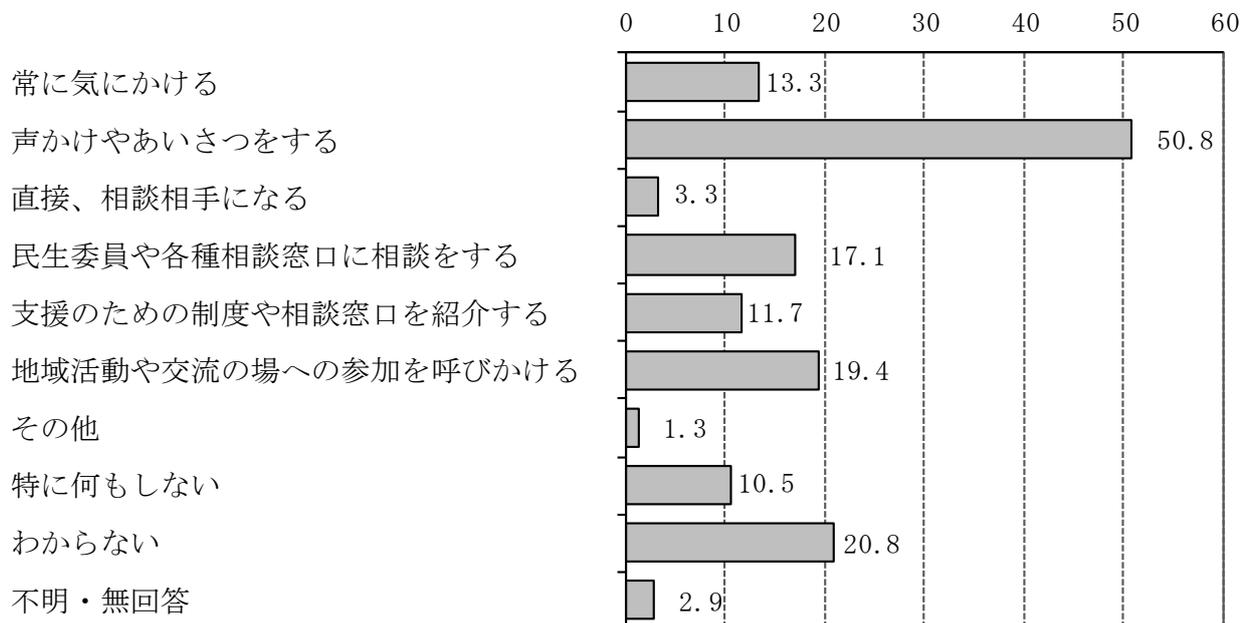


○地域から孤立しがちな人がいる場合の関わり方は、「声かけやあいさつをする」が50.8%と最も多く、次いで「わからない」が20.8%、「地域活動や交流の場へ参加を呼びかける」が19.4%となっています。

■地域から孤立しがちな人がいる場合の関わり方（複数回答）

(n=788)

(%)

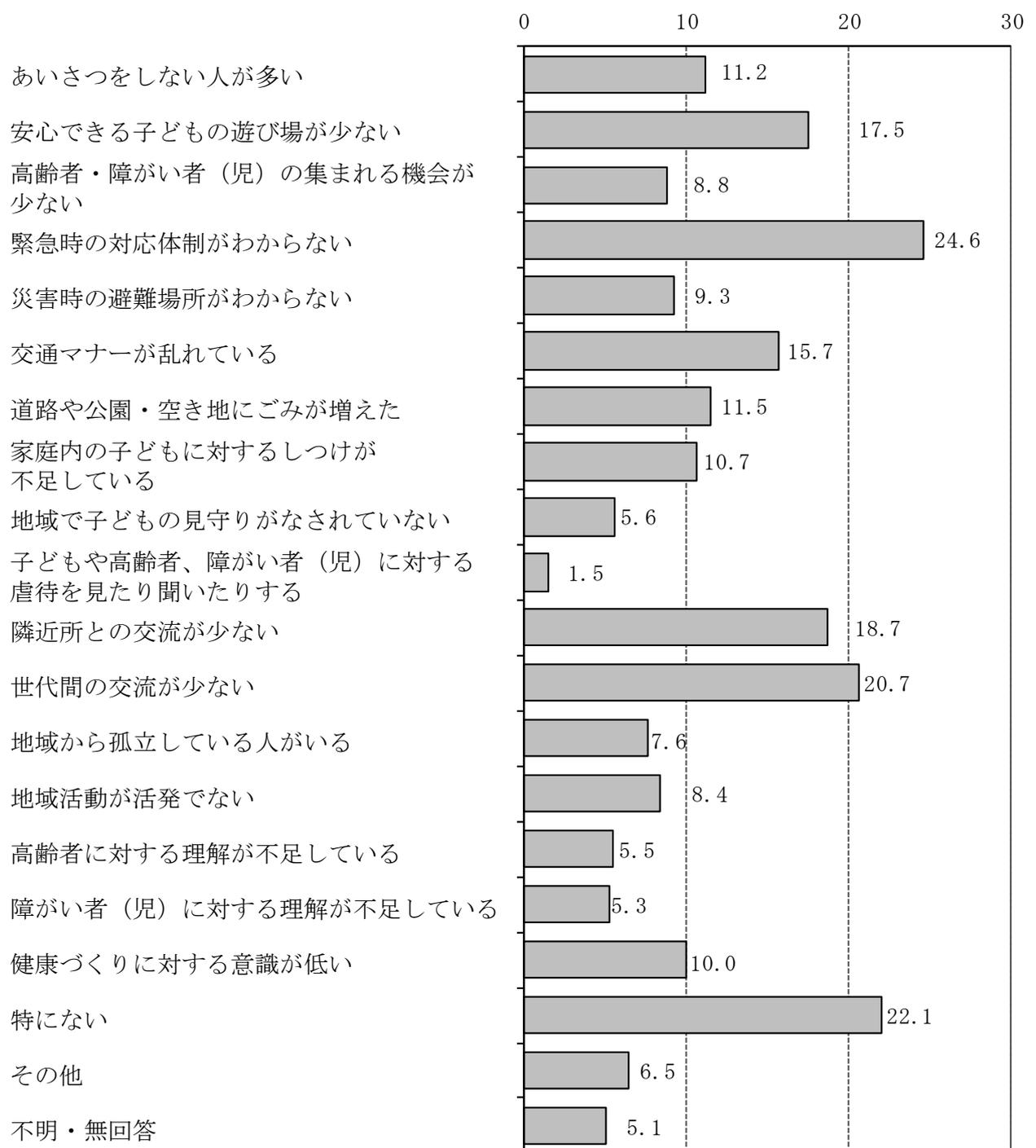


○地域の問題や課題は、「緊急時の対応体制がわからない」が24.6%と最も多く、次いで「世代間の交流が少ない」が20.7%、「隣近所との交流が少ない」が18.7%となっています。

■ 地域の問題や課題（複数回答）

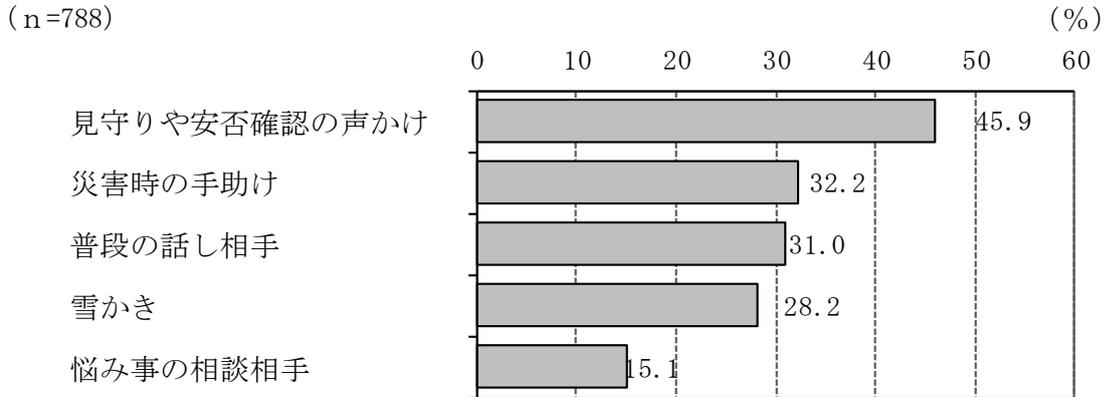
(n=788)

(%)



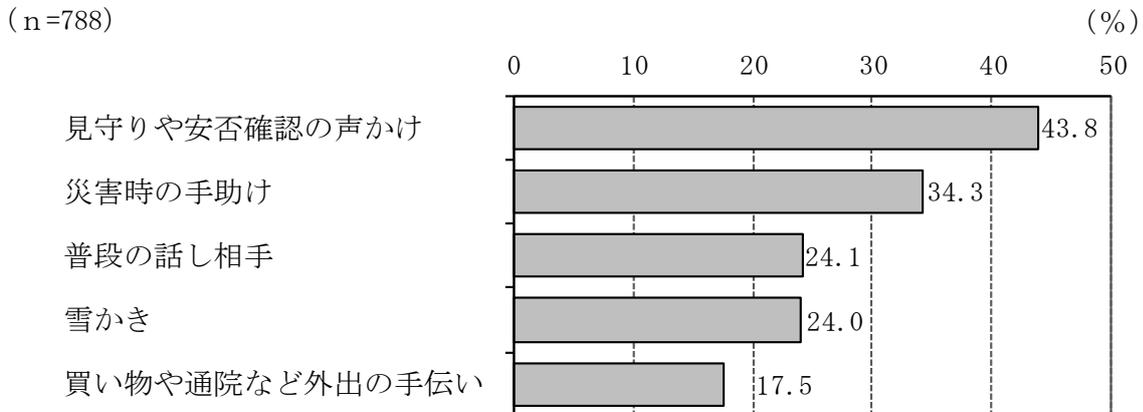
○隣近所に介護や子育てで困っている家庭があった場合に手助けできることは、「見守りや安否確認の声かけ」が 45.9%と最も多く、次いで「災害時の手助け」が 32.2%、「普段の話し相手」が 31.0%となっています。

■隣近所に介護や子育てで困っている家庭があった場合に手助けできること（複数回答）
【上位5項目】



○あなたや家族が高齢や病気、子育てで日常生活が不自由になったとき、必要な手助けは、「見守りや安否確認の声かけ」が 43.8%と最も多く、次いで「災害時の手助け」が 34.3%、「普段の話し相手」が 24.1%となっています。

■あなたや家族が高齢や病気、子育てで日常生活が不自由になったとき、必要な手助け（複数回答）
【上位5項目】



○地域で生活困窮者を支えることは、「必要だと思う」が 45.3%と最も多く、次いで「わからない」が 27.9%、「とても必要だと思う」が 11.2%となっています。

■地域で生活困窮者を支えること（単数回答）

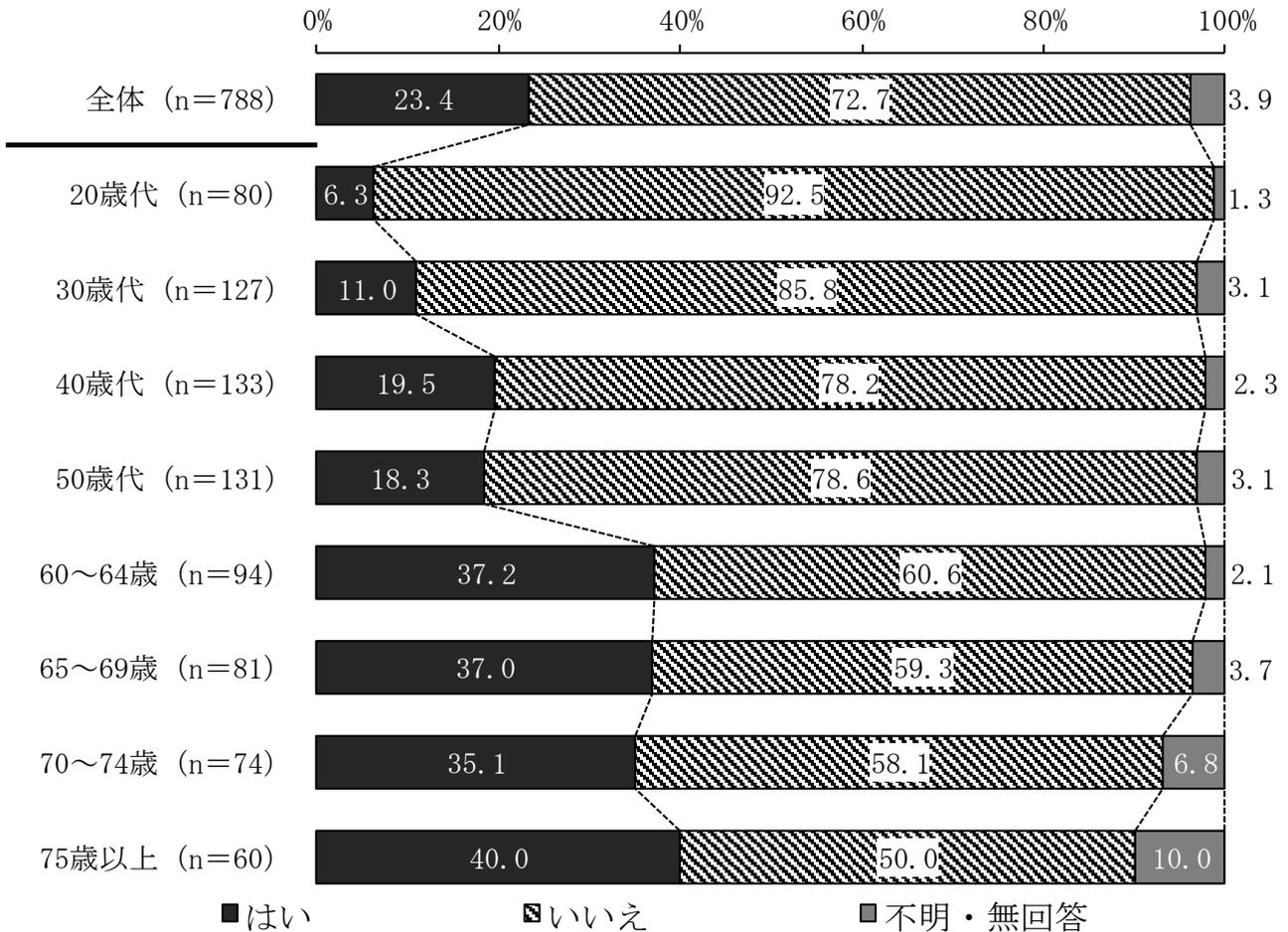


④災害時の対応について

○地域の防災訓練への参加状況は、参加しているについて「はい」が 23.4%、「いいえ」が 72.7%となっています。

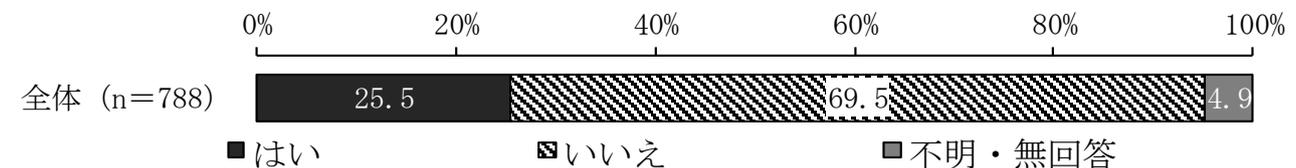
○年代別にみると、年代が上がるにつれて「はい」が増加傾向となっています。

■地域の防災訓練への参加状況（単数回答）



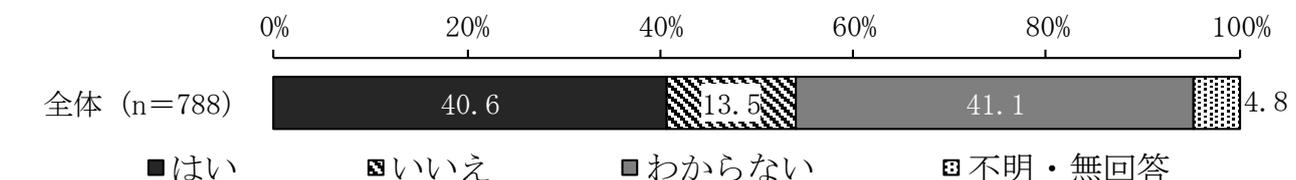
○災害などの緊急時の手助けの必要かは、「はい」が 25.5%、「いいえ」が 69.5%となっています。

■災害などの緊急時に手助けの必要性（単数回答）



○災害などの緊急時に手助けができるかは、「はい」が 40.6%、「わからない」が 41.1%、「いいえ」が 13.5%となっています。

■災害などの緊急時に手助けができるか（単数回答）

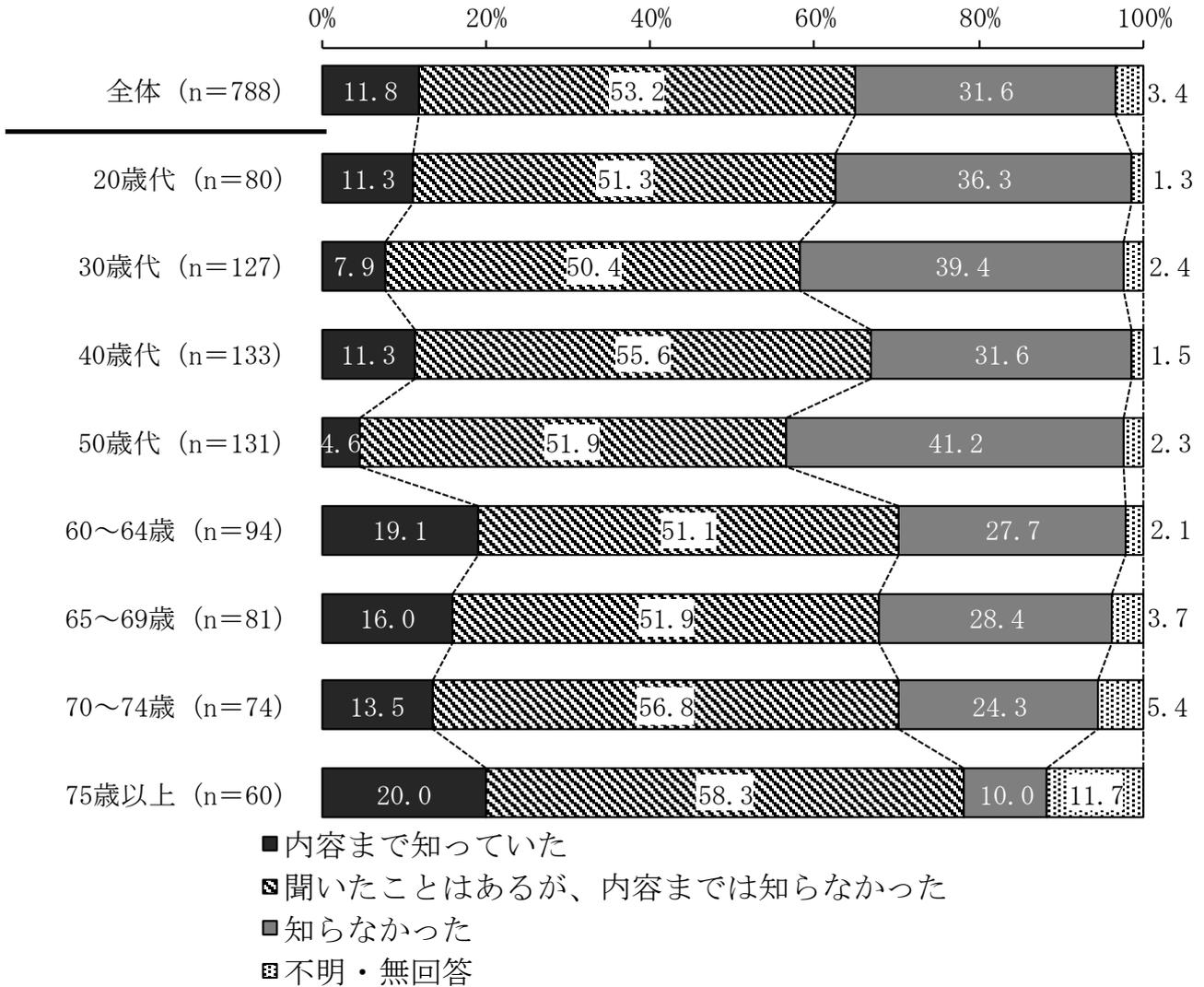


⑤地域福祉や福祉サービスについて

○「地域福祉」の言葉の認知度は、「聞いたことはあるが、内容までは知らなかった」及び「知らなかった」を合わせると、8割台半ばとなっています。

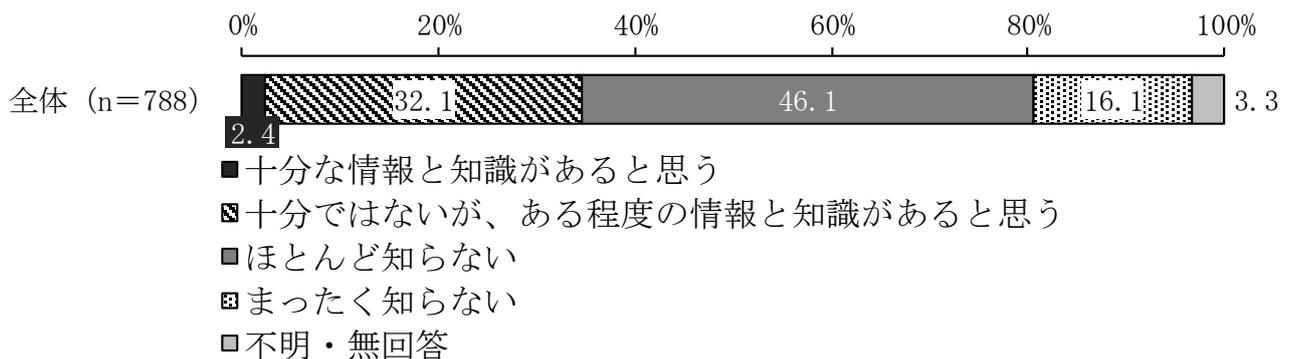
○年代別にみると、20歳代から50歳代で「聞いたことはあるが、内容までは知らなかった」及び「知らなかった」を合わせると、8割台後半から9割台前半となっています。

■「地域福祉」の認知度（単数回答）



○町の福祉サービスや福祉施設の認知度は、「ほとんど知らない」及び「まったく知らない」を合わせると、6割台前半となっています。

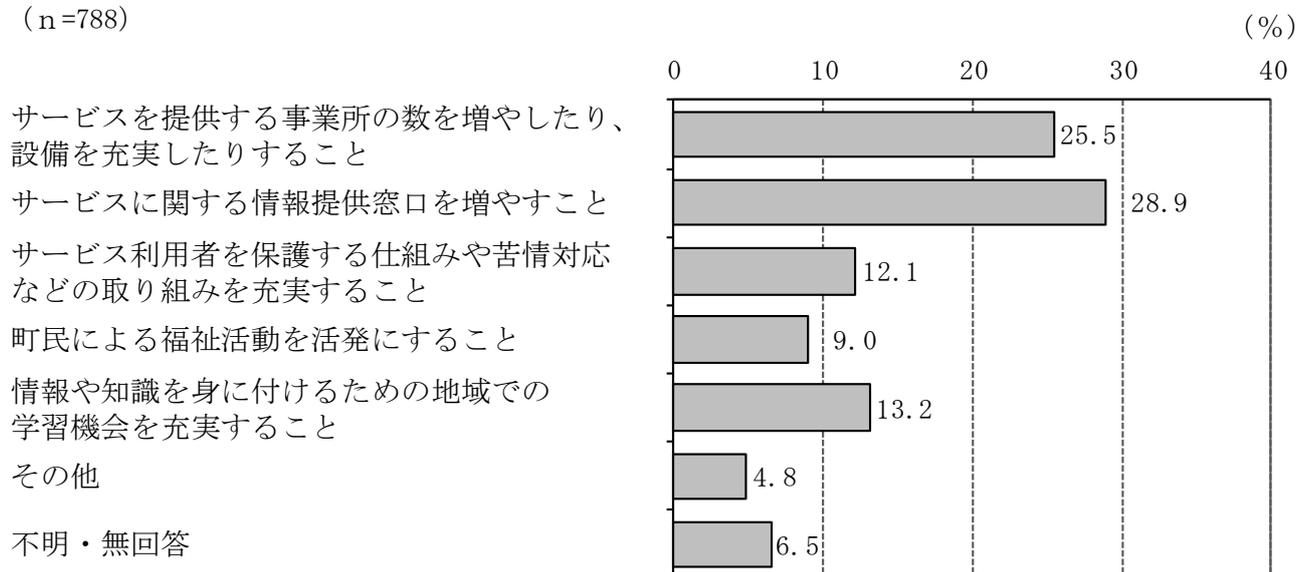
■町の福祉サービスや福祉施設の認知度（単数回答）



○町の福祉サービスや福祉施設を充実させるために必要と思うことは、「サービスに関する情報提供窓口を増やすこと」が 28.9%と最も多く、次いで「サービスを提供する事業所の数を増やしたり、設備を充実したりすること」が 25.5%、「情報や知識を身に付けるための地域での学習機会を充実すること」が 13.2%となっています。

■町の福祉サービスや福祉施設を充実させるために必要と思うこと（単数回答）

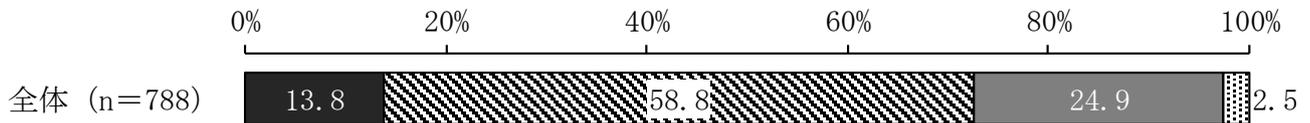
(n=788)



⑥大和町社会福祉協議会について

○大和町社会福祉協議会の認知度は、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよくわからない」が58.8%と最も多く、次いで「名前も活動内容も知らない」が24.9%、「名前も活動内容も知っている」が13.8%となっています。

■大和町社会福祉協議会の認知度（単数回答）

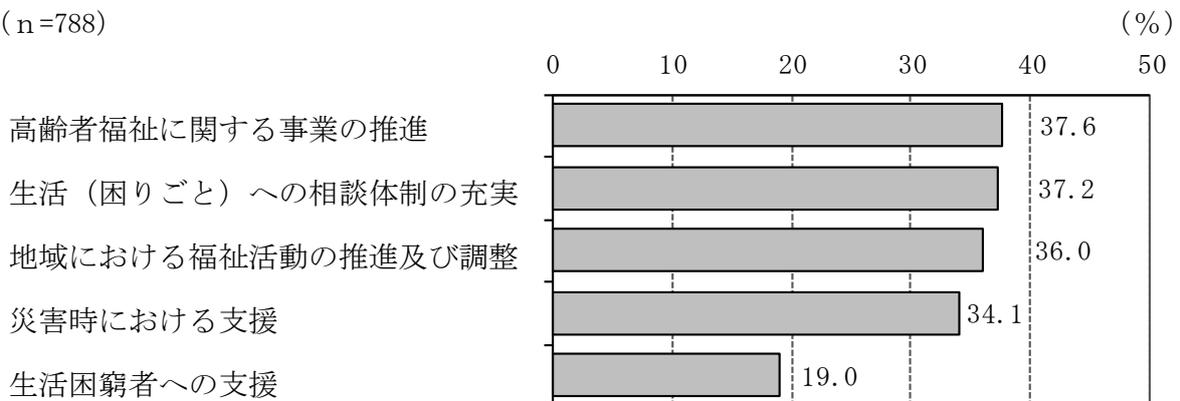


- 名前も活動内容も知っている
- ▨ 名前は聞いたことがあるが、活動内容はよくわからない
- 名前も活動内容も知らない
- ▤ 不明・無回答

○大和町社会福祉協議会が行う活動や支援として、今後期待することは、「高齢者福祉に関する事業の推進」が37.6%と最も多く、次いで「生活（困りごと）への相談体制の充実」が37.2%、「地域における福祉活動の推進及び調整」が36.0%となっています。

■大和町社会福祉協議会が行う活動や支援として、今後期待すること（複数回答）【上位5項目】

(n=788)

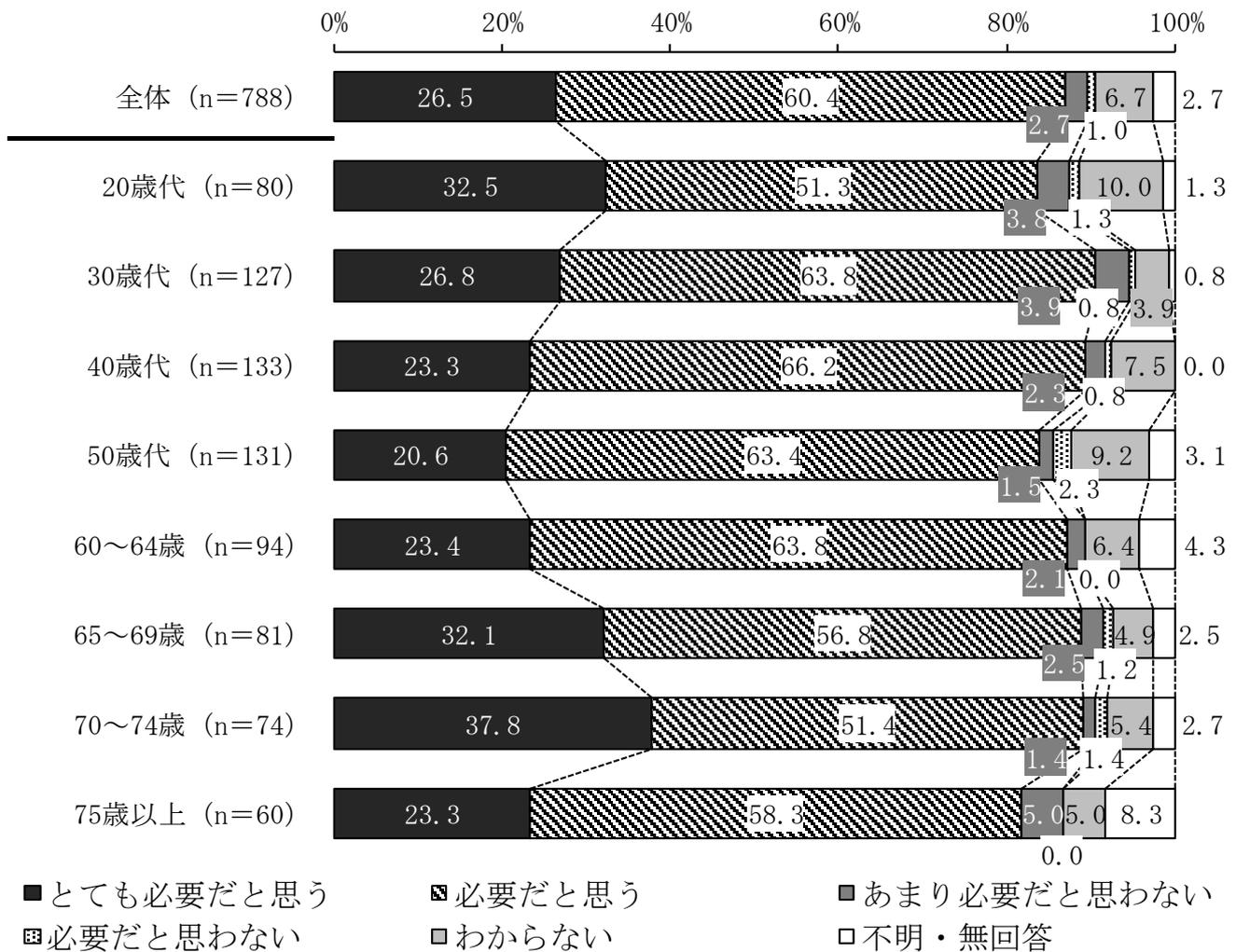


⑦これからの地域福祉について

○地域で起きる様々な生活課題に対し、町民相互の自主的な助け合い・支え合いの関係の必要性は、「必要だと思う」が60.4%と最も多く、次いで「とても必要だと思う」が26.5%、「わからない」が6.7%となっています。

○年代別にみると、20歳代から50歳代で「とても必要だと思う」が年代が上がるにつれて減少し、50歳代から74歳では増加傾向となっています。

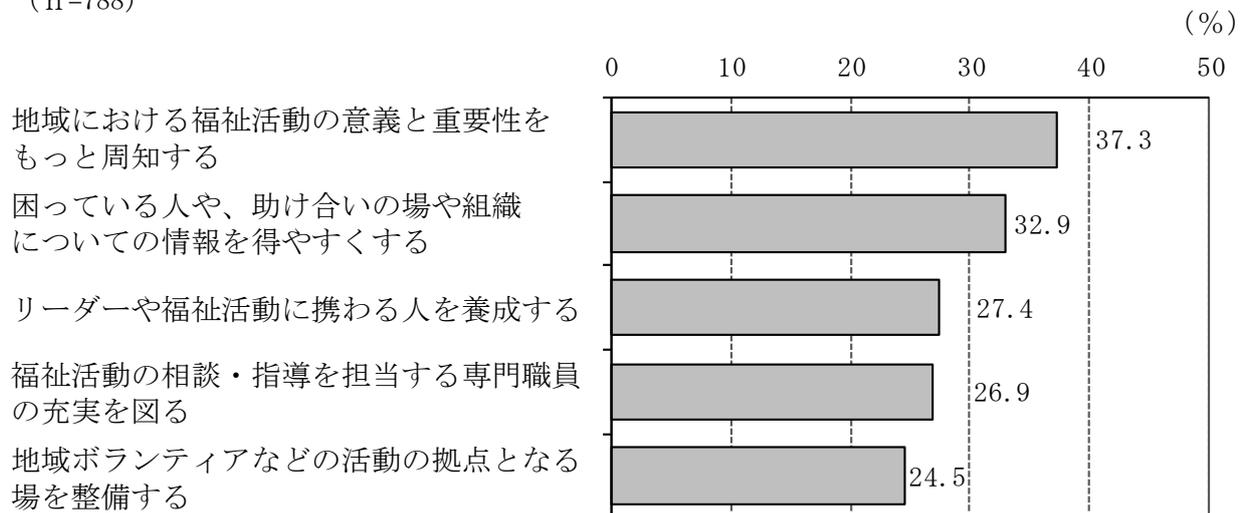
■地域でおきる様々な生活課題に対し、町民相互の自主的な助け合い・支え合いの関係の必要性
(単数回答)



○町民が主体となって地域福祉を進めるために必要なことは、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと周知する」が 37.3%と最も多く、次いで「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が 32.9%、「リーダーや福祉活動に携わる人を養成する」が 27.4%となっています。

■町民が主体となって地域福祉を進めるために必要なこと（複数回答）【上位5項目】

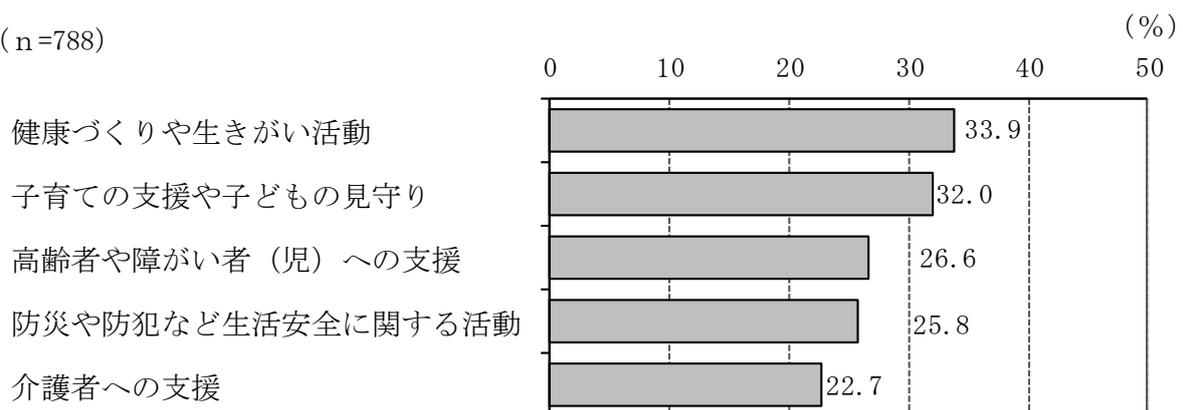
(n=788)



○今後住みよいまちづくりを進めるうえで、地域住民として取り組みたい活動は、「健康づくりや生きがい活動」が 33.9%と最も多く、次いで「子育て支援や子どもの見守り」が 32.0%、「高齢者や障がい者（児）への支援」が 26.6%となっています。

■今後住みよいまちづくりを進めるうえで、地域住民としてどのような活動に取り組んでいきたいか（複数回答）【上位5項目】

(n=788)



3 関係団体アンケート調査からみる現状

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、町内及び近隣市町村で活動や事業を展開されている福祉関係者の方々を対象に、現在の地域の状況やご意見・ご要望をうかがい、計画策定に反映するためにアンケート調査を実施しました。

調査対象者	町内及び近隣市町村で活動や事業を展開している福祉関係者
調査期間	2018年1月24日～2018年2月7日
調査方法	郵送配布・郵送回収（一部除く）
配布数	100件
回収数	75件
回収率	75.0%

(2) 調査結果

①業務・活動

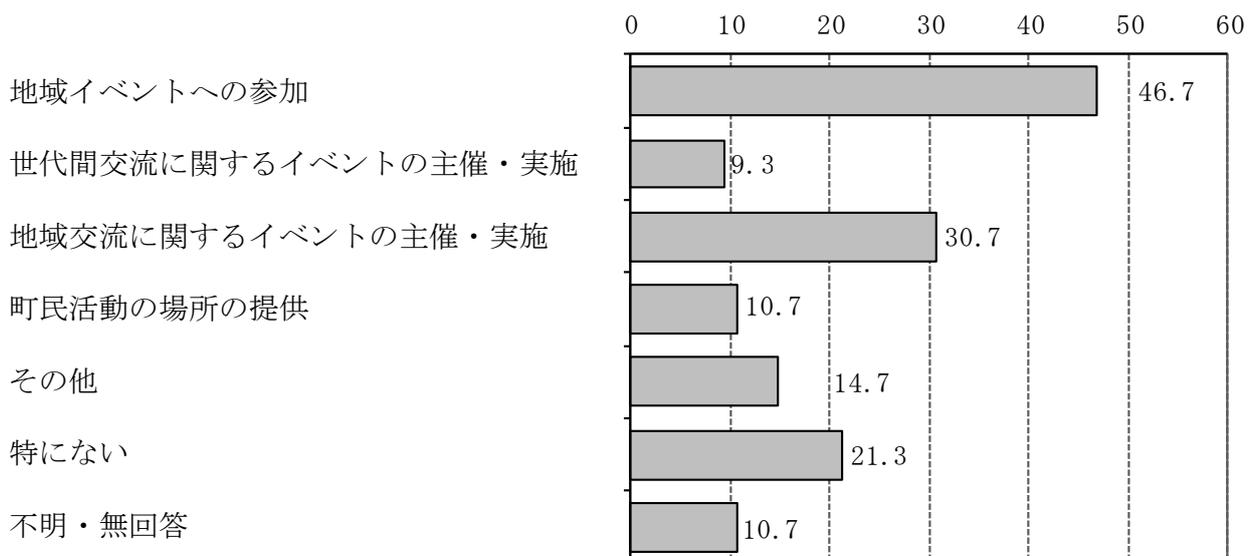
○業務や活動を通して地域と連携して行っていることは、「地域イベントへの参加」が最も多く、次いで「地域交流に関するイベントの主催・実施」、「特にない」となっています。

○具体的な内容としては、町内の新年会やゲートボール大会、防災訓練等への参加と中学生・高校生の体験実習の受け入れや地域での見守り等を行っています。

■業務や活動を通して地域と連携して行っていること（複数回答）

(n=75)

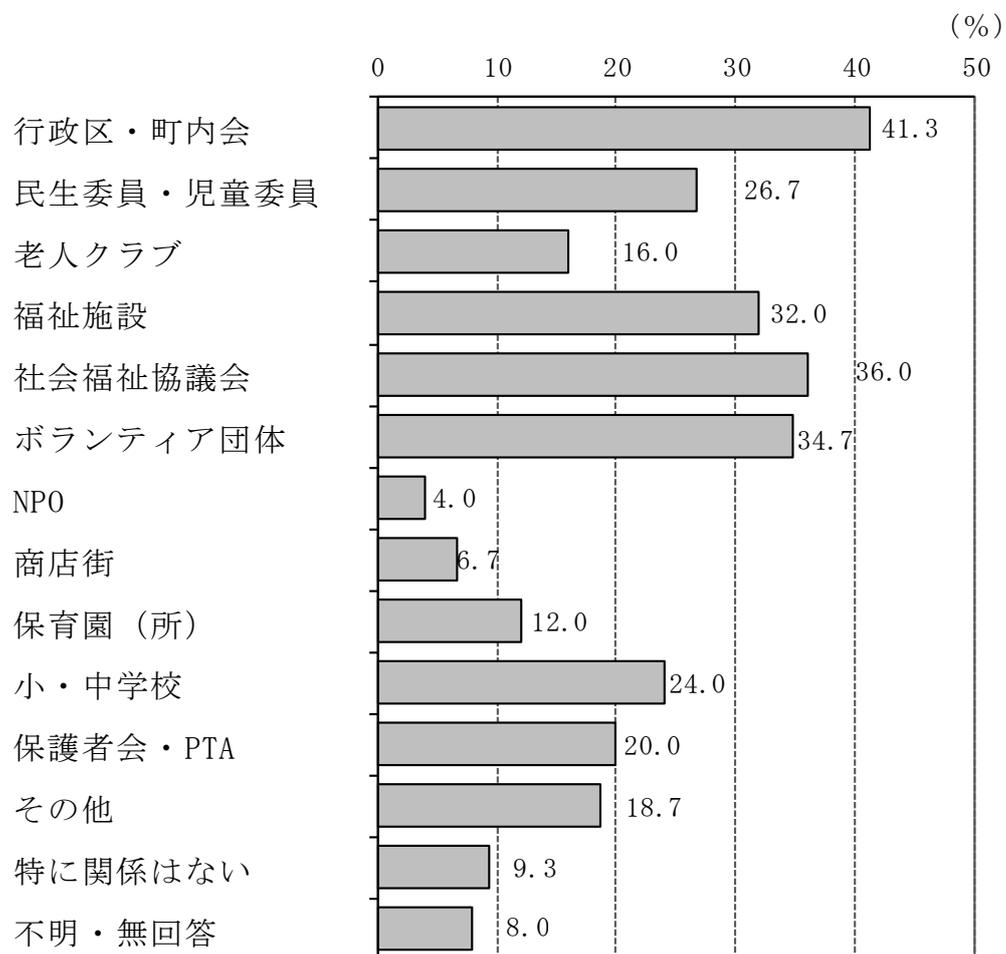
(%)



○他の団体や機関との交流や連携は、「行政区・町内会」が最も多く、次いで「社会福祉協議会」、「ボランティア団体」となっています。

■他の団体や機関との交流や連携（複数回答）

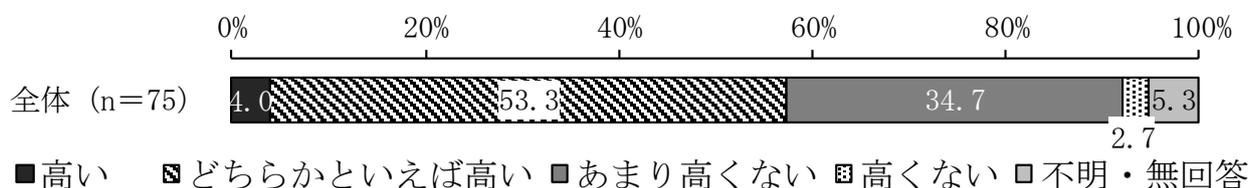
(n=75)



②地域の状況

○地域での助け合いの意識は、「高い」と「どちらかといえば高い」を合わせた割合が57.3%で、「あまり高くない」と「高くない」を合わせた割合を上回っています。

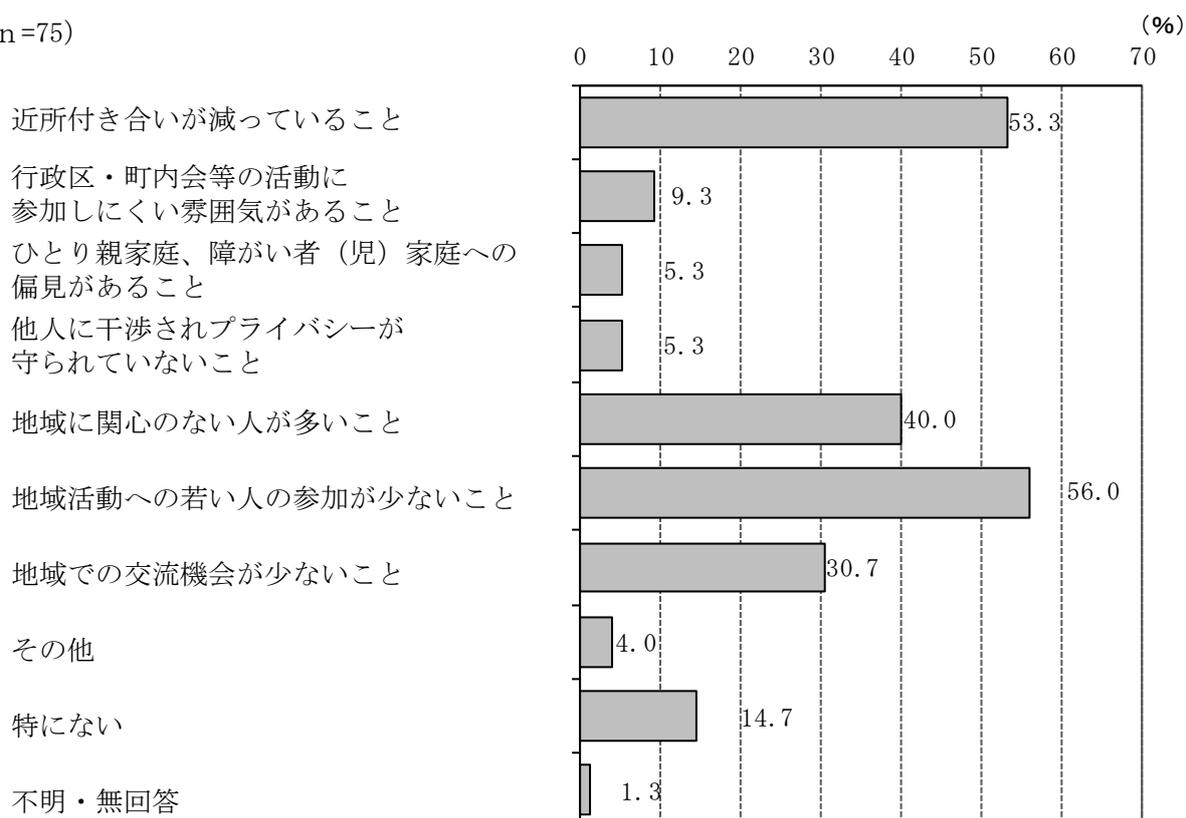
■地域での助け合いの意識（単数回答）



○地域の問題点や不足しているものは、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が最も多く、次いで「近所付き合いが減っていること」、「地域に関心のない人が多いこと」となっています。

■地域の問題点や不足しているもの（複数回答）

(n=75)

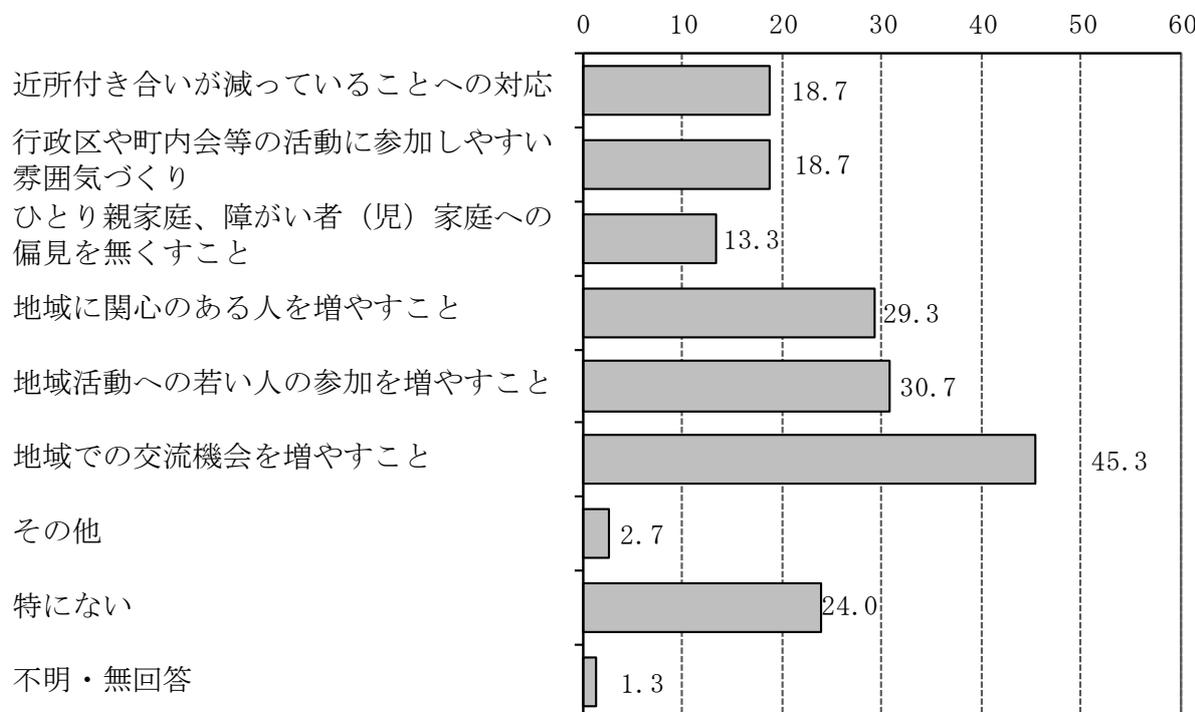


○地域の問題点や不足しているものの中で事業所・団体で対応できることは、「地域での交流機会を増やすこと」が最も多く、次いで「地域活動への若い人の参加を増やすこと」、「地域に関心のある人を増やすこと」となっています。

■地域の問題点や不足しているものの中で事業所・団体で対応できること（複数回答）

(n=75)

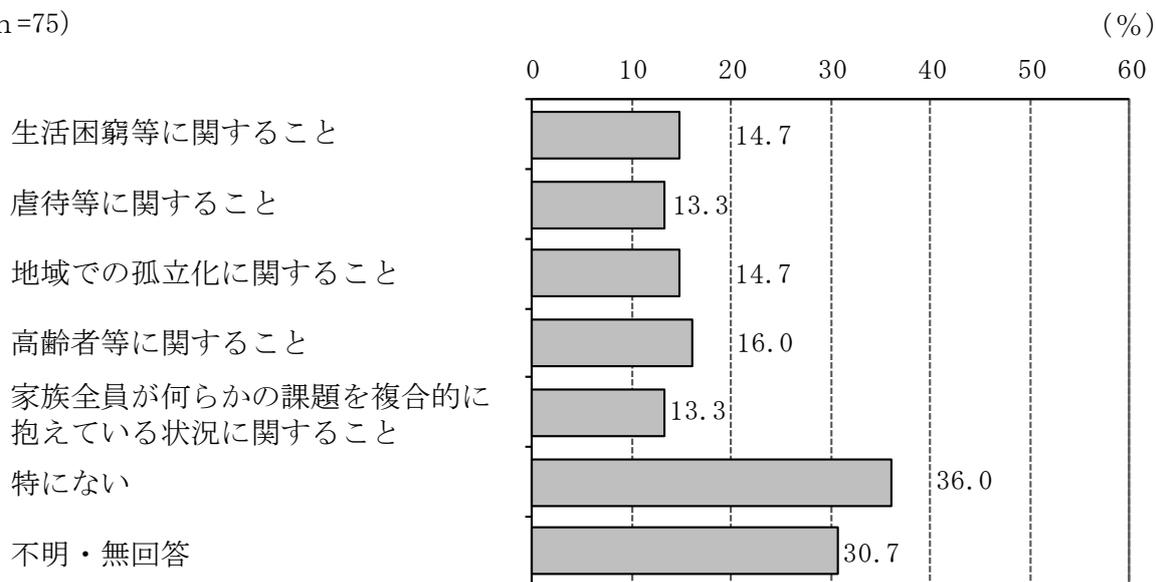
(%)



○公的な福祉サービスでは解決できない問題は、「特にない」が最も多く、次いで「高齢者等に関すること」、「生活困窮等に関すること」、「地域での孤立化に関すること」となっています。

■公的な福祉サービスでは解決できない問題（複数回答）

(n=75)



○具体的に困っていることと必要な支援

(一部抜粋)

・生活困窮等に関すること

(内容) 生活保護受給者の生活支援と財産管理や子どもの低学力・不登校、経済的な理由により公的な福祉サービスを受けることができない。

(支援) 相談支援や必要な情報の提供、地域の中での見守り活動。子どもの居場所づくり・学習支援。

・虐待等に関すること

(内容) 虐待とは気付かずやっつけてしまっている事例や分かっている事例がある。情報がつかみにくい。

(支援) 見守りや相談支援、関係機関との連携。関係機関同士の会議等での情報共有。

・地域での孤立化に関すること

(内容) 周りから子どもの障がいへの理解が得られず、支援先を探そうとしてもWワークや長時間労働のためできず、長期化することで精神疾患になるケースがある。地域で取り組めることが限られているため、情報が入ってこない。

(支援) 相談支援や関係機関との連携。地域での見守りやイベントへの参加の呼びかけ。

・高齢者等に関すること

(内容) 高齢者の家庭内での孤立、高齢者が生きがいを持って生活できる場や施設がない。老人クラブ等の会員の減少。地域の高齢者に関する情報が分からないため、現状を把握することができない。

(支援) 相談支援や関係機関及び施設との連携によるイベントの実施。地域での見守り活動。

・家族全員が何らかの課題を複合的に抱えている状況に関すること

(内容) 親が障がいや病気を抱えており、子どもを育てることが難しい。経済的な理由から施設に入所することができない。

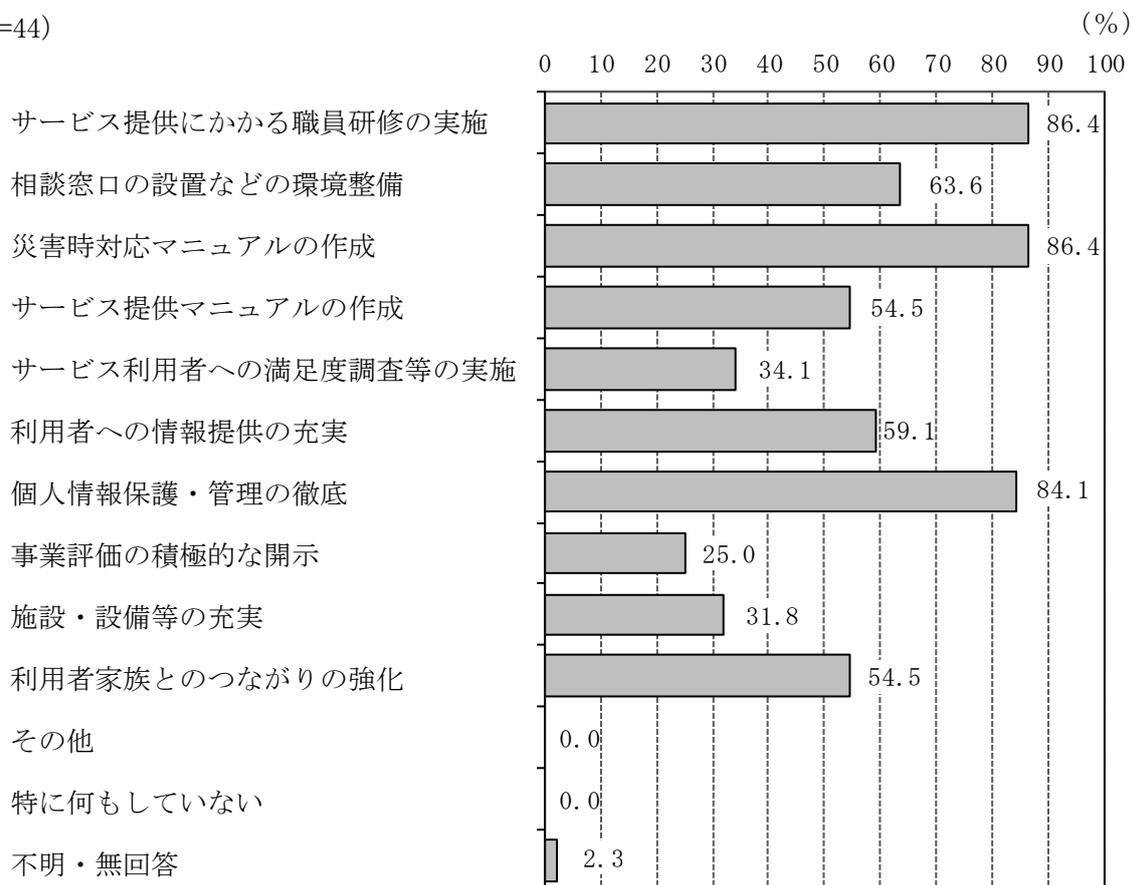
(支援) 関係機関や行政との連携。相談先の周知。

③施設・事業所の状況

○サービスの質の向上のために取り組んでいることは、「サービス提供にかかる職員研修の実施」、「災害時対応のマニュアルの作成」が同数で最も多く、次いで「個人情報保護・管理の徹底」、「相談窓口の設置などの環境整備」となっています。

■サービスの質の向上のために取り組んでいること（複数回答）

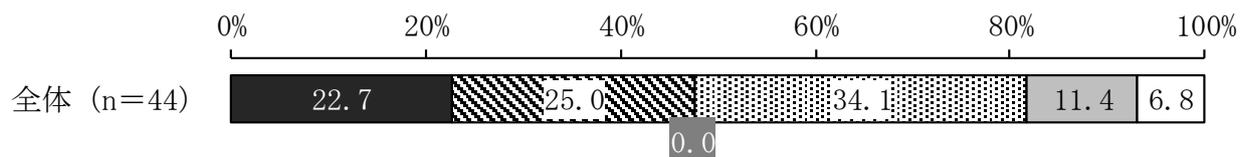
(n=44)



○ボランティアの受け入れは、「受け入れたことはない」が最も多く、次いで「時期や内容により受け入れている」、「常時受け入れている」となっています。

○具体的な活動内容については、施設でのイベントへの協力や入居者のサポート等を行っています。

■ボランティアの受け入れ（単数回答）



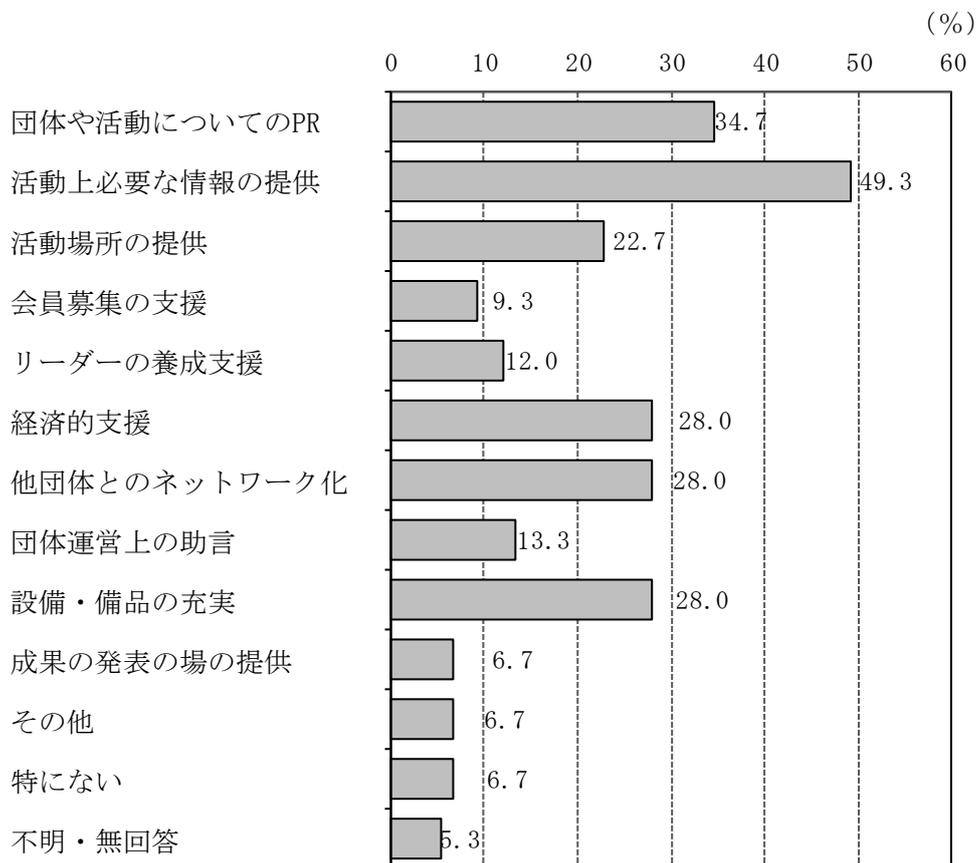
- 常時受け入れている
- ▨ 時期や内容により受け入れている
- 過去に受け入れていたが、現在では受け入っていない
- ▨ 受け入れたことはない
- その他
- 不明・無回答

④今後の業務・活動

○事業所・団体が業務・活動をしていく上で、町に望むことは、「活動上必要な情報の提供」が最も多く、次いで「団体や活動についてのPR」、「経済的支援」・「他団体とのネットワーク化」・「設備・備品の充実」となっています。

■事業所・団体が業務・活動をしていく上で、町に望むこと（複数回答）

(n=75)

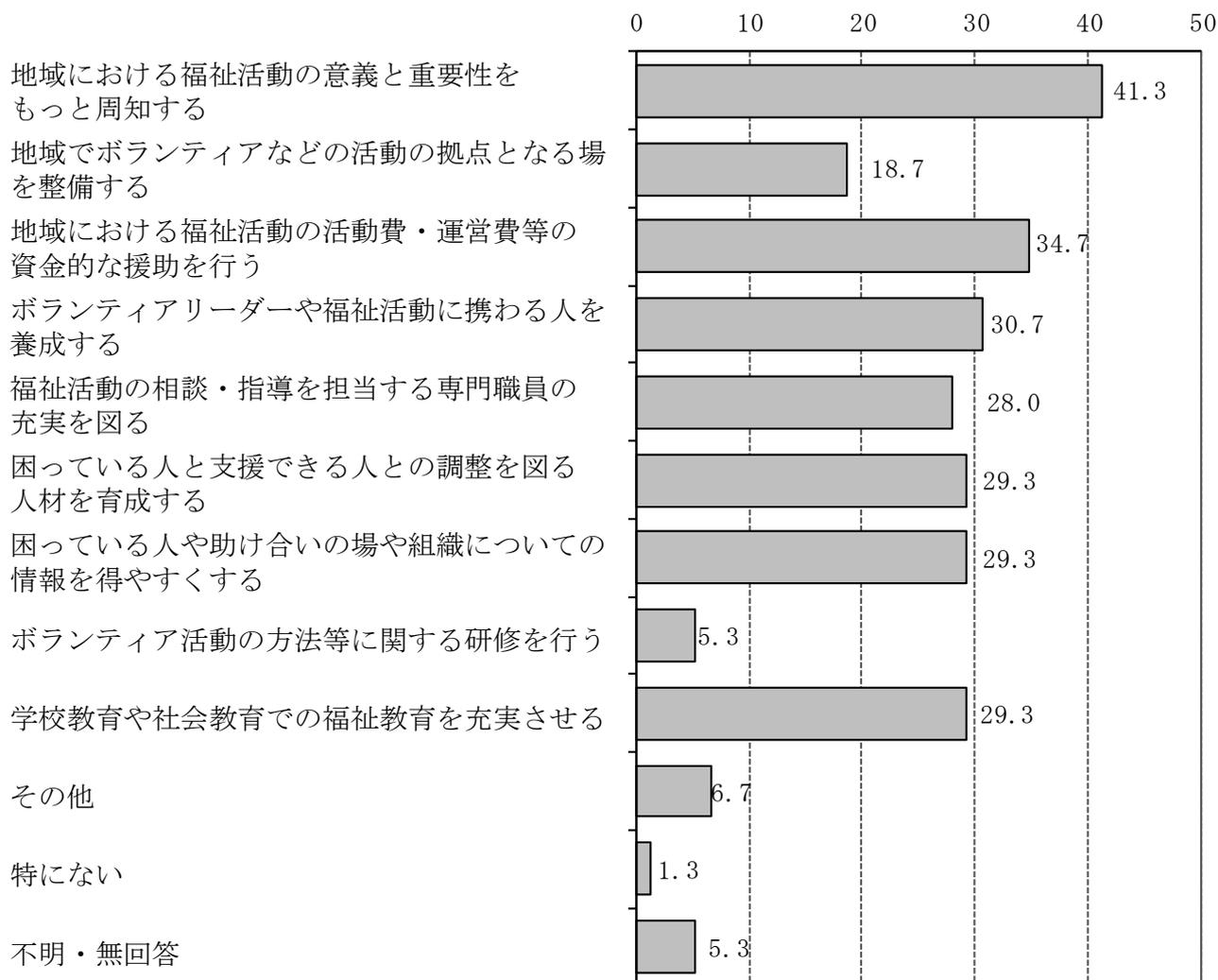


○地域における助け合い・支え合い活動を活発にするために重要なことは、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと周知する」が最も多く、次いで「地域における福祉活動の活動費・運営費等の資金的な援助を行う」、「ボランティアリーダーや福祉活動に携わる人を養成する」となっています。

■地域における助け合い・支え合い活動を活発にするために重要なこと（複数回答）

(n=75)

(%)



4 地区懇談会からみる現状

(1) 実施目的と概要

大和町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたり、町民の皆さんが普段の地域生活の中で感じていることや、地域での課題を把握するとともに、それらに対する解決策や方向性について意見をうかがい、計画策定の参考とすることを目的として実施しました。

■実施概要

地区名	開催日時	開催場所	参加者数
鶴巣地区	2018年3月5日(月)午後	鶴巣防災センター	33人
宮床・小野地区	2018年3月8日(木)午後	宮床基幹集落センター	18人
吉岡地区	2018年3月9日(金)午前	まほろばホール	37人
落合地区	2018年3月9日(金)午後	落合ふるさとセンター	18人
もみじヶ丘・杜の丘地区	2018年3月15日(木)午前	南部コミュニティセンター	19人
吉田地区	2018年3月15日(木)午後	吉田コミュニティセンター	27人

■当日のプログラム

①「地域での良いところや困っているところ」について考えてみましょう

身近な地域での良いところや困っているところを、付せんに書きだし、発表しながら模造紙に貼り出しました。

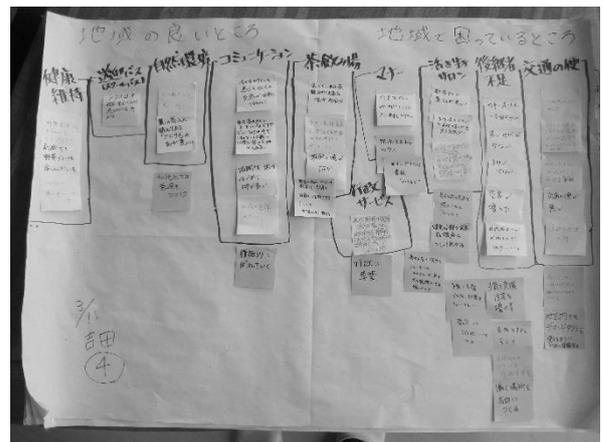
②「解決アイデア」について話してみましょう

①で挙げた「地域での良いところ」については継続していくために必要なこと、「地域での困っていること」については改善するための解決アイデアをそれぞれ付せんに書き出して発表し、模造紙に貼り出しました。

③みんなで共有してみましょう。

話し合ったことについて、グループごとに発表し、全体で共有しました。

(2) 地区懇談会の様子



(3) 各地区の結果概要

①地域の良いところ

(カテゴリーの有無)	近所付き合い・交流	地域活動	防災・防犯	少子高齢化	高齢者・介護	若者	子ども・子育て	助け合い・支え合い	自然・住環境	交通・移動手段	健康	歴史・伝統	その他
鶴巣地区	●	●	●	●	●			●	●	●		●	●
宮床・小野地区	●		●					●	●		●		
吉岡地区	●	●				●		●	●				
落合（まいの）地区	●	●	●					●	●		●		
もみじヶ丘・杜の丘地区	●	●			●		●		●	●	●		
吉田地区	●					●		●	●		●		

地域の良いところについては、「近所付き合い・交流」や「自然・住環境」に関する意見が全地区で挙げられ、次いで「地域活動」や「助け合い・支え合い」に関する意見もほとんどの地区で挙げられていました。



今後も継続していくためのアイデア

近所付き合い・交流：コミュニケーション、あいさつ、交流の場づくり、見守り

地域活動：各種関係機関や地域団体と地域との連携、意見交換の場を持つ

防災・防犯：地区内のパトロールの継続、お互いに交流を図る

高齢者・介護：地域ぐるみで健康増進を図る

子ども・子育て：登下校等の見守り、あいさつ

助け合い・支え合い：サロン活動等への参加の声かけ、地区間の交流、行政との連携

自然・住環境：ゴミ拾い、地区ごとでのイベントやお祭り、自然を活用したまちづくり

健康：活き生きサロンを活用した取り組みの拡大、健康づくり隊の充実

歴史・伝統：地域の伝統や言い伝えを調査し、伝承する

②地域で困っているところ

(カテゴリの有無)	近所付き合い・交流	地域活動	見守り	防災・防犯	少子高齢化	高齢者・介護	若者	子ども・子育て	担い手不足	自然・住環境	交通・移動手段	健康	歴史・伝統	マナー	行政関係	その他
鶴巣地区	●	●	●				●		●	●	●					
宮床・小野地区	●	●			●					●	●					
吉岡地区	●	●			●		●	●	●	●		●		●	●	
落合（まいの）地区	●			●	●	●			●	●	●					
もみじヶ丘・杜の丘地区	●	●				●		●		●	●			●		●
吉田地区	●	●			●	●			●	●	●		●	●	●	

地域で困っているところについては、良いところで挙げられた「近所付き合い・交流」、「自然・住環境」に関する内容について意見が挙げられた他、「担い手不足」や「交通・移動手段」に関する意見が多く挙げられていました。



今後、解決していくためのアイデア

近所付き合い・交流：イベントを企画する力の養成、話し合いの場づくり

地域活動：お茶飲み会をする、地区全体での協力、リーダーの養成

見守り：隣近所での見守り、情報共有

防災・防犯：防犯カメラの設置、緊急時の対応の見直し、自主防災訓練

少子高齢化：交流の場づくり、空き家の活用、子育て支援住宅の整備

高齢者・介護：世代間交流、送迎や買い物のお手伝い、見守り

若者：若い人向けの交流・行事を増やす、世代交代の意識の醸成、町の良いところをPR

子ども・子育て：見守り活動の強化、公園の整備、子どもを預かれる施設の拡充

担い手不足：声かけ、人を集める工夫を考える、自由に集まれる拠点施設の整備

自然・住環境：行事を通して子どもや若い世代の呼び込み、定期的なパトロール

交通・移動手段：デマンドタクシー・町民バスの見直し・有効活用、移動販売車、回覧での呼びかけ

健康：健康づくりの推進、健康体操

歴史・伝統：地区の昔ながらの良さの伝承

マナー：個人の意識の改善、ゴミ出しのパンフレットの見直し、地区での話し合い

行政関係：公共施設の整備・活用方法の検討、町道の補修、行政区の見直し

5 大和町の地域福祉に関わる主な課題

統計や町民アンケート調査、関係団体アンケート調査、地区懇談会などの各種調査結果を踏まえ、本町の地域福祉に関わる主な課題をとりまとめました。

(1) 福祉意識の醸成による地域力の向上

全国的に地域のつながりの希薄化が問題視されている中、本町では、町内会や生き生きサロンにおける活動などが活発に行われており、関係団体アンケート調査から地域での助け合いの意識について約半数が“高い”と回答しています。

一方、町民の約8割が「地域福祉」という言葉について“聞いたことはあるが、内容までは知らなかった”または“知らなかった”と回答しており、「地域福祉」が浸透していないことがうかがえます。

また、隣近所との付き合いの程度については、現在は“あいさつをする程度”が最も多く、今後は“今のままでよい”や“もっと広げたい”が多くなっています。特に30歳代においては普段の付き合いの程度が低くなっていますが、今後について「もっと広げたい」という意見が多く、地域活動等を通じた地域のつながりの強化が求められています。

そのため、今後の地域での助け合いや支え合いを進めていくためにも、「地域福祉」という言葉の周知や福祉意識の啓発に取り組んでいく必要があります。

(2) 身近な生活課題の増加に対応する地域の課題解決力の強化

近年、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、ひとり親家庭、生活困窮者等、支援を必要とする人の問題が多様化する中で、地域に暮らす人が抱える生活上の課題を『我が事』としてとらえ、解決に導くことができる、地域の課題解決力の向上が重視されています。

本町では、地区懇談会において地域の各種団体等の担い手の不足・高齢化が課題として挙げられており、人材の育成に向けて持続的に取り組んでいくことが重要となっています。

また町民アンケート調査においても、地域の行事や活動に「仕事などの都合で機会がない」、「興味がない」などの理由から、参加できていない人が約3割となっています。今後、働き盛り・子育て世代等を含めた、様々な年代が積極的に地域活動に参加していくための支援を行っていく必要があります。

(3) 平常時から災害時まで安全・安心な地域づくり

様々な生活課題や福祉ニーズの発生や高齢化に伴い、福祉サービスの需要が高まっています。

本町においても高齢者世帯の増加や要支援・要介護認定者が増加しており、支援を必要とする人に適切な福祉サービスを提供できる体制を強化していく必要があります。

また、近年多発している地震や風水害などの緊急時における体制の確立及び周知も重要となっています。町民アンケート調査において、地域の防災訓練に参加している人が約2割と少なく、緊急時に支援を必要としている人が約2割となっています。地区懇談会においても“緊急時の対応が分からない”という意見があり、今後、福祉サービスや公的な支援を通して、平常時や緊急時問わず、安全・安心に生活を送ることができるよう、体制づくりに取り組んでいく必要があります。

(4) 包括的な支援体制の構築

近年、介護と育児に同時に直面する世帯など、個人や世帯単位において複数分野の課題が絡み合って複雑化しており、対象者ごとに「縦割り」で整備された公的な支援制度では対応が困難になっています。

本町においても複合的な問題を抱え、複雑化している相談件数が年々増加しており、一つの分野では対応できない状況となっています。そのため、地域の実情に応じて、高齢・障がい・児童といった分野を超えた身近な地域で複合的な課題を『丸ごと』受け止める場として、福祉・保健・医療・権利擁護・雇用・就労・産業・教育・住まいなどに関する多機関が連携した包括的な支援体制の構築が求められています。

このような現状を受けて国では「制度の狭間」の問題への対策の一つとして、2015年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前段階での支援に向けた取り組みを進めています。

今後、本町においても誰もが住み慣れた地域で生活を送っていくために、地域住民や保健・医療・福祉分野など関係機関との連携のもと、支援体制を構築していく必要があります。

第3章 各地区の状況

大和町全体

- ◆総人口：28,176人
- 年少人口（0～14歳）：4,360人
- 生産年齢人口（15～64歳）：17,700人
- 老年人口（65歳以上）：6,116人
 - ・前期高齢者数（65～74歳）：2,939人
 - ・後期高齢者数（75歳以上）：3,177人
 - ・高齢化率：21.7%

吉田地区

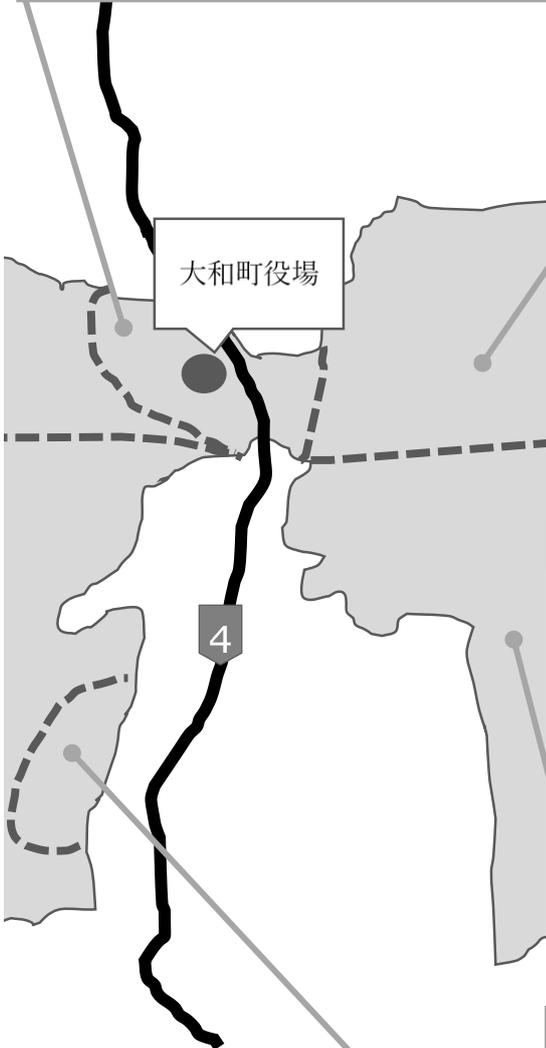
- ◆総人口：1,879人
- 年少人口（0～14歳）：135人
- 生産年齢人口（15～64歳）：988人
- 老年人口（65歳以上）756人
 - ・前期高齢者数（65～74歳）：343人
 - ・後期高齢者数（75歳以上）：413人
 - ・高齢化率：40.2%

宮床・小野地区

- ◆総人口：1,720人
- 年少人口（0～14歳）：165人
- 生産年齢人口（15～64歳）：940人
- 老年人口（65歳以上）：615人
 - ・前期高齢者数（65～74歳）：290人
 - ・後期高齢者数（75歳以上）：325人
 - ・高齢化率：35.8%

吉岡地区

- ◆総人口：13,159人
- 年少人口（0～14歳）：2,012人
- 生産年齢人口（15～64歳）：8,847人
- 老年人口（65歳以上）：2,300人
 - ・前期高齢者数（65～74歳）：1,126人
 - ・後期高齢者数（75歳以上）：1,174人
 - ・高齢化率：17.5%



落合地区

- ◆総人口：1,599人
- 年少人口（0～14歳）：138人
- 生産年齢人口（15～64歳）：862人
- 老年人口（65歳以上）：599人
 - ・前期高齢者数（65～74歳）：282人
 - ・後期高齢者数（75歳以上）：317人
 - ・高齢化率：37.5%

鶴巣地区

- ◆総人口：2,131人
- 年少人口（0～14歳）：174人
- 生産年齢人口（15～64歳）：1,158人
- 老年人口（65歳以上）：799人
 - ・前期高齢者数（65～74歳）：368人
 - ・後期高齢者数（75歳以上）：431人
 - ・高齢化率：37.5%

もみじヶ丘・杜の丘地区

- ◆総人口：7,475人
- 年少人口（0～14歳）：1,741人
- 生産年齢人口（15～64歳）：4,969人
- 老年人口（65歳以上）：765人
 - ・前期高齢者数（65～74歳）：472人
 - ・後期高齢者数（75歳以上）：293人
 - ・高齢化率：10.2%

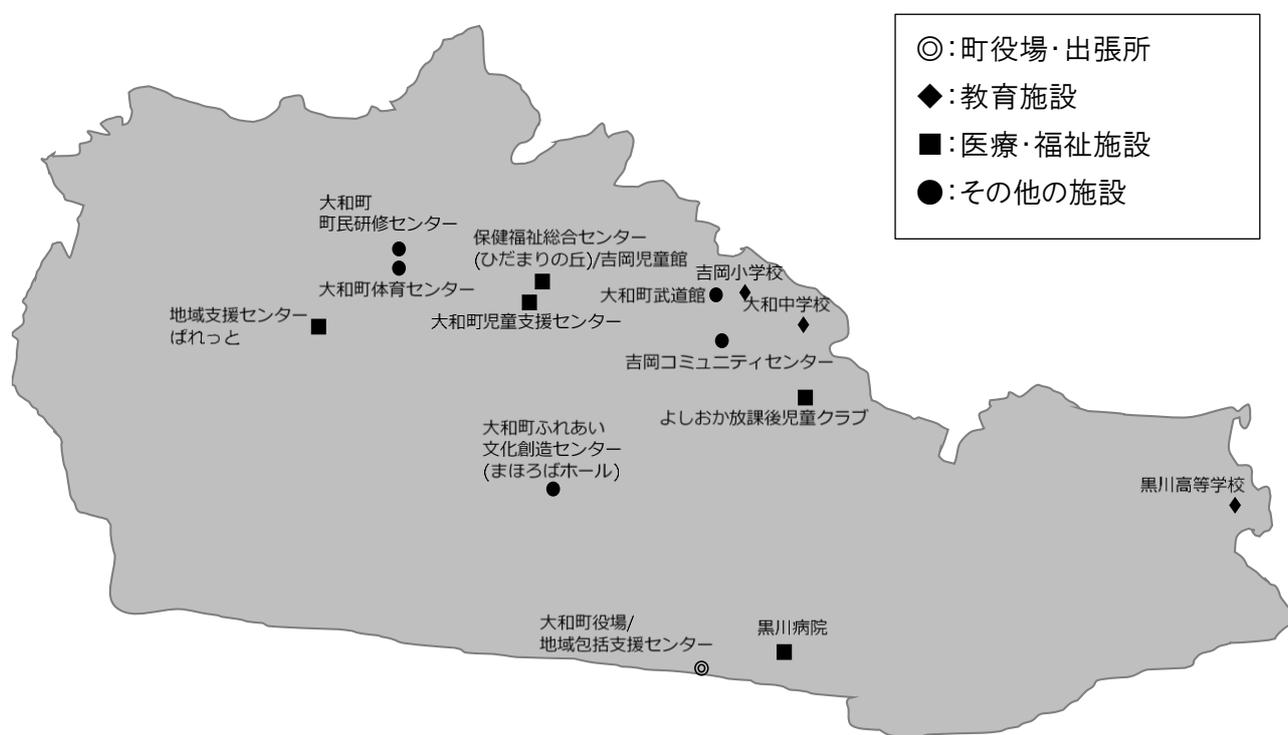
出典：住民基本台帳（2018年3月31日現在）

1 吉岡地区

(1) 地域の状況

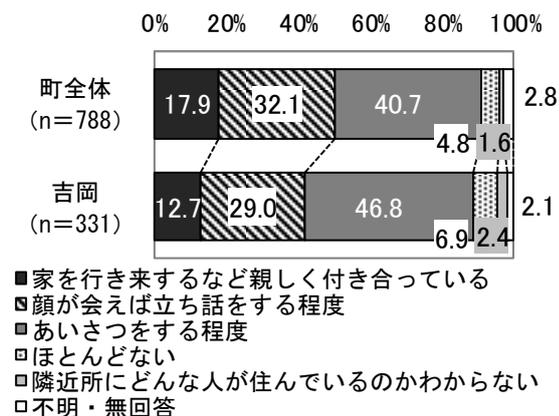
総人口	13,159 人	地域活動	行政区数	12	
総世帯数	5,973 世帯		民生委員・児童委員	16 人	
高齢者	一人暮らし高齢者世帯数 417 世帯 高齢者のみ世帯数 710 世帯		老人クラブ会員	499 人	
要支援・要介護	要支援・要介護認定者数	400 人	福祉施設	児童福祉施設	8箇所
	認定率	17.2%		高齢者・介護保険施設※1	17 箇所
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	367 人		障がい者(児)福祉施設	12 箇所
	療育手帳	116 人	※1:介護老人福祉施設1箇所		
	精神障害者保健福祉手帳	70 人			
生活保護	受給者数	180 人			
	受給世帯数	128 世帯			

出典：宮城県仙台保健福祉事務所、住民基本台帳、保健福祉課（2018年3月31日現在）

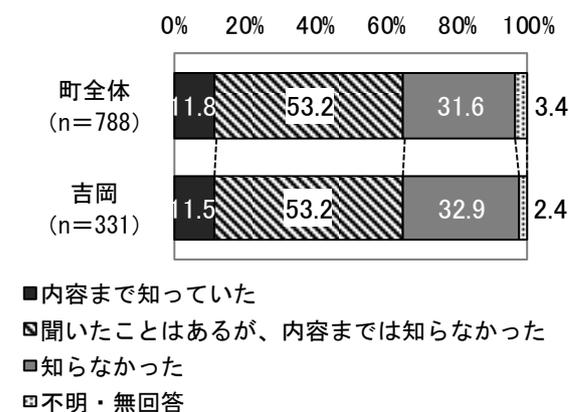


(2) 町民アンケート調査

■ 普段の隣近所との付き合いの程度



■ 地域福祉の認知度



■ 地域の中での問題や課題 (上位5位)

1	・ 隣近所との交流が少ない
2	・ 緊急時の対応体制がわからない
3	・ 特にない
4	・ 世代間の交流が少ない
5	・ 交通マナーが乱れている

■ 地域福祉を進めていく上で必要なこと (上位5位)

1	・ 地域における福祉活動の意義と重要性をもっと周知する
2	・ 困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする
3	・ 地域ボランティアなどの活動の拠点となる場所を整備する
4	・ リーダーや福祉活動に携わる人を養成する ・ 学校や社会における福祉教育を充実させる

(3) 地区懇談会

※一部抜粋

■ 地域の良いところ

- ・ 健康づくり教室への積極的な参加がある。
- ・ 防災訓練の時に世代を超えた交流がある。
- ・ 隣近所の声かけがある。
- ・ 地域活動に積極的に参加する人が多くなってきた。

■ 地域で困っているところ

- ・ 地区の役員が高齢化している。
- ・ ボランティアが少ない。
- ・ 行事を実施する際の協力者が偏る。
- ・ 世代間の交流が難しくなっている。

■ 今後、解決していくためのアイデア

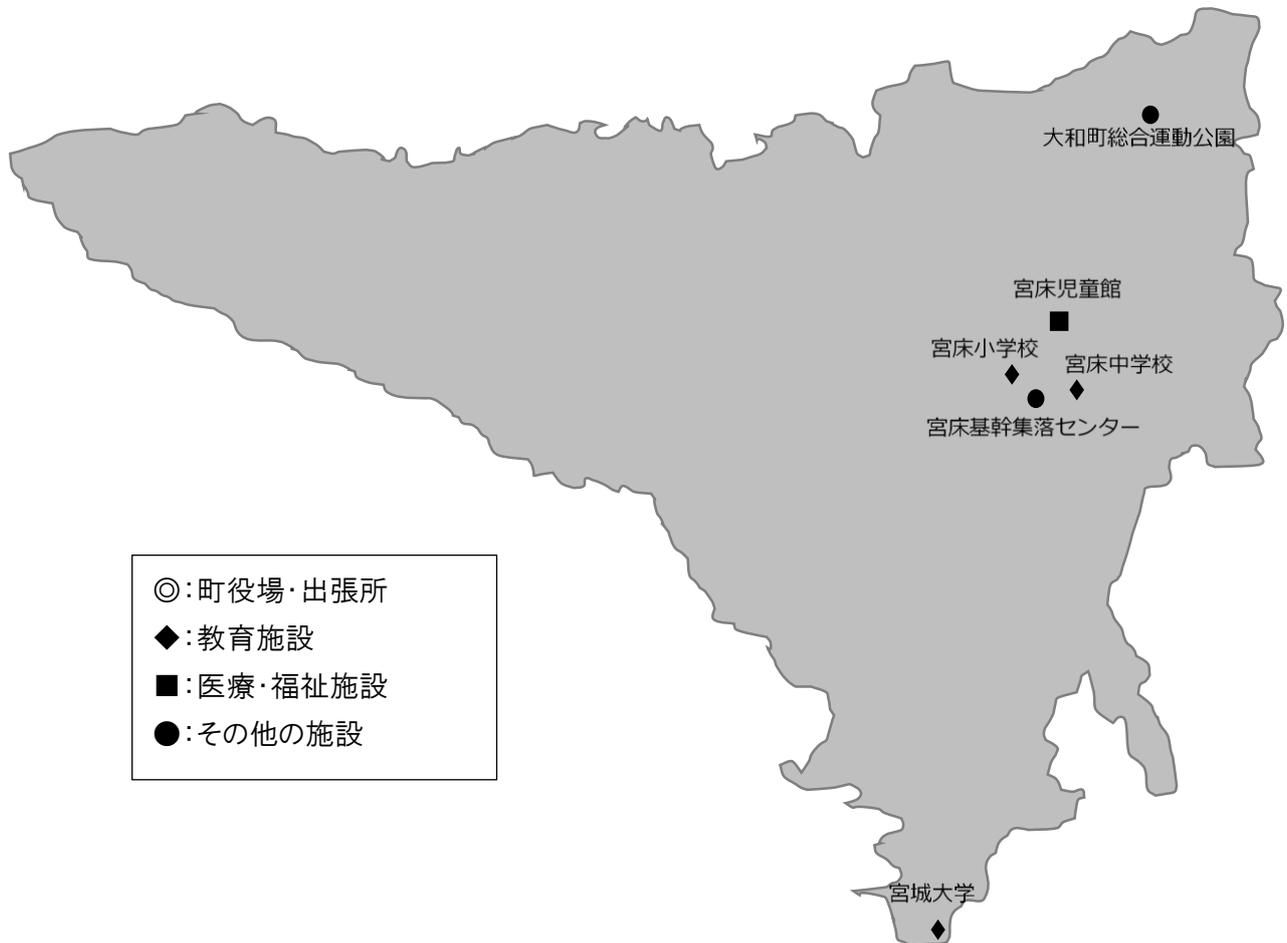
- ・ 登下校の見守りの継続。
- ・ 団体同士や行政との連携。
- ・ イベントを企画する力の養成。
- ・ 地域の人々が自由に集まれる拠点施設の整備。

2 宮床・小野地区

(1) 地域の状況

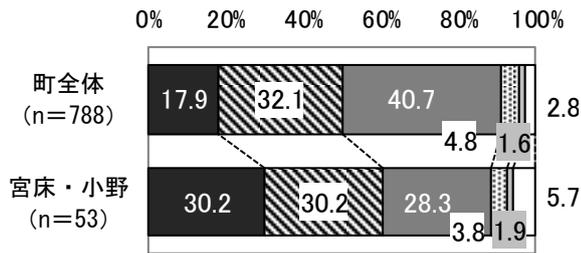
総人口	1,720 人	地域活動	行政区数	8	
総世帯数	643 世帯		民生委員・児童委員	7人	
高齢者	一人暮らし高齢者世帯数	90 世帯	老人クラブ会員	449 人	
	高齢者のみ世帯数	157 世帯	医療機関	0箇所	
要支援・ 要介護	要支援・要介護認定者数	111 人	福祉施設	児童福祉施設	2箇所
	認定率	17.9%		高齢者・介護保険施設※1	13 箇所
障害者手 帳所有者 数	身体障害者手帳	120 人		障がい者(児)福祉施設※2	6箇所
	療育手帳	25 人	※1:介護老人福祉施設1箇所、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅2箇所、介護保険外の入所施設1箇所		
	精神障害者保健福祉手帳	21 人	※2:障がい者支援施設1箇所		
生活保護	受給者数	5人			
	受給世帯数	5世帯			

出典：宮城県仙台保健福祉事務所、住民基本台帳、保健福祉課（2018年3月31日現在）



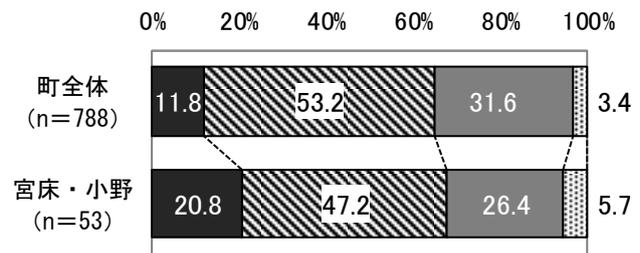
(2) 町民アンケート調査

■ 普段の隣近所との付き合いの程度



- 家を行き来するなど親しく付き合っている
- 顔が会えば立ち話をする程度
- あいさつをする程度
- ほとんどない
- 隣近所にどんな人が住んでいるのかわからない
- 不明・無回答

■ 地域福祉の認知度



- 内容まで知っていた
- 聞いたことはあるが、内容までは知らなかった
- 知らなかった
- 不明・無回答

■ 地域の中での問題や課題（上位5位）

1	・ 道路や公園・空き地にごみが増えた
2	・ 交通マナーが乱れている ・ 世代間の交流が少ない ・ 特にない
5	・ 安心できる子どもの遊び場が少ない ・ 高齢者・障がい者（児）の集まれる機会が少ない ・ 地域から孤立している人がいる

■ 地域福祉を進めていく上で必要なこと（上位5位）

1	・ 福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る
2	・ 地域における福祉活動の意義と重要性をもっと周知する
3	・ リーダーや福祉活動に携わる人を養成する ・ 困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする
5	・ 行政が地域における福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う ・ 困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する

(3) 地区懇談会

※一部抜粋

■ 地域の良いところ

- ・ 地域全員が大体わかる。
- ・ 地域での行事の参加者が多い。
- ・ 犯罪が少ない。
- ・ 健康づくりに対する意識が高まっている。

■ 地域で困っているところ

- ・ 地域活動の後継者不足。
- ・ 高齢者と若年層との交流が少ない。
- ・ 隣近所でのお茶飲みが少なくなった。
- ・ 一人暮らし高齢者が増えている。

■ 今後、解決していくためのアイデア

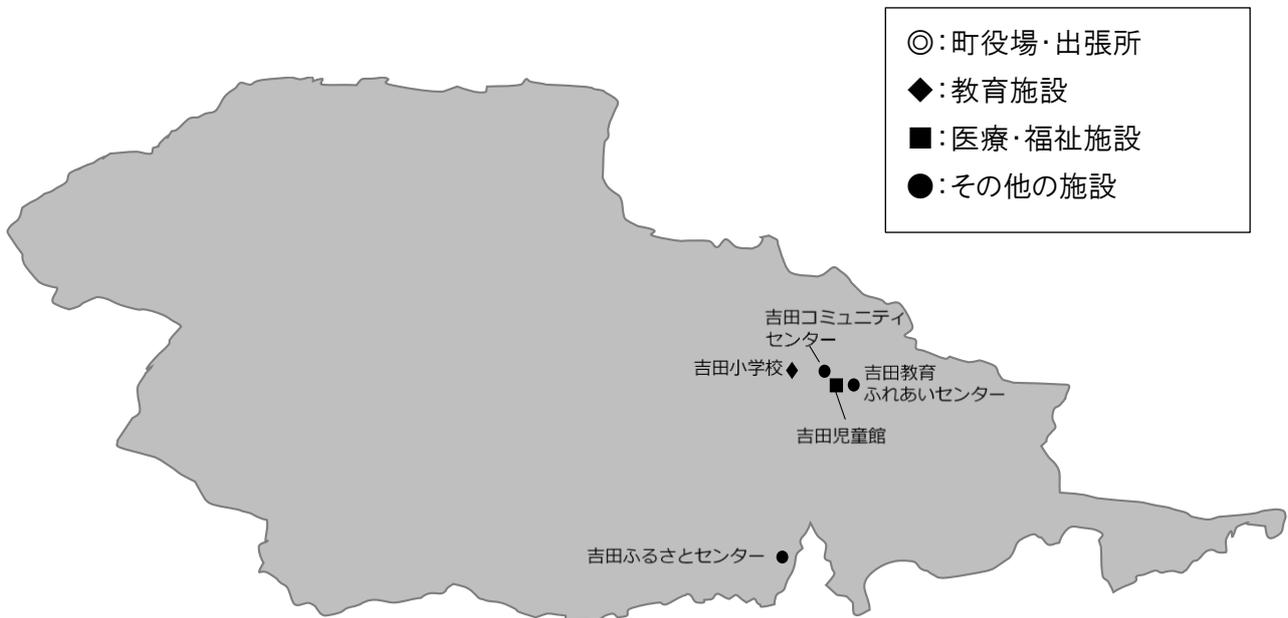
- ・ 行政との連携。
- ・ 地区（集落）ごとの取り組みを強化する。
- ・ 見守り活動の強化。
- ・ 憩いの場として、空き家の活用。

3 吉田地区

(1) 地域の状況

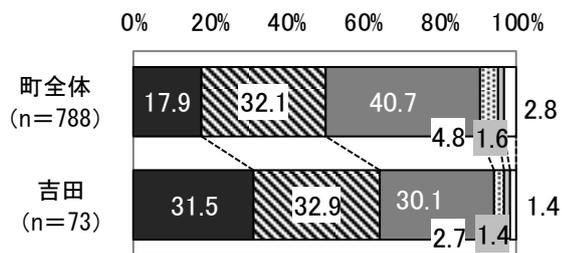
総人口	1,879 人	地域活動	行政区数	12	
総世帯数	686 世帯		民生委員・児童委員	8人	
高齢者	一人暮らし高齢者世帯数	84 世帯	老人クラブ会員	370 人	
	高齢者のみ世帯数	166 世帯	医療機関	1 箇所	
要支援・ 要介護	要支援・要介護認定者数	162 人	福祉施設	児童福祉施設	1 箇所
	認定率	21.3%		高齢者・介護保険施設※1	4 箇所
障害者手 帳所有者 数	身体障害者手帳	100 人		障がい者(児)福祉施設※2	6 箇所
	療育手帳	29 人	※1:介護老人保健施設1箇所		
	精神障害者保健福祉手帳	6人	※2:障がい者支援施設1箇所		
生活保護	受給者数	8人			
	受給世帯数	13 世帯			

出典：宮城県仙台保健福祉事務所、住民基本台帳、保健福祉課（2018年3月31日現在）



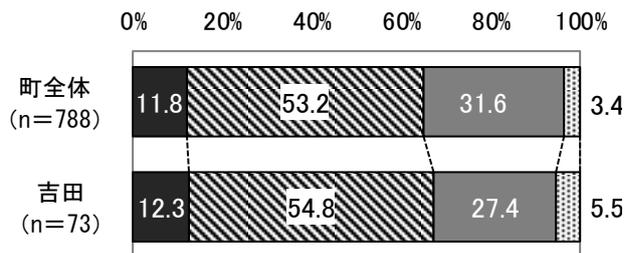
(2) 町民アンケート調査

■ 普段の隣近所との付き合いの程度



- 家を行き来するなど親しく付き合っている
- 顔が会えば立ち話をする程度
- あいさつをする程度
- ほとんどない
- 隣近所にどんな人が住んでいるのかわからない
- 不明・無回答

■ 地域福祉の認知度



- 内容まで知っていた
- 聞いたことはあるが、内容までは知らなかった
- 知らなかった
- 不明・無回答

■ 地域の中での問題や課題（上位5位）

1	・世代間の交流が少ない
2	・緊急時の対応体制がわからない ・特になし
4	・道路や公園・空き地にごみが増えた
5	・安心できる子どもの遊び場が少ない

■ 地域福祉を進めていく上で必要なこと（上位5位）

1	・地域における福祉活動の意義と重要性をもっと周知する
2	・リーダーや福祉活動に携わる人を養成する
3	・困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する ・困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする
5	・地域ボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する

(3) 地区懇談会

※一部抜粋

■ 地域の良いところ

- ・健康づくり隊を実施している。
- ・近所の団結が強い。
- ・小学生への登下校時のあいさつがある。
- ・隣同士の助け合いがある。

■ 地域で困っているところ

- ・高齢者世帯が多い。
- ・気楽にお茶飲みできる場がない。
- ・生き生きサロンの集まりが良くない。
- ・役員のなり手が少ない。

■ 今後、解決していくためのアイデア

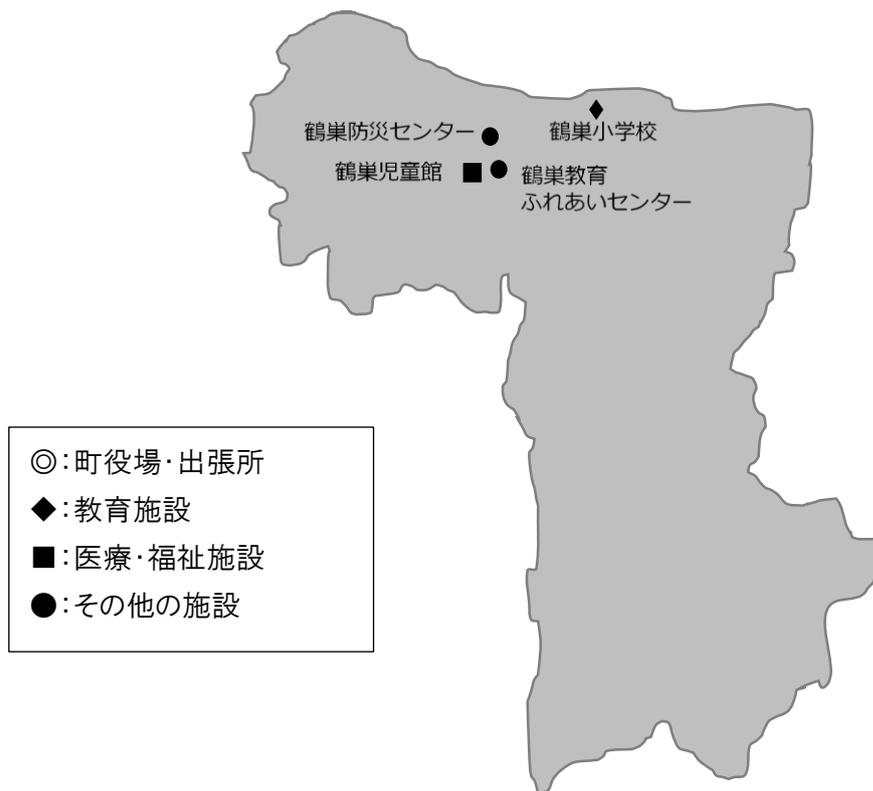
- ・生き生きサロン等で地区間の交流をする。
- ・生き生きサロンで参加者が得意分野を発表する場を設ける。
- ・公共施設の一部を自由に活用できるようにする。
- ・これからの地区について、みんなで考える。

4 鶴巣地区

(1) 地域の状況

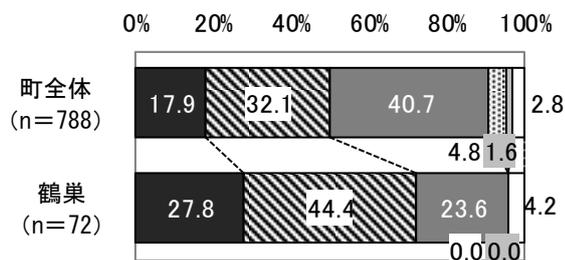
総人口	2,131 人	地域活動	行政区数	12	
総世帯数	667 世帯		民生委員・児童委員	8人	
高齢者	一人暮らし高齢者世帯数		57 世帯	老人クラブ会員	483 人
	高齢者のみ世帯数	128 世帯	医療機関	0箇所	
要支援・ 要介護	要支援・要介護認定者数	142 人	福祉施設	児童福祉施設	1箇所
	認定率	17.7%		高齢者・介護保険施設	1箇所
障害者手 帳所有者 数	身体障害者手帳	100 人		障がい者(児)福祉施設	0箇所
	療育手帳	11 人			
	精神障害者保健福祉手帳	9人			
生活保護	受給者数	7人			
	受給世帯数	4世帯			

出典：宮城県仙台保健福祉事務所、住民基本台帳、保健福祉課（2018年3月31日現在）



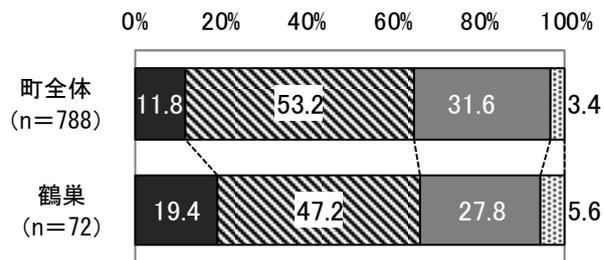
(2) 町民アンケート調査

■ 普段の隣近所との付き合いの程度



- 家を行き来するなど親しく付き合っている
- ▣ 顔が会えば立ち話をする程度
- あいさつをする程度
- ほとんどない
- 隣近所にどんな人が住んでいるのかわからない
- 不明・無回答

■ 地域福祉の認知度



- 内容まで知っていた
- ▣ 聞いたことはあるが、内容までは知らなかった
- 知らなかった
- 不明・無回答

■ 地域の中での問題や課題（上位5位）

1	・ 安心できる子どもの遊び場がない
2	・ 特にない
3	・ 世代間の交流が少ない
4	・ 緊急時の対応体制がわからない
5	・ 隣近所との交流が少ない

■ 地域福祉を進めていく上で必要なこと（上位5位）

1	・ 地域における福祉活動の意義と重要性をもっと周知する
2	・ 福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る
3	・ 行政が地域における福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う ・ 困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする
5	・ 学校や社会における福祉教育を充実させる

(3) 地区懇談会

※一部抜粋

■ 地域の良いところ

- ・ 小学校と地域での子育て支援の協力者が多い。
- ・ 青年・若者・サロンなどの地域活動が活発。
- ・ 日常的に相談に応じてくれる人が多い。
- ・ あいさつは欠かさない。

■ 地域で困っているところ

- ・ 世代間の交流が少ない。
- ・ 役員のなり手が少ない。
- ・ 豪雨による災害の危険がある。
- ・ 伝統芸能の後継者が少ない。

■ 今後、解決していくためのアイデア

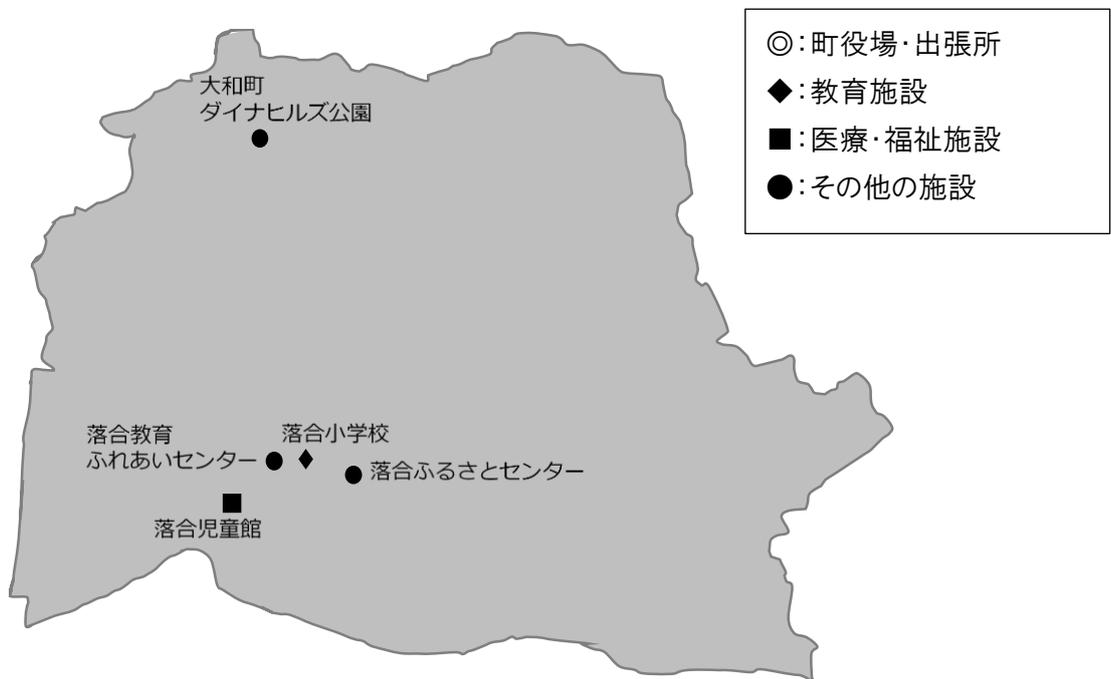
- ・ 一人ひとりが身近な人に地域行事への参加を呼び掛ける。
- ・ 行事へ参加するきっかけづくりをする。
- ・ 地域の文化遺産や伝統を若い人にも知ってもらい、地域を見直してもらう。
- ・ 小学校と地域の協働で環境教育や産業づくり、伝統芸能などを盛んにする。

5 落合地区

(1) 地域の状況

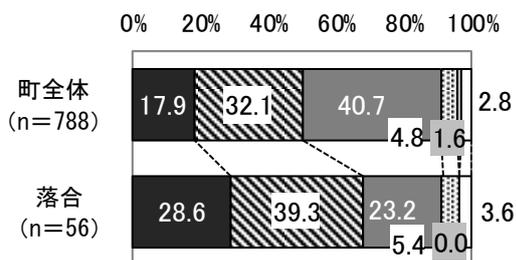
総人口	1,599 人	地域活動	行政区数	12	
総世帯数	542 世帯		民生委員・児童委員	6人	
高齢者	一人暮らし高齢者世帯数	50 世帯	老人クラブ会員	286 人	
	高齢者のみ世帯数	110 世帯	医療機関	1箇所	
要支援・ 要介護	要支援・要介護認定者数	94 人	福祉施設	児童福祉施設	2箇所
	認定率	15.8%		高齢者・介護保険施設	4箇所
障害者手 帳所有者 数	身体障害者手帳	63 人		障がい者(児)福祉施設	0箇所
	療育手帳	8人			
	精神障害者保健福祉手帳	11 人			
生活保護	受給者数	7人			
	受給世帯数	4世帯			

出典：宮城県仙台保健福祉事務所、住民基本台帳、保健福祉課（2018年3月31日現在）



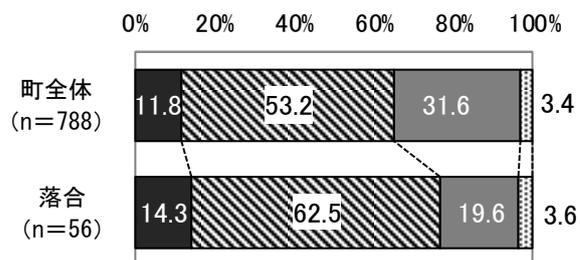
(2) 町民アンケート調査

■ 普段の隣近所との付き合いの程度



- 家を行き来するなど親しく付き合っている
- ▣ 顔が会えば立ち話をする程度
- あいさつをする程度
- ▣ ほとんどない
- 隣近所にどんな人が住んでいるのかわからない
- 不明・無回答

■ 地域福祉の認知度



- 内容まで知っていた
- ▣ 聞いたことはあるが、内容までは知らなかった
- 知らなかった
- 不明・無回答

■ 地域の中での問題や課題（上位5位）

1	・ 世代間の交流が少ない
2	・ 安心できる子どもの遊び場が少ない ・ 健康づくりに対する意識が低い
4	・ 緊急時の対応体制がわからない ・ 特になし

■ 地域福祉を進めていく上で必要なこと（上位5位）

1	・ 地域における福祉活動の意義と重要性をもっと周知する
2	・ リーダーや福祉活動に携わる人を養成する
3	・ 学校や社会における福祉教育を充実させる
4	・ 行政が地域における福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う
5	・ 困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする

(3) 地区懇談会

※一部抜粋

■ 地域の良いところ

- ・ 生き生きサロンへの参加者が多い。
- ・ 健康の意識が高い。
- ・ 事件や犯罪が少ない。
- ・ ボランティア活動への協力がある。

■ 地域で困っているところ

- ・ 高齢者の単身・夫婦が増加している。
- ・ 役員のなり手が少ない。若い人の地域離れ。
- ・ 災害の被害が大きい。
- ・ 地域全体として交流の機会が少ない。

■ 今後、解決していくためのアイデア

- ・ 飲み会等の場でのコミュニケーションの機会が必要。
- ・ 地域の意見交換の場を持つ。
- ・ 災害対策の充実。
- ・ 若者の交流の場を増やす。

6 もみじヶ丘・杜の丘地区

(1) 地域の状況

総人口	7,475 人	地域活動	行政区数	6	
総世帯数	2,671 世帯		民生委員・児童委員	6人	
高齢者	一人暮らし高齢者世帯数		102 世帯	老人クラブ会員	80 人
	高齢者のみ世帯数	224 世帯	医療機関(うち歯科医院1箇所)	1箇所	
要支援・ 要介護	要支援・要介護認定者数	90 人	福祉施設	児童福祉施設	6箇所
	認定率	11.5%		高齢者・介護保険施設	0箇所
障害者手 帳所有者 数	身体障害者手帳	114 人		障がい者(児)福祉施設	1箇所
	療育手帳	43 人			
	精神障害者保健福祉手帳	20 人			
生活保護	受給者数	6人			
	受給世帯数	3世帯			

出典：宮城県仙台保健福祉事務所、住民基本台帳、保健福祉課（2018年3月31日現在）



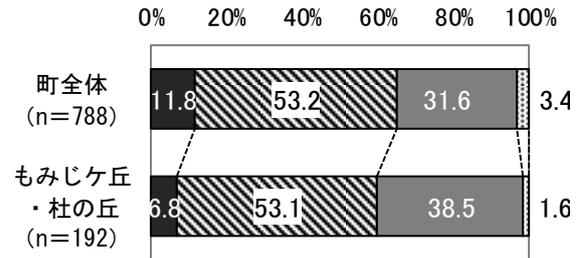
(2) 町民アンケート調査

■ 普段の隣近所との付き合いの程度



- 家を行き来するなど親しく付き合っている
- 顔が会えば立ち話をする程度
- あいさつをする程度
- ほとんどない
- 隣近所にどんな人が住んでいるのかわからない
- 不明・無回答

■ 地域福祉の認知度



- 内容まで知っていた
- 聞いたことはあるが、内容までは知らなかった
- 知らなかった
- 不明・無回答

■ 地域の中での問題や課題（上位5位）

1	・ 緊急時の対応体制がわからない
2	・ 特にない
3	・ 交通マナーが乱れている
4	・ 隣近所との交流が少ない
5	・ 世代間の交流が少ない

■ 地域福祉を進めていく上で必要なこと（上位5位）

1	・ 困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする
2	・ 地域における福祉活動の意義と重要性をもっと周知する
3	・ 福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る
4	・ 学校や社会における福祉教育を充実させる
5	・ リーダーや福祉活動に携わる人を養成する

(3) 地区懇談会

※一部抜粋

■ 地域の良いところ

- ・ 他地区との交流が盛ん。
- ・ 子どもたちの元気が良い。
- ・ 自主サークルがある。
- ・ 町内活動に関する情報が定期的に発信されている。

■ 地域で困っているところ

- ・ 近所との関わりが少ない。
- ・ ボランティア活動への参加が少ない。
- ・ みんなで寄り合える場所がない。
- ・ 子どもたちの遊び場がない。

■ 今後、解決していくためのアイデア

- ・ 人が集まりやすいイベントや行事を考える。
- ・ 高齢者と若い人が助け合うシステムの構築。
- ・ 高齢者と若い人の交流を多くする。
- ・ サークルが活動しやすいように会館等の料金の検討。

第4章 計画の方向性

1 基本理念

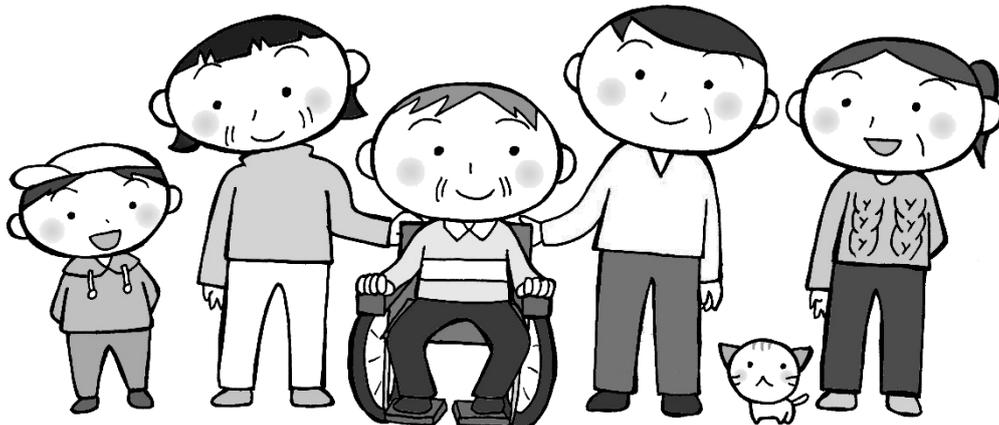
本町は宮城県のほぼ中央に位置し、広大な面積と西部に県立自然公園船形連峰を抱えた美しい自然に恵まれた町として発展してきました。今後も町民にとって暮らしやすい町とするためには、町民一人ひとりが地域福祉の重要性を認識し、地域で課題を解決していく意識を持つことが重要となります。

本町の最上位計画である「大和町第四次総合計画」では、まちづくり推進のキーワードを「協働」と「人づくり」とし、まちづくりのテーマと町の将来像を「豊かな自然と共生し、輝く未来に向けて躍進する みやぎの中核都市・大和 ～活力と笑顔に満ちたまちをめざして～」と定めています。この将来像や福祉の上位計画として各福祉計画との整合性を図り、本町の地域福祉をめぐる課題も踏まえ、本計画を推進するための指針となる地域福祉の基本理念を、以下のように定めます。

人と人がつながり 明るく元気なまち 大和
～みんなで築こう地域の和～

【基本理念の由来】

まちづくり推進のキーワードである「協働」・「人づくり」を“人と人がつながり”という言葉に込めました。また町の将来像である「活力と笑顔に満ちたまちをめざして」を“明るく元気なまち”に込め、地域課題を誰もが『我が事』として考え、地域全体で解決に向かって動くという思いを、“みんなで築こう地域の和”という言葉に込めました。

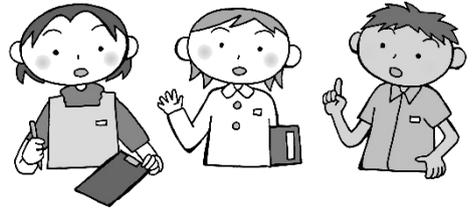


2 基本目標

基本理念の実現に向け、本計画の基本目標を以下のように定めます。

基本目標1 みんなで支え合う地域づくり

地域力の向上に向けて、町民一人ひとりが地域について考え行動し、みんなで支え合う地域を目指します。そのため、福祉教育による意識啓発や人材育成、ボランティア活動の活性化など、福祉の意識を育む基盤づくりに取り組みます。



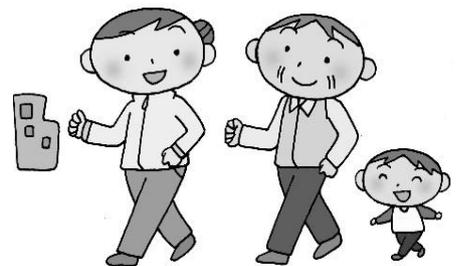
基本目標2 人と人がつながる地域づくり

地域の課題解決力の強化に向けて、様々な世代・職業・団体の人が交流し地域に関わる、誰もがつながりあえる地域を目指します。そのため、交流の場や機会の創出、団体・機関の連携促進など、地域で助け合える仕組みづくりに取り組みます。



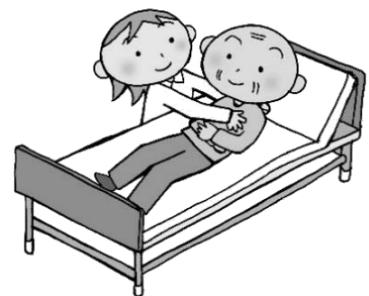
基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

安全・安心な地域づくりに向けて、地域全体の環境と個々の健康が守られる地域を目指します。そのため、防災・防犯や生活環境の整備と生きがいづくりや社会参加の促進など、ハードとソフトの両面から環境づくりに取り組みます。



基本目標4 適切な支援が受けられる地域づくり

包括的な支援体制の構築に向けて、必要に応じて適切な支援を受けることができ、誰もが住み続けられる地域を目指します。そのため、福祉サービスや相談体制、情報提供を充実し、分野を超えた支援体制づくりに取り組みます。



3 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	施策	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 人と人がつながり 明るく元気なまち 大和 くみみんなで築こう地域の和 </p>	1 みんなで支え合う地域づくり	(1) 福祉意識の醸成	①地域福祉に関する普及啓発 ②福祉教育の推進 ③障がいへの理解・配慮の促進	
		(2) 地域福祉活動の充実	①多様な担い手の育成	
			②見守り活動の推進	
			③ボランティア活動の強化	
	2 人と人がつながる地域づくり	(1) 地域のつながりの強化	①地域での交流の促進 ②つながって生きることの推進 ③サロンの充実	
		(2) 地域課題の解決に向けた体制整備	①複合化した課題に対応する体制の構築	
			②関係機関との連携体制の強化	
		3 安心して暮らせる地域づくり	(1) 防犯・防災対策の推進	①地域の防災力の向上 ②地域の防犯体制の強化
	(2) 生活環境の整備		①住宅の確保と公共施設の整備 ②交通・移動手段の整備	
			(3) 健康意識の向上と生きがいづくり	①健康づくり活動の継続と強化 ②多様な活動・社会参加の場の充実
	4 適切な支援が受けられる地域づくり			(1) 相談支援・情報提供体制の充実
			(2) 制度や福祉サービスの強化	①福祉サービスの充実と展開 ②権利擁護の推進 ③虐待の予防と早期対応
				(3) 自立した地域生活の構築

第5章 施策の展開

1 みんなで支え合う地域づくり

(1) 福祉意識の醸成

■成果目標（第5章の各成果目標については、主に町民アンケート調査より設定しています）

地域福祉の内容を知っている町民の割合

現状値 (2019年)
11.8%

目標値 (2028年)
20.0%

■現状と課題

町民一人ひとりが地域課題を『我が事』として捉えることが求められています。

- 2018年に「改正社会福祉法」が施行され、「地域共生社会の実現に向け、地域住民が地域課題を把握し、関係機関との連携のもと、解決に向けて取り組むこと」が地域福祉の推進の理念として定められました。
- 2016年4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」及び「改正児童福祉法」の施行と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の改正により、障がい者（児）の地域生活への移行に関する支援など、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが定められました。
- 町民アンケート調査では、地域福祉という言葉の認知度について、「聞いたことはあるが、内容までは知らなかった」が5割台で最も多く、特に落合地区では6割台となっています。
- 町民が主体となって地域福祉を進めるために必要なこととしては、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと周知する」が最も多くなっています。

地域課題に関する研修会や解決に向けて地域で意見交換を行う場が求められています。

- 地区懇談会では、吉田地区において、地域を今後良くしていくためのアイデアとして、「これからの地区についてみんなで考える」といった意見が挙げられています。
- 地域福祉おこし研修会における参加者の声として、「地域一人ひとりが考える力が必要である」や「もっといろいろな講演会を聞きたい」、「今回のような研修会を各地区で開催して欲しい」といった意見が挙げられています。

■施策

①地域福祉に関する普及啓発 ②福祉教育の推進 ③障がいへの理解・配慮の促進

①地域福祉に関する普及啓発

町民が地域に住む高齢者や障がい者、子育て家庭などに対する理解を深めていけるよう、広報やイベントの開催による意識の向上を図ります。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 広報や社協だよりで福祉についての情報を収集し、周りと共有しましょう。
- 近くに困っている人がいたら、声をかけましょう。
- 地域で生活を送る中で困っていること、課題を解決するための方法や必要な資源について地域で考えてみましょう。



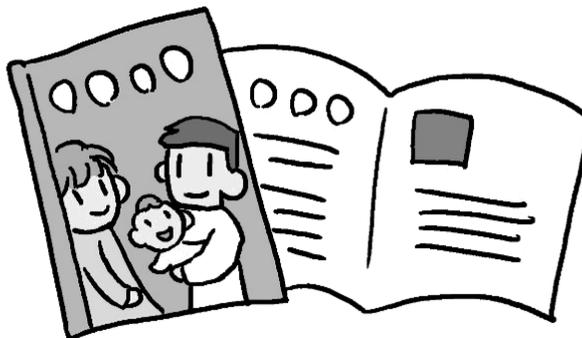
社会福祉協議会で取り組むこと

- 行政と協働し、社協だよりや本計画の概要版などを用いて、地域福祉の意識醸成や地域福祉活動への理解・参加促進に取り組みます。
- 共同募金活動を通して、町民の寄付文化の醸成を図ります。
- 定期的に町民や福祉関係団体等にアンケート調査を行い、地域福祉の取り組み状況について把握します。



行政で取り組むこと

- 町の広報や本計画の概要版などを用いて、地域福祉の意識醸成や地域福祉活動への理解・参加促進に取り組みます。
- 社会福祉協議会と連携し、地域における助け合いの文化の醸成を図ります。
- 定期的に町民や福祉関係団体等にアンケート調査を行い、地域福祉の取り組み状況について把握します。



②福祉教育の推進

地域や学校において、地域活動団体やサービス提供事業者と連携し、福祉教育や各種講座を開催します。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 子ども達が地域福祉について学び深められる地域づくりに取り組みましょう。
- 子ども達の福祉教育を充実していくために、地域と小学校で連携していきましょう。
- 支え合い、助け合える地域づくりのため、積極的に研修会や各種講座に参加しましょう。



社会福祉協議会で取り組むこと

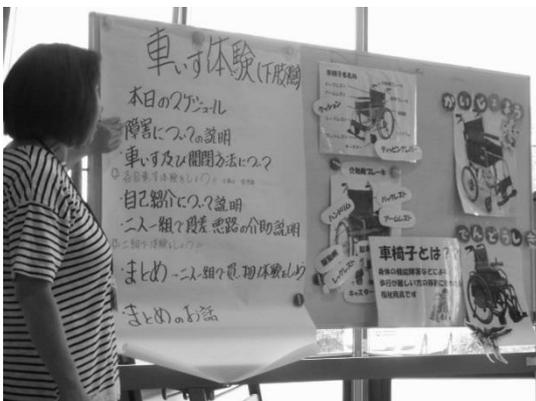
- 学校や地域との連携を強化し、計画的なプログラムにより福祉教育を推進します。
- 福祉教育を推進し、地域の日常的な助け合い・支え合いの意識向上を目指します。
- 小学生や中学生が地域福祉を理解できるよう、周知・啓発に努めます。



行政で取り組むこと

- 障がい者（児）等に対する町民の理解促進と地域共生社会などについて学ぶ機会を増やし、幼少期から一人ひとりの「豊かなところ」を育む福祉教育を推進します。
- 地域の高齢者等に講師を依頼しながら、学校での福祉教育を推進します。
- 町の現状や福祉に関する地域ごとの取り組みについて共有する機会を設けます。

■ キャップハンディ体験



■ 高齢者支え合い研修



③障がいへの理解・配慮の促進

障がいへの理解を深め、現在または将来、地域で暮らす全ての人が地域での助け合い・支え合いの関係を構築できるよう、普及啓発に取り組みます。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 疾病・障がいに対する正しい理解と認識を深めましょう。
- 障がい者（児）が相談しやすい環境整備に向け、地域での助け合い・支え合いの雰囲気づくりに取り組みましょう。
- ヘルプマーク⁵などを活用しながら、地域住民同士の支え合いに取り組みましょう。



社会福祉協議会で取り組むこと

- 障がいへの理解を深めるために、家庭や地域、学校、社会において広報やホームページ、パンフレットなどによる啓発活動を推進します。
- 障がい者（児）の当事者団体または家族の会などの活動を支援し、障がい者（児）への理解を深めるための啓発活動に取り組みます。



行政で取り組むこと

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に対する職員対応要領」に基づき、全ての職員が障がいに対する理解をより一層深めるために、関係機関が行う研修会に参加し職員の意識向上を図ります。
- 障がいへの理解について事業者や住民に広く周知し、社会全体で障がい者（児）への差別解消と合理的配慮⁶を推進します。

■みみさぼサロン



⁵ 援助や配慮を必要としている方々が、そのことを周囲の方に知らせることができるマーク

⁶ 障がい者（児）が他の人と平等な人権や自由を享有するために必要かつ適当な、「均衡を失した負担又は過度の負担」を課さない程度における配慮のこと

(2) 地域福祉活動の充実

■成果目標

地域でおきる様々な生活課題に対し、町民相互の自主的な助け合い・支え合いの関係が必要だと思ふ町民の割合

現状値 (2019年)
86.9%

目標値 (2028年)
95.0%

地域で孤立化しがちな人がいる場合に声かけやあいさつをする町民の割合

現状値 (2019年)
50.8%

目標値 (2028年)
60.0%

■現状と課題

多様化・複雑化する地域課題の解決に向け、地域に携わる人材の育成が求められています。

- 関係団体アンケート調査では、地域における助け合い・支え合い活動を活発にするために重要なこととして、「ボランティアリーダーや福祉活動に携わる人を養成する」が多く挙げられています
- 町民アンケート調査では、地域の行事や活動への参加状況について「全く参加していない」が約3割、20歳代では約半数となっています。理由としては「機会がない」、「興味がない」、「知り合いがいない」等が挙げられています。
- 地区懇談会では、ほとんどの地区で「担い手の不足」や「高齢化」が課題として挙げられ、課題の解決アイデアとして「地域活動のリーダー養成」が挙げられています。

地域での孤立化防止に向けた取り組みが求められています。

- 近年、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、今後、孤立化しないよう、地域における見守り活動が重要となっています。
- 本町では若い世代の転入者が増加しており、妊娠・出産・育児にあたって地域で孤立化しない取り組みが必要となっています。
- 関係団体アンケート調査では、地域での孤立化に関して困っていることとして、「高齢者の家庭内での孤立、生きがいを持って生活できる場所がない。」「周りから子どもの障がいへの理解が得られない。」といった意見が挙げられています。
- 地域福祉おこし研修会では、地域で孤立化しない、孤立化させないためのアイデアとして、「地域の行事やイベントへの参加の呼びかけ」や「地域の中でのコミュニケーション」といった意見が挙げられています。

■施策

①多様な担い手の育成 ②見守り活動の推進 ③ボランティア活動の強化

①多様な担い手の育成

地域における先進的な活動事例の紹介や研修等を実施し、地域活動を担う人材やボランティアの育成を図ります。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 地域福祉に関する各種研修や講座に参加しましょう。
- 身の回りのちょっとした手助けから、ボランティアに取り組みましょう。
- ライフステージにおける活動内容（次ページ参照）を参考にできることから始めましょう。
- 地区組織⁷の担い手になりましょう。
- 企業では、従業員による地域貢献活動を推進しましょう。



社会福祉協議会で取り組むこと

- 地域での研修会の実施に向けて、他自治体における先進的な事例の収集や視察を行います。
- 地域のリーダーやボランティア人材の育成に向けて、地域福祉や地域共生社会の考え方などを学ぶ研修会や講座を開催します。
- 地域と行政をつなぐ人材の確保と体制整備に取り組みます。
- 変化する福祉ニーズに応じて、新たなサービスが展開できるよう、職員の育成に取り組みます。
- 社会福祉法人が福祉に関する専門性やノウハウ、ネットワークを生かし、地域づくりに貢献する新たな取り組みが実施できるよう、先進事例の提供等の支援を行います。



行政で取り組むこと

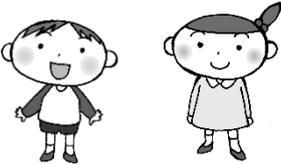
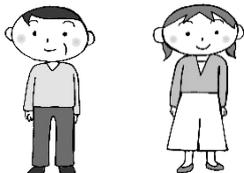
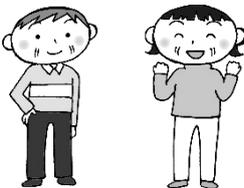
- 地域での研修会の実施に向けて、他自治体における先進的な事例の収集や視察を行います。
- 地域のリーダーやボランティア人材の育成に向けて、地域福祉や地域共生社会の考え方などを学ぶ研修会や講座の開催を支援します。
- 社会福祉協議会と協働し、地域と行政をつなぐ人材の充実を図ります。
- 変化する福祉ニーズに応じて、新たなサービスが展開ができるよう、職員の育成や社会福祉協議会等との連携を強化します。

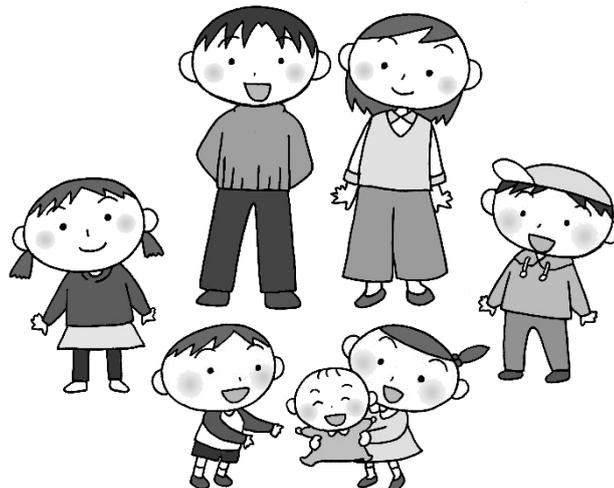
⁷ 地域全体に関わる問題に対して、地域で資源（人・施設・資金）を活用して解決に取り組むための組織

【ライフステージにおける基本的な地域・福祉との関わり】

地域福祉活動は、あいさつや声かけ、ちょっとした気配りなどからはじまります。

下の表を見ながら、「みんなで支え合う地域づくり」に向けて、できることから始めてみませんか。

ライフステージ	活動内容	組織等
幼児期（保護者等） 	<ul style="list-style-type: none"> • あいさつの仕方を教えましょう • 地域の人と交流しましょう • 地域のイベントに参加しましょう • 家のお手伝いをしたり、困っている人を助けたら、褒めましょう 	保育園 幼稚園 等
学童期・思春期 	<ul style="list-style-type: none"> • 友達と仲良くしましょう • いじめや差別はやめましょう • 道徳教育・福祉教育で学んだことを実践しましょう • 自分でもできるボランティアがあったら参加しましょう 	学校教育 ボランティア体験 福祉体験 施設訪問 等
青年期・壮年期 	<ul style="list-style-type: none"> • 隣近所で協力し合って助け合いましょう • 町内会に加入しましょう • 地域の一員として、地域活動に参加しましょう • 自分でもできるボランティアがあったら参加しましょう 	町内会活動 PTA活動 等
高齢期 	<ul style="list-style-type: none"> • 隣近所で協力し合って助け合いましょう • 地域活動に参加しましょう • ボランティア活動に参加しましょう • サロン活動や趣味活動に参加しましょう • 地域の伝統や文化を次世代に伝承しましょう 	町内会活動 地域のサークル活動 等



②見守り活動の推進

地域のつながりを強化し、日頃から支え合い助け合える地域とするため、地域での見守り活動を強化します。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 児童・生徒の登下校時における見守り活動を行いましょう。
- 一人暮らし高齢者や支援を必要としている人などの日常的な見守りを地域で継続していきましょう。
- 隣近所で異変を感じたら、民生委員・児童委員や行政に知らせましょう。
- 地域でのあいさつやコミュニケーションを意識していきましょう。
- 隣近所同士で地域行事やイベントへの参加を呼びかけましょう。



社会福祉協議会で取り組むこと

- 各種事業を通して、地域で見守りを行いながら、支援を必要とする人の把握に努めます。
- 民生委員児童委員等地域と協働し、地域で孤立しがちな人を把握し、呼びかけや訪問などの見守りを行います。



行政で取り組むこと

- 地域や社会福祉協議会、福祉関係者と連携し、支援を必要とする人の把握に努め、地域の見守り活動の支援に取り組みます。
- あんしんコールセンター事業やお元気訪問員事業による見守り活動を推進します。
- SOS ネットワークシステムの活用や認知症サポーター⁸の養成研修に取り組みます。
- 農協、銀行、郵便局、新聞配達、メーター検針（水道、ガス、電気）の実施機関、警察署、消防署等関係機関や庁内関係課と連携し、日常的な見守り活動を継続します。
- ゲートキーパー⁹の養成、育成に取り組みます。

⁸ 認知症に対する正しい知識を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で支援を行う人

⁹ 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人

③ボランティア活動の強化

ボランティア団体など各福祉関係団体への情報提供の充実や広報等による活動内容の周知に努めます。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 誰もがボランティアに参加しやすい雰囲気づくりを心がけましょう。
- 地域行事や町内で実施されるイベント等への参加を通して、ボランティア活動の内容を情報発信していきましょう。
- ボランティアの活動内容を知り、参加したいボランティア活動を見つけ、積極的に参加しましょう。
- ボランティアセンターを活用しましょう。



社会福祉協議会で取り組むこと

- ボランティアリーダーの養成のための研修会等を実施します。
- 訓練型の研修を行い、参加者のボランティアへの理解を深めます。
- ボランティア養成講座修了者が活動を続けていけるよう、活動助成金や情報の提供、研修会等を実施します。
- ボランティア交流会での団体同士の交流や情報交換を促進します。
- ボランティアセンターにおいて、ボランティアの相談・斡旋、ボランティア推進団体同士の連絡調整を行います。



行政で取り組むこと

- ボランティア団体への情報提供や活動内容の広報活動に取り組みます。
- 社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティアの育成に取り組みます。
- ボランティアセンターの運営を支援します。

■配食サービスボランティア



■傾聴ボランティア養成講座



2 人と人がつながる地域づくり

(1) 地域のつながりの強化

■成果目標

	現状値 (2019年)	目標値 (2028年)
普段の隣近所の人との付き合いがある町民の割合	90.7%	95.0%

■現状と課題

地域への関心や関わりを持たない人が増え、地域のつながりの希薄化が課題となっています。

- 町民アンケート調査では、普段の隣近所との付き合いの程度について、「あいさつをする程度」が4割台で最も多くなっています。
- 地域の課題として、「世代間の交流が少ない」や「隣近所との交流が少ない」といった回答が多くなっています。特に宮床・小野地区や鶴巣地区、吉岡地区では、世代間の交流が地域の課題として挙げられています。

地域で交流を行う機会・場の充実が求められています。

- 関係団体アンケート調査では、地域の問題点や不足しているものの中で事業所や団体で対応できることとして、「地域での交流機会を増やすこと」が最も多く挙げられています。
- 地区懇談会では、「気楽にお茶飲みできる場所がない」、「みんなで寄り合える場所がない」といった意見が挙げられています。
- 地域福祉おこし研修会における参加者の声として、「自由に集まれる場所、小さくても気軽に集まれる場所が必要」といった意見が挙げられています。

■施策

①地域での交流の促進 ②つながって生きることの推進 ③サロンの充実

①地域での交流の促進

地域で集う場や機会を確保することで、地域での交流を促進し、誰もが地域で楽しく生活できる地域づくりに取り組みます。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 隣近所とのあいさつなど、普段から地域との交流を深めていきましょう。
- 地域の行事やイベントに積極的に参加しましょう。
- 地域の行事やイベントは、誰でも気軽に参加しやすい雰囲気・環境づくりを意識しましょう。
- 世代を超えた交流活動に取り組んでいきましょう。



社会福祉協議会で取り組むこと

- 地域と連携しながら、町民の孤立防止や世代間の交流のきっかけづくりとなるよう、交流事業を検討します。
- 地域行事やイベントの周知・運営支援などに取り組みます。
- 地域での行事やイベントを実施する際に、機材や備品の貸し出しを行います。



行政で取り組むこと

- 地域の人が自由に集まれる拠点の整備に向けて、公共施設や空き家の活用方法について検討します。
- 地域での行事やイベントの周知・実施場所の貸し出しを行います。
- 地域の集会所や公共施設の設備の状況を把握し、必要に応じて整備を行います。
- 生活支援体制整備事業¹⁰を推進します。

■もみじヶ丘コーラス愛好会



■健康づくり隊吉田



¹⁰ 各地域における地域資源の整理や開発に向けて「生活支援コーディネーター」や「協議体」を設置する事業

②つながって生きることの推進

生きづらさを抱えている方や地域で孤立しやすい方との対話や関係性、絆を通じた経験や感動を共有し、つながり、支え合う環境のための絆・居場所づくりに取り組みます。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 命の大切さについて話し合ったり、感謝の気持ちを持ちましょう。
- 一人で不安や悩みを抱え込まないようにしましょう。
- お互いの個性を大切にしましょう。
- 見守り・声かけ（ことばの花束運動・あいさつ）をしましょう。



社会福祉協議会で取り組むこと

- 地域での交流、地域事業・地域行事活動を推進します。
- 地域活動支援センター「工房ななつもり」や支援事業「カフェななつもり」の適切な運営に努めます。
- 誰でも参加できる「お茶飲み会」など交流機会の提供に努めます。



行政で取り組むこと

- 命の大切さの啓発・普及（学校でのSOS教育等）を通して、自己肯定感の醸成に取り組みます。
- 自助グループ活動¹¹の支援を行います。
- 社会全体での居場所づくりに向けた環境整備（雰囲気づくり）に取り組みます。

■お茶のみ会 杜のカフェ



■城内東 お茶飲み会



¹¹ 当事者同士が集まり、共通の問題について体験を話し合い、相互に助け合う活動

③サロンの充実

生きがいや張り合いを持てる機会の創出のために、サロン¹²の運営や新たなサロンの立ち上げを支援します。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 隣近所で声をかけあい、生き生きサロンへの参加を呼びかけましょう。
- 色んな世代が参加できる企画を検討しましょう。
- 普段の生活の中での悩みや課題の情報交換や交流の場として活用しましょう。



社会福祉協議会で取り組むこと

- サロンの運営や活動内容の周知に取り組みます。
- 地域包括支援センターと連携して、出前講座を行います。
- 地域のニーズにあわせたサロン活動への支援に取り組みます。
- 各地域のサロン同士の交流機会を支援し、活動の充実を図ります。



行政で取り組むこと

- サロンの運営や新たなサロンの立ち上げを支援します。
- 広報や町のホームページ等を活用して、サロン活動への参加を呼びかけます。
- サロン活動の充実に向け、情報の提供や必要な支援を行います。

■吉岡南二丁目サロン



■三ヶ内サロン



■高田サロン



¹² 地域内で、高齢者や障がい者（児）、子育て家庭の人々が気軽に集まり、会話やレクリエーション等を楽しみながら、仲間づくりや生きがいがづくりなどを行う場

(2) 地域課題の解決に向けた体制整備

■成果目標

	現状値 (2019年)	目標値 (2028年)
大和町社会福祉協議会を知っている町民の割合	13.8%	25.0%

■現状と課題

複合的な課題の解決に向けて、地域の様々な分野の団体や機関の連携が重要となっています。

- 近年、育児と同時に介護に直面する世帯等、個人や世帯単位において複数分野の課題が絡み合い、複雑化しており、8050問題¹³や子育て、介護、障がい、生活困窮といった分野ごとに整備された公的な支援体制では対応が困難になるケースが浮上しています。
- 複合的な課題の内容としては、「親が障がいや病気を抱えており、子どもを育てることが難しい」、「経済的な理由から施設に入所することができない」といった意見が挙げられています。
- 事業所・団体が業務・活動をしていく上で、町に望むこととして、「団体や活動についてのPR」、「経済的支援」、「他団体とのネットワーク化」が多くなっています。

地域福祉の中核を担う『社会福祉協議会』の体制強化や事業の充実が求められています。

- 町民アンケート調査では、大和町社会福祉協議会の認知度については、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよくわからない」が最も多く、次いで「名前も活動内容も知らない」となっています。
- 大和町社会福祉協議会が行う活動や支援として、今後期待することについては、「高齢者に関する事業の推進」が最も多く、次いで「生活（困りごと）への相談体制の充実」「地域における福祉活動の推進及び調整」となっています。

■施策

- ①複合化した課題に対応する体制の構築 ②関係機関との連携体制の強化

¹³ 高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯が抱える生活困窮や社会的孤立等の問題

①複合化した課題に対応する体制の構築

複合化した課題や制度の狭間となる課題について、様々な分野との連携体制や地域課題の把握・分析により、課題の解決を図ります。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ゴミ出しの時など隣近所の人に会ったら、一言声をかけあうなど、地域との付き合いを深めるように努めましょう。
- 地域課題の解決に向けて、地域で行政と協働した体制づくりに取り組んでいきましょう。
(町内会・自治会と地域の事業所と行政の協働組織等)



社会福祉協議会で取り組むこと

- 個々の状況に応じた生活支援ができるよう、行政や各関係機関とのケース会議を行います。
- 複雑化・多様化している地域課題に対応するため、福祉以外の関係機関・団体との連携を強化します。
- 地域の資源や課題の把握を行い、必要な支援へとつなげる人材の充実及び資質向上に努めます。
(生活支援コーディネーター¹⁴や地域福祉コーディネーター¹⁵等)



行政で取り組むこと

- 個々の状況に応じた生活支援ができるよう、各関係機関との個別支援会議を行います。
- 複雑化・多様化している地域課題に対応するため、福祉に限らず、庁内関係各課や関係機関との連携体制を強化します。
- 社会福祉協議会と連携し、地域での生活のしづらさや困難を抱えている方の把握・分析を行い、コミュニティソーシャルワーク¹⁶機能を高めます。



¹⁴ 高齢者の生活支援・介護予防サービスに関する体制整備の推進を目的に、地域において資源の開発やネットワーク構築の機能を果たすコーディネーター

¹⁵ 町民の地域福祉活動を支援するため、専門的な対応が必要な事例への対応やネットワークづくり、地域に必要な資源の開発等を行うコーディネーター

¹⁶ 地域活動やサービスを調整して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発等を行う機能

②関係機関との連携体制の強化

各種福祉活動団体や関係機関の連携を強化することで、地域での課題解決に向けた体制づくりに取り組みます。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 福祉活動団体・関係機関同士の交流を図り、情報共有を行いましょよう。
- 団体の活動内容を発信していきましょよう。
- 社会福祉協議会や行政との連携を強化していきましょよう。



社会福祉協議会で取り組むこと

- 町民の自主的な地域活動を支援し、町民の地域活動への意識醸成を図ります。
- 福祉活動団体と連携し、地域の福祉活動及び交流活動に取り組みます。
- 地域の福祉活動団体や福祉施設などが交流できる場や機会を作ります。
- ボランティア活動や地域でのイベントの充実に向け、用具や機材の貸し出しを行います。
- 地域福祉の中核を担う社会福祉協議会として、組織体制の強化や事業の充実、行政との連携体制の強化を図ります。



行政で取り組むこと

- 町民の自主的な地域活動を支援し、町民の地域活動への意識醸成を図ります。
- 地域の福祉活動や交流活動が実施できるよう、福祉活動団体や福祉施設等の支援に取り組みます。
- 社会福祉協議会と協働し、地域の福祉活動団体や福祉施設が交流できる場や機会の設置に向け、検討していきます。
- 福祉以外の様々な分野の関係機関や団体との連携を通して、地域福祉活動の充実を図ります。
- 社会福祉協議会の組織体制の強化や事業を支援するとともに、相互の役割分担を明確にし、連携を強化します。

3 安心して暮らせる地域づくり

(1) 防犯・防災対策の推進

■成果目標

日頃から地域の防災訓練に参加している町民の割合

現状値
(2019年)

23.4%

目標値
(2028年)

35.0%

■現状と課題

日常的な備えやいざというときの地域での助け合いが重要となっています。

- 近年、増加している地震や豪雨などの自然災害に伴い、防災を含め地域全体の安全・安心なまちづくりに対する意識と自主防災組織等の地域コミュニティが果たす役割の重要性が地域で再認識されています。
- 災害発生時やその恐れがある際に、地域住民が一時的に避難生活を送る施設として避難所・福祉避難所が指定されています。特に要援護者を対象とした福祉避難所では、特別な配慮を必要とするため、関係団体・事業者等と連携して、適切な対応をとることが求められます。
- 町民アンケート調査では、地域の問題や課題として、「緊急時の対応体制がわからない」が最も多くなっている一方で、日頃から地域の防災訓練に参加している割合、災害等の緊急時に手助けが必要な割合がいずれも2割台となっています。
- 今後住みよいまちづくりを進めるうえで、地域住民として取り組みたい活動では、子どもの見守りや防災・防犯などの生活安全に関する活動が多くなっています。
- 関係団体アンケート調査では、サービスの質の向上のために取り組んでいることとして、「災害時対応マニュアルの作成」が最も多くなっています。
- 地区懇談会では、落合地区や鶴巣地区において、地域で困っていることとして、「豪雨による災害の危険がある」「災害の被害が大きい」といった意見が挙げられています。

■施策

①地域の防災力の向上 ②地域の防犯体制の強化

①地域の防災力の向上

各地域における自主防災組織の育成に努めるとともに、防災訓練等を通じて、町民の防災意識の向上を図ります。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 日頃から防災への意識を持ち、避難所の確認、食料の備蓄や非常持出し袋などの準備をしておきましょう。
- 地域の防災訓練に参加しましょう。
- 災害時には、避難の際、隣近所同士で助け合いましょう。



社会福祉協議会で取り組むこと

- 民生委員児童委員と連携し、一人暮らし高齢者に非常持出し袋と緊急連絡シートの配布を行います。
- 民生委員児童委員協議会と協力し、災害時要援護者台帳を整備し、支援が必要な人を把握するためのマップを作成します。
- 災害ボランティアセンター連絡会を立ち上げ、研修内容の調整や平時からのつながりを促します。
- 関係機関と連携して、避難行動要支援者の日常的な見守りを行います。



行政で取り組むこと

- 災害時の避難方法や避難場所について周知に取り組んでいきます。
- 地域の自主防災組織を支援します。
- 災害時に自主防災組織や防火組織が機能するよう、定期的に研修会を行います。
- 災害時避難行動要支援者名簿¹⁷を整備し、避難時に支援が必要な人の把握に努めます。
- 避難行動要支援者の日常的な見守りを行います。
- 災害が発生した時に備え、平常時から関係者との協働関係づくりに努めます。
- 災害時に町民に対し、メールや町のホームページ等により避難情報などを配信します。
- 聴覚障がい者に対して防災無線機、個別受信機（文字表示）の設置を行います。

¹⁷ 災害発生時の避難等に特に支援を必要とする方の名簿

②地域の防犯体制の強化

地域でのパトロールや警察との連携により、地域の防犯意識を高めます。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 子どもや高齢者が犯罪の被害にあわないよう、普段から見守り、声かけに取り組みましょう。
- 消費者トラブルにあわないよう、地域で情報収集し、共有しましょう。
- 地域でのパトロールを継続していきましょう。



社会福祉協議会で取り組むこと

- 地域で防犯活動を実施している団体を支援します。
- 地区パトロール隊の支援に取り組んでいきます。
- 高齢者の消費生活相談や被害防止の講習会などを行います。



行政で取り組むこと

- 安全安心なまちづくり基本計画を策定します。
- 地域の関係機関と連携し、防犯に関する啓発活動を行います。
- 町の防犯協会を通じ、各地区のパトロール隊への情報提供などを行います。
- 町内の主要箇所に防犯カメラを計画的に設置していきます。
- 消費生活に関する情報提供や講習会、消費生活相談により、消費生活に関する町民の意識向上を図ります。

(2) 生活環境の整備

■成果目標

住んでいる地域での問題や課題として「道路や公園、空き地にごみが増えた」と感じている町民の割合

現状値
(2019年)

11.5%

目標値
(2028年)

減少

■現状と課題

町民全員が地域に参画していくためには、参加しやすい手段や場所があることが重要です。

- 2016年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、障がい者（児）が社会の中でバリア（障壁）を感じているときに、それを取り除く合理的配慮が求められています。
- 2017年3月に施行された「改正道路交通法」により、75歳以上の高齢ドライバーの免許更新時に認知機能検査が義務化され、高齢ドライバーの運転免許の自主返納が増加し、公共交通機関の需要が高まることが考えられます。
- 現在、町内では公共交通機関として路線バスと町民バス、そしてデマンドタクシーが運行していますが、停留所への距離や運行本数等により、町民の視点からの改善が求められています。
- 地区懇談会では、ごみ出しのマナーやデマンドタクシー、町民バスなどの交通・移動手段に関する課題が挙げられています。
- 高齢化に伴い、「高齢者も利用しやすい施設を増やして欲しい」といった意見が挙げられています。

■施策

①住宅の確保と公共施設の整備 ②交通・移動手段の整備

①住宅の確保と公共施設の整備

居住に困難を抱える人への住まいの確保と誰もが利用しやすい公共施設等のバリアフリー¹⁸化やユニバーサルデザイン¹⁹化を進めます。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- マナー意識を持ち、公共の場が快適に利用できるよう心がけましょう。
- バリアフリーやユニバーサルデザインについての知識を深めましょう。



社会福祉協議会で取り組むこと

- 住宅支援を必要とする人に対して、支援制度の情報提供を行います。
- 学校と連携して、体験学習によるバリアフリーやユニバーサルデザインに関する教室を開催します。



行政で取り組むこと

- 指定された地域に移住する子育て世帯に対し、土地の購入や住宅の新築のための助成を行います。
- 誰もが安心して生活が送れるよう、支援制度やサービスの情報提供と支援に取り組みます。
- 役場や各地区のコミュニティセンター等、公共性や緊急性の高い場所のバリアフリーやユニバーサルデザイン化に取り組みます。
- 公共施設について、新築や改修する際には、バリアフリーやユニバーサルデザインによる整備を行います。



¹⁸ 高齢者や障がい者が社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くという考え方

¹⁹ 障がいの有無、年齢や性別、国籍や民族などに関わりなく、誰もが等しく使いやすいように、安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようとする考え方

②交通・移動手段の整備

外出の妨げとなる交通や移動手段について支援を行うとともに、道路などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進めます。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- マナー意識を持ち、道路や公共交通が快適に利用できるよう心がけましょう。
- 病院への送迎や買い物のお手伝いなど、地域での身近な助け合いに取り組みましょう。
- 地域の危険箇所を発見したら、行政などに知らせましょう。
- 点字ブロックや狭い道路に障がいになるものは置かないようにしましょう。



社会福祉協議会で取り組むこと

- 高齢者や障がい者（児）など、外出支援を必要とする人に対して、情報提供や支援の検討を行います。
- 学校と連携して、体験学習によるバリアフリーやユニバーサルデザインに関する教室を開催します。



行政で取り組むこと

- デマンドタクシーや町民バスの運用方法など、関係機関と連携し、移動手段の確保に取り組みます。
- 高齢者タクシーや福祉タクシーの利用助成事業を推進します。
- 歩道の段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックなどについて緊急性・重要性を考慮しながら計画的に整備します。
- 道路の障がい物となっている広告物の撤去や改善についての指導を強化します。
- 宮城県ゆずりあい駐車場利用制度²⁰を町民、事業者へ周知していきます。



²⁰ 障がい者や高齢者、妊婦、けが人等歩行が困難な方に対して、制度の対象となる駐車区画の利用証を宮城県が交付する制度（＝パーキング・パーミット制度）

(3) 健康意識の向上と生きがいづくり

■成果目標

『健康寿命²¹の延伸』(大和町健康増進計画・データから見たみやぎの健康より)

参考：2010年度健康寿命 男性 77.95歳 女性 84.33歳
2015年度平均寿命 男性 79.50歳 女性 87.10歳

現状値 (2015年)	目標値 (2023年)
男性 79.47歳 女性 83.46歳	平均寿命を上回る健康寿命の増加

地域の行事や活動に参加する町民の割合

現状値 (2019年)	目標値 (2023年)
34.4%	45.0%

■現状と課題

一人ひとりが健康を意識し、地域活動に継続的に参加していくことが重要です。

- 本町では、健康増進や介護予防に向けて各種事業に取り組んでいます。また、メタボ予防に向けて子どもの時からの健康づくりに取り組んでいます。働き盛り世代の「肥満」が健康課題として挙げられています。
- 町民アンケート調査では、毎日の暮らしの中で感じている不安や悩みについては、「自分や家族の健康に関すること」が最も多くなっています。
- 今後住みよいまちづくりを進めるうえで、地域住民として取り組んでいきたい活動について「健康づくりや生きがい活動」が最も多くなっています。
- 地区懇談会では、ほとんどの地区で地域の良いところとして「健康の意識が高い」という意見が挙げられており、鶴巣地区、吉田地区などでは「地区で健康づくりに取り組んでいる」といった意見が挙げられています。

誰もが役割や生きがいを持ち、心身ともに健康で充実した生活を送れるような地域づくりが求められています。

- 関係団体アンケート調査では、「高齢者の家庭内での孤立」や「高齢者が生きがいを持って生活できる場や施設がない」といった課題が挙げられています。
- 地域福祉おこし研修会では、地域で孤立化しない、孤立化させないアイデアとして、「趣味を通じた仲間づくり」といった意見が挙げられています。

■施策

- ①健康づくり活動の継続と強化 ②多様な活動・社会参加の場の充実

²¹ 日常的に介護を受けずに、自立して健康な生活ができる期間

①健康づくり活動の継続と強化

健康教室の開催等により、町民が自主的・継続的に取り組むことができる健康づくり活動を推進します。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 定期的に健康診断を受診しましょう。
- 自分から積極的に健康教室などに参加し、健康を意識しましょう。
- 健康教室などに隣近所の人を誘い、地域全体で健康寿命の延伸に取り組みましょう。
- 保健推進員、食生活改善推進員、健康づくり運動普及推進員と協力しながら、健康づくりを進めましょう。
- 区長を中心に、モデル地区健康づくり事業を推進していきましょう。
- 健康づくり自主グループ活動を継続しましょう。
- 老人クラブの地域活動を継続しましょう。
- 企業では、従業員のメンタルヘルス対策に向けて、ワークライフバランスの推進や相談体制を強化しましょう。



社会福祉協議会で取り組むこと

- 地域の集まりに参加し、レクリエーションや体操などを普及しながら、町民の健康意識の向上を図ります。
- 地域の自主的な活動が継続できるよう、運営支援を行います。
- 健康づくりや介護予防を推進するボランティア登録者の増加に努めます。



行政で取り組むこと

- 健康診断や健康相談などの健康に関する事業を実施し、町民の健康意識の向上を図ります。
- 健康に関するイベントや講演会を実施します。
- 地域の自主的な活動が継続できるよう、健康教室等の運営支援を行います。
- 広報や町の事業等を通じて、健康に関する情報提供を行います。
- 勤労者のメンタルヘルス対策に関する情報の周知・啓発に努めます。

②多様な活動・社会参加の場の充実

社会参加やスポーツ等の町民の自主活動の機会を増やすことで、町民の活気ある生活の維持・向上を図ります。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 生涯学習に関する研修会や講演会、町内会や地区活動に積極的に参加しましょう。
- スポーツやレクリエーションに参加し、心身ともに健康な身体づくりに取り組みましょう。
- 「ライフステージにおける基本的な地域・福祉との関わり」（71 ページ参照）を参考に、それぞれが地域で役割を持ち、地域活動に積極的に参加しましょう。
- 趣味などを通して仲間づくりをしましょう。
- シルバー人材センター等を活用しながら、社会参加に取り組みましょう。



社会福祉協議会で取り組むこと

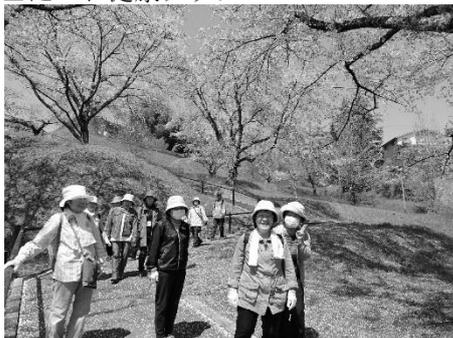
- 年代等を問わず、地域に住む誰もが参加しやすいイベントを検討します。
- レクリエーションなどを行うときに必要な用具の貸し出しを行います。
- 社協だより等でイベントの周知に取り組みます。



行政で取り組むこと

- 社会福祉協議会と連携して、町内で実施する生涯学習やスポーツに関するイベントの実施を支援します。
- 町民の自主的な取り組みについて、情報提供や広報活動などの支援に取り組みます。
- 広報等でイベントの周知に取り組みます。
- まほろば大学での各年代に応じた学習機会の提供など、生涯学習活動の充実を図ります。
- 世代や地域間における交流の促進を図ります。

■たいわ健康クラブ



■男闘呼組



4 適切な支援が受けられる地域づくり

(1) 相談支援・情報提供体制の充実

■成果目標

	現状値 (2019年)	目標値 (2028年)
不安や悩みについて相談先がある町民の割合	89.2%	95.0%

■現状と課題

複合的な課題にも対応できる包括的なワンストップの相談支援体制づくりが求められています。

- 職場の人間関係や失業、介護の悩みなどで自ら命を絶っている方がいます。
- 町民アンケート調査では、毎日の暮らしの中で感じている不安や悩みの相談先は「家族・親族」や「知人・友人」が多くなっています。
- 町民アンケートでは、高齢や病気、子育てなど日常生活が不自由になった時、地域の人の手助けとして、「見守りや安否確認の声かけ」が43.8%と最も多く、30歳代では、「短時間の子どもの預かり」が18.9%となっています。
- 大和町社会福祉協議会が行う活動や支援として、今後期待することについて、「生活（困りごと）への相談体制の充実」が多くなっています。
- 関係団体アンケート調査では、公的な福祉サービスで解決できない問題が多く挙げられており、どの問題においても相談支援や相談先の周知が求められています。
- 地域福祉おこし研修会における参加者の声として、「各地区に気軽に相談できる総合窓口が欲しい」といった意見が挙げられています。

誰もが必要な情報を得られるよう、情報提供体制の充実と周知が求められています。

- 町民アンケート調査では、町の福祉サービスや福祉施設についての情報を主にどこから入手しているかについては、「町広報紙」が最も多くなっていますが、次いで「入手していない」、「入手先が分からない」となっています。
- 町の福祉サービスや福祉施設を充実させるために必要と思うことについては、「サービスに関する情報提供窓口を増やすこと」が最も多くなっています。

■施策

- ①包括的相談支援体制の構築 ②情報提供体制の強化

① 包括的相談支援体制の構築

子どもから妊産婦、子育て中の方、働き盛りの方、障がい者（児）、高齢者の方等複合的な多問題を抱えている世帯を「丸ごと」支えていく全世代対応型の相談支援体制を構築します。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 困りごとが発生した時にすぐ相談できるよう、情報を収集しておきましょう。
- 悩みや不安は、一人で抱え込まず身近な人や専門的な窓口にご相談しましょう。
- 見守りや声かけを通して、地域で手助けの必要な方を発見したら、困りごとを聞き、必要な支援や地域での助け合いにつなげましょう。



社会福祉協議会で取り組むこと

- 町の人権相談・行政相談と併設して、月に1回、困りごと相談所を開催します。
- 行政や地域包括支援センター等と連携しながら、相談体制の強化に取り組みます。
- 行政と協働して、子どもや大人、障がい者（児）や高齢者など世代や状況による相談を包括的に受け入れられる体制の構築・周知に取り組みます。
- 包括的相談支援体制の構築に向けて、職員の育成に取り組みます。



行政で取り組むこと

- 複合的な多問題を抱えている方に対し、関係者とともに支援体制づくりに取り組みます。
- 相談内容に応じて、迅速に対応ができるよう、関係機関との連携を強化します。
- 子どもや大人、障がい者（児）や高齢者など各世代や状況による相談を包括的に受け入れる体制の構築・周知に取り組みます。
- 包括的相談支援体制の構築に向けて、専門職の確保や人材の育成に取り組みます。

■ 志田町子育てサロン



■ 子育てサロンきらきら



②情報提供体制の強化

町民だれもが適切な情報を入手できるよう、広報や町ホームページ等での情報提供の充実や提供方法の工夫に取り組みます。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 広報や町のホームページを見て、福祉に関する情報を収集しましょう。
- 地域で情報共有や意見交換を行える場を作りましょう。



社会福祉協議会で取り組むこと

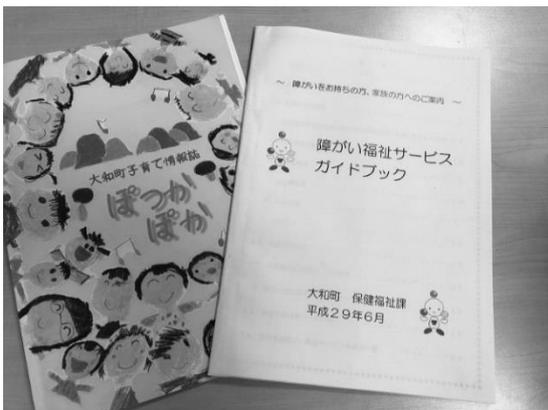
- 社協だよりやガイドブック、ホームページなど様々な手法を用いて情報を提供し、地域住民の地域活動の促進に努めます。
- 情報提供にあたっては、個人情報の取り扱いに十分配慮します。



行政で取り組むこと

- 広報やガイドブック、ホームページなど様々な手法を用いた情報提供に取り組みます。
- 情報提供にあたっては、個人情報の取り扱いに十分配慮します。

■ 本町で発行している子育て・障がい・健康に関するガイドブック



(2) 制度や福祉サービスの強化

■成果目標

町の福祉サービスや福祉施設を知っている町民の割合	現状値 (2019年)	目標値 (2028年)
	34.5%	45.0%

■現状と課題

多様なニーズに対応した福祉サービスの充実が求められています。

- 要支援・要介護認定者や障がい者（児）など支援を必要としている人が増加傾向となっています。
- 疾病や障がい・介護・出産・子育てなど様々な分野の課題が絡み合い複雑化しています。
- 町民アンケート調査では、町の福祉サービスや福祉施設の認知度は、「ほとんど知らない」及び「まったく知らない」を合わせると、6割台前半となっています。
- 関係団体アンケート調査では、公的な福祉サービスだけでは解決できない問題が挙げられており、より一層の福祉サービスの充実が求められています。
- 地区懇談会では、「児童（子ども）預かり施設の拡充など子育て環境の整備」といった意見が挙げられています。

高齢者や障がい者（児）の権利擁護や尊厳の確保が求められています。

- 2016年「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行と2018年「社会福祉法」改正に伴い、判断能力に不安がある方への支援体制の構築が必要となっています。
- 関係団体アンケート調査では、虐待に関して困っていることとして、「虐待とは認識せずに繰り返されている事例」「情報がつかみにくい」といった意見が挙げられています。

■施策

- ①福祉サービスの充実と展開 ②権利擁護の推進 ③虐待の予防と早期対応

①福祉サービスの充実と展開

高齢者や障がい者（児）、子育て家庭等への生活支援や地域全体で支える体制づくりを充実するとともに、アウトリーチなどによる住民のニーズに応じた新たなサービスの展開を検討します。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 福祉サービスについて、正しい知識を持ちましょう。
- 隣近所で支援が必要な人がいれば、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係機関へつなぎましょう。
- 地域でできる活動を話し合っていきましょう。



社会福祉協議会で取り組むこと

- 現在提供している福祉サービスと地域の中での自主的な取り組みとの連携を図ります。
- 共生型サービスをはじめ、対象者を限定することなく、住み慣れた地域で、より普段の生活に近い形でのサービスなど新たなニーズに応じたサービスの展開を検討します。
- 行政や各種相談機関、医療・福祉サービス事業所などと連携して、個別の支援会議などを開催し、適切なサービスにつなげます。
- 地域の医療・福祉サービス事業所と企業等が連携して、高齢者や障がい者（児）が、よりまちづくりに関わる仕組みづくりを検討します。



行政で取り組むこと

- 各種相談機関、医療・福祉サービス事業所などと連携して、支援やサービスが必要な人への適切なサービスの提供に取り組みます。
- 共生型サービス²²をはじめ、対象者を限定することなく、住み慣れた地域で、より普段の生活に近い形でのサービスなど新たなニーズに応じたサービスの展開を検討します。
- 障がい者のための地域生活支援拠点等の整備事業²³を黒川圏域で推進します。
- 地域の医療・福祉サービス事業所と企業等が連携して、高齢者や障がい者（児）が、よりまちづくりに関わる仕組みづくりを検討します。
- 各地域の特性や資源等を勘案しながら、重点的に取り組むべき福祉施策の検討を行います。

²² 同一の事業所で一体的に介護保険と障害福祉のサービスを提供する取り組み

²³ 障がい者（児）の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者（児）の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する事業

②権利擁護の推進

誰もが住み慣れた地域で安心した生活を送るという当たり前の権利を守ること、地域に住む全ての方が安心して必要なサービスを利用できるよう、各種制度の普及・啓発、利用促進に取り組みます。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- お互いの存在を認め合い、尊重しましょう。
- 成年後見制度²⁴や日常生活自立支援事業²⁵などに関する理解を深め、必要に応じて活用するよう心がけましょう。



社会福祉協議会で取り組むこと

- 日常生活自立支援事業の周知を図り、判断能力が不十分な高齢者、障がい者（児）への利用促進と支援の充実を図ります。
- 行政と連携しながら、特に高齢者や障がい者（児）に対する権利侵害の防止、早期発見に努め住民の見守り、支え合いのネットワーク強化に取り組みます。
- 情報提供にあたっては、個人情報の取り扱いに十分配慮します。



行政で取り組むこと

- 権利擁護に関する普及啓発、権利侵害の予防や早期発見に努めるとともに、専門的な相談対応、支援を行います。
- 成年後見制度を必要とする人が適切に制度を活用できるよう、成年後見制度利用支援事業を推進します。
- 虐待、消費者トラブルの予防、早期発見や支援体制の強化を図ります。
- 情報提供にあたっては、個人情報の取り扱いに十分配慮します。

²⁴ 認知症、知的障がい、精神障がい等により、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度

²⁵ 認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を行う事業

③虐待の予防と早期対応

子どもや障がい者（児）、高齢者などへの虐待予防に取り組み、虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 虐待についての正しい知識を持ちましょう。
- 虐待の疑いがあると気付いたら、行政や民生委員・児童委員、児童相談所や警察に相談しましょう。
- 虐待を受けている場合は一人で抱え込まず、信頼できる周囲の人や専門の相談窓口にご相談しましょう。



社会福祉協議会で取り組むこと

- 子どもや高齢者や障がい者（児）の支援を行う中で、関係機関と情報共有しながら、虐待予防や早期発見に取り組みます。
- 行政と連携し、虐待防止等の講演会により、町民意識の向上を図ります。
- 行政と連携し、虐待等に関する相談窓口の周知を図ります。
- 相談にあたっては、個別相談など、個人情報の保護を徹底します。



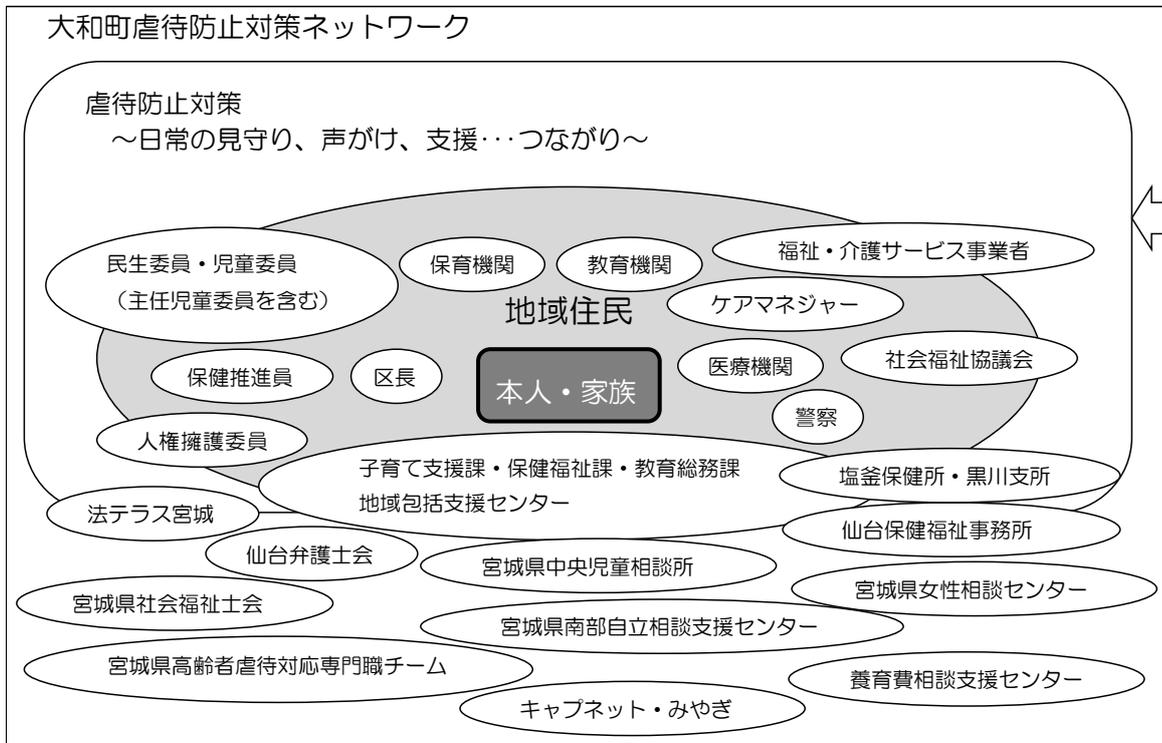
行政で取り組むこと

- 虐待防止等の講演会や広報・町のホームページなどの活用により、町民意識の向上を図ります。
- 虐待等に関する相談窓口の周知・対応を図ります。
- 相談にあたっては、個別相談など、個人情報の保護を徹底します。
- 「大和町虐待防止ネットワークシステム（次ページ参照）」におけるケース会議を行い、関係機関と連携した継続支援を行います。

【大和町虐待防止対策ネットワークシステム】

～大きな和の心で、地域における虐待防止に努めよう～

ネットワークの価値は「ある」ことではなく、「つながる」ことです！



民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）、区長、保育・教育機関、介護サービス事業者、医療機関、警察、宮城県、町等

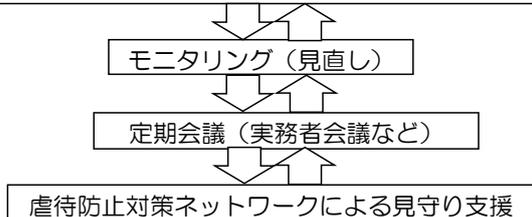
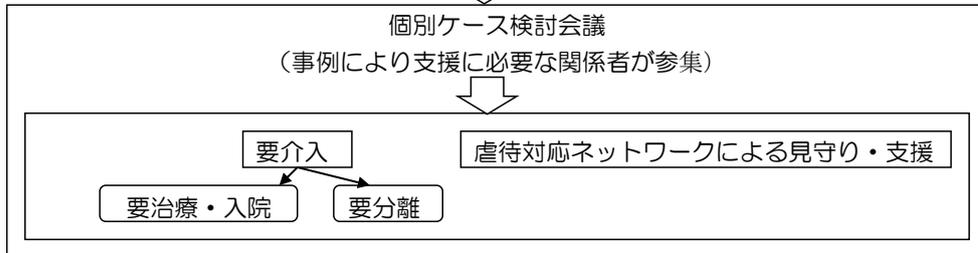
大和町虐待防止対策地域連絡協議会 代表者会議

（虐待防止対策についてのネットワーク活動検討など）

虐待対応の流れ

相談・通報の受付窓口：大和町役場
 児童：子育て支援課・保健福祉課（健康づくり係） 学童：教育総務課（学校教育係）
 障害：保健福祉課（社会福祉係）
 高齢：地域包括支援センター・保健福祉課（地域包括支援係・介護保険係）

- ①受理会議 → 緊急性の判断
- ②関係機関との連絡調整
- ③初期調査・安全確認



(3) 自立した地域生活の構築

■成果目標

生活困窮者を地域で支えることが必要だと感じている
町民の割合

現状値
(2019年)

56.5%

目標値
(2028年)

70.0%

■現状と課題

地域に住む誰もが地域で孤立することなく、自立した生活を送れるような地域づくりが求められています。

- 2001年10月に配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的とした「配偶者からの暴力からの防止及び被害者の保護等に関する法律（DV²⁶防止法）」が施行されました。
- 2015年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者の把握や支援策、他の地域福祉施策との連携について盛り込むこととしています。
- 2016年8月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、罪を犯した高齢者、障がい者等に対し、適切な保健医療・福祉サービスが提供されるよう、関係機関における体制整備及び充実を図るための必要な支援が求められています。
- 生活保護の相談については、宮城県仙台保健福祉事務所による生活保護相談のほかに、町では生活保護相談員を配置し対応しています。
- 町民アンケート調査では、地域で生活困窮者を支えることが必要かについては、「とても必要だと思う」及び「必要だと思う」を合わせると、約半数の人が必要であると感じています。
- 関係団体アンケート調査では、生活困窮等に関することで困っていることとして、「子どもの低学力や不登校、経済的な理由により公的な福祉サービスを受けることができない」といった意見が挙げられています。

■施策

- ①生活困窮者等の把握と支援
- ②罪を犯した人や被害にあった方の自立支援
- ③就労支援の推進

²⁶ DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者、内縁の妻・夫、婚約者、恋人など親密な間柄にある人から一方的に受ける暴力

①生活困窮者等の把握と支援

住民に身近な窓口である町では、県と連携し生活困窮者や生活保護に関する情報、引きこもりの方の情報を把握し、関係機関と連携した支援体制の構築に取り組みます。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 生活に困窮している人を発見したら、民生委員・児童委員や専門的な相談窓口知らせましょう。
- 生活に困窮している家庭は、家庭内で抱え込まず、身近な人や専門的な窓口にご相談しましょう。



社会福祉協議会で取り組むこと

- 生活困窮者の自立に向けて、一時的な資金の補助や必要に応じて、県社会福祉協議会が実施する福祉資金の申請を行います。
- 生活困窮に関する相談者が複合的な課題を抱えている場合に、相談者の状況に応じて支援が行えるよう、関係機関とのネットワークづくりや資源開発に取り組みます。
- 民生委員児童委員と地域で必要な支援の把握や地域資源の活用方法の検討に取り組みます。



行政で取り組むこと

- 行政機関における各窓口業務での生活困窮者の早期発見に努めます。
- 関係機関等と連携し、生活困窮者及びその疑いのある人（生活保護に関する情報、生活保護相談者、引きこもり）を早期に把握し、県や自立相談支援機関等へとつなぎます。
- 社会福祉協議会と協働し、地域で必要な支援の把握や地域資源の活用方法の検討に取り組みます。
- 県で実施している生活保護相談、町や保健所で実施しているメンタルヘルスや引きこもり、こころの相談等の活用を図ります。



②罪を犯した人や被害にあった方の自立支援

罪を犯した人や被害にあった方が地域で孤立することなく、かつ社会復帰できるよう、状況把握や支援体制の構築に取り組むとともに、男女共同参画を推進し、性別による権利侵害やDV等暴力からの保護と自立支援が円滑に図られるように取り組みます。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 権利侵害やDVについての正しい知識を持ちましょう。
- DV等暴力を受けている場合は一人で抱え込まず、警察や行政の相談窓口にご相談しましょう。
- 犯罪を防止しましょう。



社会福祉協議会で取り組むこと

- 人権擁護委員、保護司、行政等と連携し、権利侵害やDV等に関する相談窓口の周知を図ります。
- 相談にあたっては、個別相談など、個人情報の保護を徹底します。



行政で取り組むこと

- 男女共同参画推進協議会と協働し、DV等暴力の防止に向けた取り組みを行います。
- 人権、行政、生活相談、配偶者暴力相談（DV被害者サポート）など、専門相談窓口の周知・対応を図ります。
- 相談にあたっては、個別相談など、個人情報の保護を徹底します。
- 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療・保健・福祉等の関係機関との連携を図ります。

③就労支援の推進

就労に困難を抱える人が適切な仕事に就くことができるよう、関係機関と連携し、就労支援を行います。



町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 就労に関する支援制度や相談窓口の情報を集めましょう。
- 就労に向けて、各相談機関やハローワークに行きましょう。



社会福祉協議会で取り組むこと

- 様々な事業や相談を通して、就労支援が必要な人の把握に努めます。
- 就労に関する支援制度や相談窓口の周知・対応に取り組みます。
- 就労支援に向けて、福祉以外の様々な分野との連携に取り組みます。



行政で取り組むこと

- ハローワークと連携しながら、段階に応じた適切な就労支援に取り組みます。
- 就労に関する支援制度や相談窓口の周知・対応に取り組みます。
- 関係機関と連携し、障がい者の雇用の推進に取り組みます。
- 県が推進する農福連携等についても視野に入れ、検討を進めます。



第6章 計画推進体制と評価

1 計画内容の周知徹底

町民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの必要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していけるよう、広報・社協だよりやホームページで計画内容を公表するとともに、計画内容を啓発冊子にまとめた概要版を作成し、配布します。また、各種行事や活動の中で計画内容の広報・啓発に努め、町民への周知徹底に努めます。

2 社会福祉協議会の発展強化

全国社会福祉協議会では、2017年5月に策定された『社協・生活支援活動強化方針（行動宣言と第2次アクションプラン）』において、地域共生社会の実現に向けた5つの行動宣言と「あらゆる生活課題への対応と地域のつながりの再構築」の2つの強化方針の柱と定め、強化方針の実現に向けた社会福祉協議会としての取り組みが示されています。

そのため大和町社会福祉協議会では、これまでの事業や取り組みを検証し、上記の「強化方針」等に基づく、今後の展望を明確にするため、地域福祉活動計画と地域福祉計画を一体的に策定し、地域の関係者や行政と連携して地域福祉の推進に努めます。

そのため今後、地域における新たな福祉ニーズの把握や相談支援体制の強化、組織内における職員の育成や共同募金・基金などの民間財源の活用による自主財源の確保を図ります。また、2016年の社会福祉法の改正により、責務とされている社会福祉法人の「公益的な取り組み」の推進に向けて、社会福祉法人や福祉施設との連携を強化します。

3 関係機関との連携・協働

町民が地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、町内会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、その他各種の関係機関・団体と連携を図りながら、地域福祉の推進に取り組みます。

また、町においては、地域福祉施策の推進にあたって、福祉施策以外に日常生活に関連する分野との調整や協力等が行えるよう、関係各課との連携を図り、総合的かつ横断的な施策の推進、また、事業の効果等も踏まえ、地域づくりに資する複数の事業の一体的実施に向けた連携体制の強化に努めます。さらに、財政状況を踏まえ、新たな民間活力や民間資金の活用を検討します。

4 計画の進捗管理

本計画の進行管理にあたっては、庁内の関係各課等との施策の調整等を行うなど、横断的な連携による一体的な計画の推進に努めます。

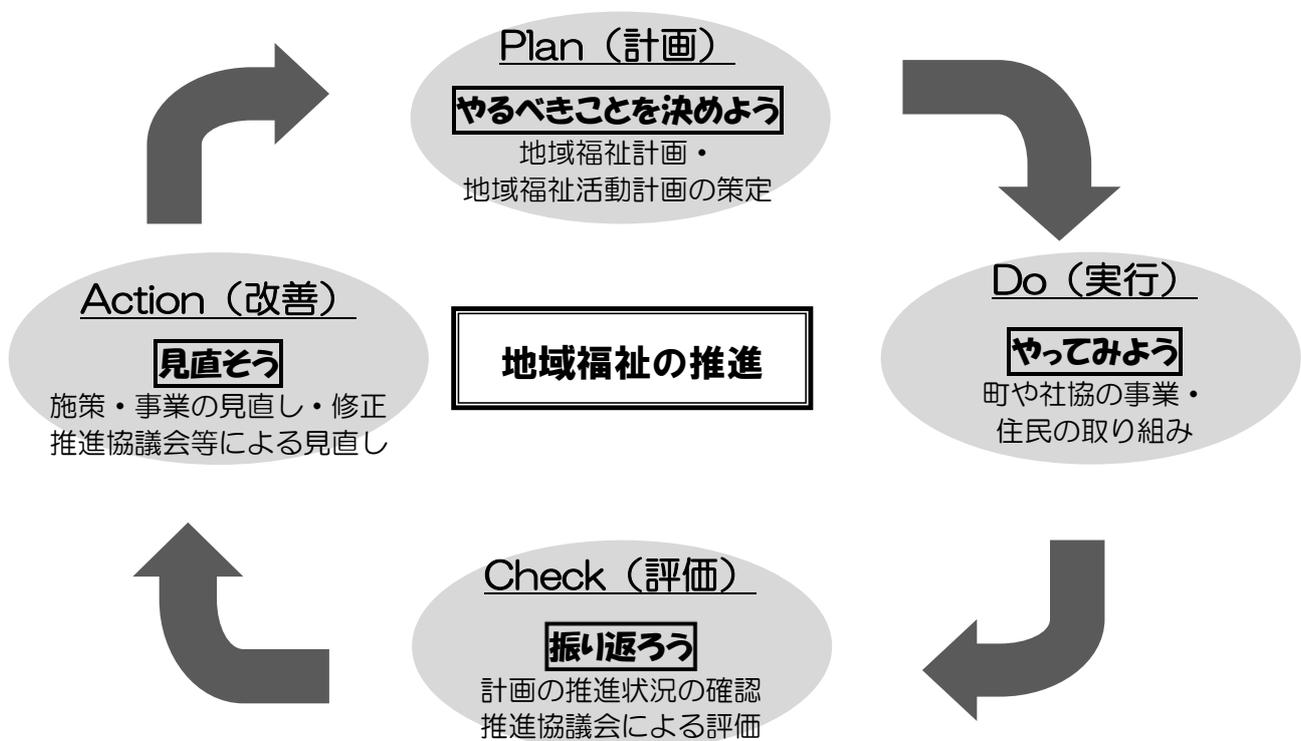
また、計画の点検・評価については、PDCAサイクルに基づいて実施します。PDCAサイクルとは、計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法です。

特に評価（Check）方法については、資料編「4 該当事業一覧」に基づく評価シートを作成し、毎年度、事業や取り組みの進捗状況等を把握し、より効果的な計画の推進に努めます。

また、本計画の毎年度の進捗状況を「大和町地域福祉計画推進協議会・地域福祉活動計画策定委員会」に報告し、点検・評価を継続的にを行います。そして本計画の中間年度及び最終年度には、推進協議会において成果目標の達成状況の把握と計画の中間評価・見直しを行います。

なお、取り組みを点検・評価した内容については、広報や社協だより等を使用して町民に広く公開します。

■計画の進捗管理におけるPDCAサイクルのイメージ



資料編

1 大和町地域福祉計画推進協議会設置要綱

第1章 地域福祉計画策定委員会

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、大和町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、計画の進捗状況を管理し、必要とすべき措置についての意見を聴き、もって計画の総合的な推進に資するため、大和町地域福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 住民代表者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要であると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

第 2 章 地域福祉計画策定庁内委員会

(設置)

第 8 条 計画の位置付けから、庁内での協議、連携を必要とすることから庁内に地域福祉計画策定庁内委員会（以下「委員会」）を設置する。

(所掌事務)

第 9 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画策定の素案に関すること。
- (2) 計画推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第 10 条 委員会委員は、町長が指名するものとし、別紙の職にあるもので組織する。

(委員長及び副委員長)

第 11 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長は、副町長とし委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、保健福祉課長の職にあるものとし委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 12 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要あると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 13 条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

2

大和町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 大和町における地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、大和町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）活動計画の策定に関すること
- （2）その他活動計画の策定に必要な事項に関すること

（委員）

第3条 委員会の委員は、15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから大和町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）自治組織等に所属する者
- （3）社会福祉関係団体に所属する者
- （4）民生委員児童委員
- （5）NPO・ボランティア団体に所属する者
- （6）社会福祉事業に携わる者
- （7）社会福祉関係機関に所属する者
- （8）その他会長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は3年とする。

2 選出委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等を会議に出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(費用弁償)

第7条 委員が委員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。ただし関係行政機関の職員である委員には支給しない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の設置に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表1 費用弁償の額

日額 3,000円

附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。

3 大和町地域福祉計画推進協議会委員名簿

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿

No	氏名	備考	期間
1	安齋 由貴子	学識経験者（会長）	2017年10月1日～2020年9月30日
2	千葉 昭	区長会（副会長）	2017年10月1日～2018年3月31日
3	鈴木 利一	民生委員・児童委員協議会	2017年10月1日～2020年9月30日
4	渥美 とみ	保健推進員会	2017年10月1日～2020年9月30日
5	高橋 雪枝	ボランティア友の会	2017年10月1日～2020年9月30日
6	児玉 妙子	子育て支援計画	2017年10月1日～2020年9月30日
7	佐々木 裕美	子育てサークル代表者	2017年10月1日～2020年9月30日
8	中島 一郎	一般社団法人 シルバー人材センター	2017年10月1日～2020年9月30日
9	伊藤 正和	医療関係者	2017年10月1日～2020年9月30日
10	堀田 多美夫	障がい者福祉団体	2017年10月1日～2020年9月30日
11	澁谷 秀一	老人クラブ連合会	2017年10月1日～2018年3月31日
12	蜂谷 宏	社会福祉法人 永楽会	2017年10月1日～2020年9月30日
13	佐々木 伸弥	仙台公共職業安定所大和出張所	2017年10月1日～2020年9月30日
14	庄子 智広	宮城県保健福祉部社会福祉課	2017年10月1日～2020年9月30日
15	大和田 学	県社会福祉協議会	2017年10月1日～2020年9月30日
※	若生 昇	区長会（副会長）	2018年4月1日～2020年9月30日
※	菅原 正郎	老人クラブ連合会	2018年4月1日～2020年9月30日

※会長等の変更に伴う2018年度からの委員 (順不同、敬称略)

* 計画策定にあたっては、東北福祉大学大学院教授 大橋謙策氏に、指導・助言をいただきました。

(2) 地域福祉計画策定庁内委員会名簿

No	氏名	備考	期間
1	浅野 喜高	副町長	2017年10月1日～2020年9月30日
2	櫻井 和彦	総務課長	2017年10月1日～2018年3月31日
3	内海 義春	子育て支援課	2017年10月1日～2020年9月30日
4	蜂谷 俊一	都市建設課	2017年10月1日～2020年9月30日
5	千坂 俊範	財政課	2017年10月1日～2020年9月30日
6	三浦 伸博	まちづくり政策課	2017年10月1日～2018年3月31日
7	小川 晃	教育委員会教育総務課	2017年10月1日～2020年9月30日
8	千葉 喜一	保健福祉課	2017年10月1日～2018年3月31日
※	後藤 良春	総務課長	2018年4月1日～2020年9月30日
※	千葉 正義	まちづくり政策課	2018年4月1日～2020年9月30日
※	櫻井 修一	保健福祉課	2018年4月1日～2020年9月30日

※2018年度の人事異動に伴う2018年度からの委員

(順不同、敬称略)

4 該当事業一覧

事業・取り組み名	担当課	備考
1 みんなで支え合う地域づくり		
(1) 福祉意識の醸成		
①地域福祉に関する普及啓発		
地域活動への男女共同参画の推進	総務課	
福祉のまちづくりの推進	社会福祉協議会	
赤い羽根共同募金（歳末たすけあい運動）の実施	社会福祉協議会	
②福祉教育の推進		
学校での福祉教育の推進	教育総務課	
地域福祉やボランティア活動に関する町民意識の啓発	社会福祉協議会	
③障がい者への理解・配慮の促進		
障がいへの理解の促進	保健福祉課	
差別解消に向けた取り組みの推進	保健福祉課	
町職員及び関係機関等における合理的配慮の推進	総務課・保健福祉課	
(2) 地域福祉活動の充実		
①多様な担い手の育成		
地域づくり人材育成事業	まちづくり政策課	
学校支援ボランティア活動の支援（協働教育推進協議会）	生涯学習課	
家庭教育サポートチーム事業（子育てサポーター養成）	生涯学習課	事業実施期間： 2019年度～2021年度
②見守り活動の推進		
あんしんコールセンターサービス事業	保健福祉課	
お元気訪問員事業	保健福祉課	
配食サービス事業	保健福祉課	
水道メーター検針時の安否確認	上下水道課	新規事業
③ボランティア活動の強化		
ボランティア講座やリーダー研修会の開催	社会福祉協議会	
ボランティア団体の支援	社会福祉協議会	
ボランティア交流会の開催	社会福祉協議会	

事業・取り組み名	担当課	備考
2 人と人がつながる地域づくり		
(1) 地域のつながりの強化		
①地域での交流の促進		
生活支援体制整備事業	保健福祉課	
家庭教育サポートチーム事業	生涯学習課	再掲
空家対策	都市建設課	
公共施設の活用検討	財政課等	
多様な交流機会の創出	社会福祉協議会	
②つながって生きることの推進		
自死予防の推進	保健福祉課	
学校における SOS 教育	教育総務課	
日常的な交流の場・機会の創出	社会福祉協議会	
地域福祉活性化事業	社会福祉協議会	
地域活動支援センターの運営	社会福祉協議会	
③サロンの充実		
地域福祉活性化事業	保健福祉課	となりぐみ生き 生きサロン事業
(2) 地域課題の解決に向けた体制整備		
①複合化した課題に対応する体制の構築		
社会福祉協議会を中心とした健康、福祉、生涯学習、まちづくり等関連する民間団体や関係機関の連携による地域福祉ネットワークの整備・充実	保健福祉課	
関係者との会議・各課各種推進会議の開催	保健福祉課	
包括的な支援体制の整備	保健福祉課	新規事業
切れ目のない支援体制の構築	保健福祉課・ 子育て支援課	新規事業
②関係機関との連携強化		
保健・医療・福祉の連携	保健福祉課・ 子育て支援課	
地域ケア会議の運営・充実	保健福祉課・ 子育て支援課	
町内立地企業における企業内保育の促進	子育て支援課	
生活支援体制整備事業の実施	社会福祉協議会	
障害者相談支援事業の実施	社会福祉協議会	

事業・取り組み名	担当課	備考
3 安心して暮らせる地域づくり		
(1) 防犯・防災対策の推進		
①地域の防災力の向上		
自主防災組織結成促進事業	総務課危機対策室	
町民向け総合防災訓練、消防団員向け水防訓練、消防操法訓練等の実施	総務課危機対策室	
防災・防火に関する自主防災組織講習会の開催	総務課危機対策室	
婦人防火クラブ、幼・少年防火クラブ、事業所等の防火組織の育成支援	総務課危機対策室	
災害ボランティアセンター研修会の開催	社会福祉協議会	
ひとり暮らし高齢者への災害時非常持出し袋の配布	社会福祉協議会	
民生委員・児童委員協議会作成の災害時要援護者マップの活用	社会福祉協議会	
②地域の防犯体制の強化		
町内各地区の防犯パトロール隊の活動推進・支援	総務課危機対策室	
防犯協会への加入促進と組織の育成・支援	総務課危機対策室	
消費者生活講座等消費者を対象とした各種講座の開催	総務課	
(2) 生活環境の整備		
①住宅の確保と公共施設の整備		
母子・父子家庭への公営住宅や保育所の優先利用制度の適用	子育て支援課・都市建設課	
公共施設へのスロープ、エレベーター、障がい者用トイレ、手すり等の設置	財政課等	
公共施設等のバリアフリー化	財政課等	
道路改良工事に合わせた歩・車道の分離や歩道の段差解消	都市建設課	
防犯灯、街路灯等の整備	都市建設課	
児童発達支援センターの設置・子育て支援施設の充実	子育て支援課	
②交通・移動手段の整備		
デマンドタクシー・町民バスの運行	まちづくり政策課	
移動手段の確保・負担の軽減	まちづくり政策課	
高齢者・福祉タクシーの利用助成	保健福祉課	
(3) 健康意識の向上と生きがいくくり		
①健康づくり活動の継続と強化		
健康たいわ21 プラン推進事業	保健福祉課	
健康づくり地区組織の育成支援	保健福祉課	
地区健康教室、自主グループ活動支援	保健福祉課	
介護予防普及啓発事業	保健福祉課	
②多様な活動・社会参加の場の充実		
まほろば大学の開講等高齢者のための学習教室の開催	生涯学習課・公民館	
各種サークルや文化協会加盟団体等高齢者の生きがいくくり自主活動組織の育成支援と活動の場の提供	公民館	
各種スポーツ教室や大会、スポーツフェアの開催	生涯学習課	

事業・取り組み名	担当課	備考
4 適切な支援が受けられる地域づくり		
(1) 相談支援・情報提供体制の充実		
① 包括的相談支援体制の構築		
困難ケース等を担当するケアマネジャーの支援やケアマネジャー・ケアスタッフの研修会の開催	保健福祉課	
総合相談窓口となる地域包括支援センターと専門職員の充実	保健福祉課	
総合相談事業	保健福祉課	
包括的な支援体制の整備	保健福祉課	新規事業・再掲
切れ目のない支援体制の構築	保健福祉課・子育て支援課	新規事業・再掲
生活相談所の設置	社会福祉協議会	
② 情報提供体制の強化		
「広報たいわ」と町ホームページの充実	総務課	
行政情報のアクセシビリティの向上	総務課	
情報提供の充実	社会福祉協議会	
(2) 制度や福祉サービスの強化		
① 福祉サービスの充実と展開		
高齢者福祉事業	保健福祉課	
地域生活支援事業	保健福祉課	
地域生活支援拠点等整備事業	保健福祉課	新規事業
生活支援体制整備事業	保健福祉課	
日常生活自立支援事業の実施	社会福祉協議会	
② 権利擁護の推進		
権利擁護に関する相談窓口の周知と活用促進	保健福祉課	
消費生活相談窓口の配置・充実	総務課	
③ 虐待の予防と早期発見		
虐待防止対策等の推進	教育総務課・子育て支援課・保健福祉課	
(3) 自立した地域生活の構築		
① 生活困窮者等の把握と支援		
生活困窮者等の把握	保健福祉課・教育委員会	
子育て学習支援等の幼児・家庭教育の推進	教育総務課	
生活安定資金・福祉資金の貸付	社会福祉協議会	
緊急用食料等支援事業の実施	社会福祉協議会	
② 罪を犯した人や被害にあった方への自立支援		
男女共同参画の推進	総務課	
地域定着支援センター・保護観察所等関係機関との連携	保健福祉課	
③ 就労支援の推進		
ハローワーク等関係機関との連携	保健福祉課	

5 策定経過

(1) 2017 年度

年月日	会議名等	内容
2017年 10月3日	第1回 大和町地域福祉計画推進協議会・大和町地域福祉活動計画策定委員会 大和町地域福祉計画策定庁内委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画について ・計画策定について
2017年 12月1日～ 12月18日	大和町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・町内在住 20 歳以上の町民 (2,000 件配布、うち 788 件回収、回収率 34.4%)
2018年 1月24日～ 2月7日	地域福祉に関する関係団体アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内の福祉関係事業者や団体等 (100 件配布、うち 75 件回収、回収率 75.0%)
2018年 3月5日午後	地区懇談会 (鶴巣地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者 33 名
2018年 3月8日午前	地区懇談会 (宮床・小野地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者 18 名
2018年 3月9日午前	地区懇談会 (吉岡地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者 37 名
2018年 3月9日午後	地区懇談会 (落合地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者 18 名
2018年 3月15日午前	地区懇談会 (もみじヶ丘・杜の丘地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者 19 名
2018年 3月15日午後	地区懇談会 (吉田地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者 27 名
2018年 3月16日	大和町地域福祉計画策定庁内委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果等について ・策定委員会運営について
2018年 3月20日	第2回 大和町地域福祉計画推進協議会・大和町地域福祉活動計画策定委員会 大和町地域福祉計画策定庁内委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・町民アンケート調査結果報告について ・関係団体アンケート調査結果報告について ・地区懇談会の結果報告について ・2018 年度事業計画 (案) について

(2) 2018 年度

年月日	会議名等	内容
2018年 5月14日	大和町地域福祉計画策定庁内委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定スケジュール等 ・策定委員会運営について
2018年 7月3日	地域福祉おこし事業研修会（40名参加） 第3回 大和町地域福祉計画推進協議会・大和町地域福祉活動計画策定委員会 大和町地域福祉計画策定庁内委員会 大和町役場職員、社会福祉協議会職員	<ul style="list-style-type: none"> ・研修『地域共生社会政策の具体化と地域包括ケアシステムの構築』 講師：大橋謙策氏
2018年 7月4日	地域福祉おこし事業研修会 対象：推進協議会、一般住民 （234名参加）	<ul style="list-style-type: none"> ・『あなたの老後は誰がみる～福祉でまちづくり』 講師：大橋謙策氏 会場：まほろばホール
2018年 7月18日	第4回 大和町地域福祉計画推進協議会・大和町地域福祉活動計画策定委員会 大和町地域福祉計画策定庁内委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉おこし事業報告 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画骨子案について
2018年 10月10日	大和町地域福祉計画策定庁内委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について
2018年 10月24日	第5回 大和町地域福祉計画推進協議会・大和町地域福祉活動計画策定委員会 大和町地域福祉計画策定庁内委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について
2018年 11月1日～ 11月16日	パブリックコメント （計画素案に対する町民意見の募集）	<ul style="list-style-type: none"> ・意見件数 0件
2018年 11月21日	第6回 大和町地域福祉計画推進協議会・大和町地域福祉活動計画策定委員会 大和町地域福祉計画策定庁内委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの報告 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について
2018年 12月5日	大和町議会 全員協議会説明	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画・地域福祉活動計画案について
2019年 1月18日	第7回 大和町地域福祉計画推進協議会・大和町地域福祉活動計画策定委員会 大和町地域福祉計画策定庁内委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画・地域福祉活動計画案について ・概要版（案）について

■ 地域福祉おこし事業研修会



大 和 町
地域福祉計画
地域福祉活動計画

発行年月 平成31（2019）年3月

発 行 大和町・大和町社会福祉協議会

編 集 大和町保健福祉課・大和町社会福祉協議会

大和町

〒981-3680 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

TEL：022-345-7221 FAX：022-345-7240

社会福祉法人 大和町社会福祉協議会

〒981-3621 宮城県黒川郡大和町吉岡字館下88番地

大和町保健福祉総合センター（ひだまりの丘）内

TEL：022-345-2156 FAX：022-345-7280
